

第2次

杉戸町 環境基本計画



令和5年3月

杉戸町



はじめに



皆様は「杉戸町」と聞くとどのようなイメージを持たれるでしょうか。「水田や畑などの田園風景」「河川や水路などの水環境」などを思い浮かべる方が多くいらっしゃるのではないかと思います。杉戸町は関東平野の中でも中川低地に位置し、その地勢を活かした農地や水路などが先人たちの力によって造られていきました。これらの原風景は、宅地化などの開発や耕作放棄地の増加などにより、徐々に形を変えてきています。

杉戸町では、平成15年3月に「本町に住むすべての人々が健やかで心豊かに暮らせる環境を守り、また先人から受け継いだ町の美しい原風景をより良い姿で次の世代に受け継ぐ」ため、杉戸町環境基本計画を策定いたしました。それから20年近くが経過し、当時掲げていた環境の目標について、達成できたものや、できなかったものがありますが、達成できなかった目標については、真摯に反省し、今後どうするべきかを考える必要があります。

10年後の杉戸町の環境を考えるうえで、掲げるべき環境の目標は、当時から引き継がれるものと新しく掲げるものがあります。今回の反省を踏まえ、目標の設定・達成に向けた方法・達成に必要な進行管理などを見直しました。

本計画の計画期間である10年という時間は、地球の歴史という視点で見れば、ほんの一瞬の出来事のようなものですが、この一瞬の出来事の積み重ねにより、産業革命以降において地球を取り巻く環境は大きく変化していきました。

杉戸町でも、地球温暖化による災害の激甚化や、生態系への影響といった問題など様々な問題が発生しています。しかし、住民・事業者・行政がそれぞれの立場からその時にできる「最善」を考え、実行することで、これからの未来は良い方向に向いていくと考えております。今回策定した第2次杉戸町環境基本計画では、それぞれの立場において環境問題に取り組むための方向性について示しています。

最後に、本計画書を作成するにあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、ワークショップにご参加いただきました皆様、本計画書に対してご審議いただきました杉戸町環境審議会の皆様、町民・事業者の立場から様々なご提案をいただきましたすぎと環境会議の皆様、その他本計画書の策定に関わっていただきました全ての皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

杉戸町長 窪田 裕之

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画改定の背景・目的	2
2 計画の役割	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の範囲	4
5 計画の期間	4
6 計画策定の方向性	5
7 各主体の役割	6
8 計画の構成	7
第2章 杉戸町の現状と課題	9
1 社会情勢の変化	10
2 環境の現状	15
3 前計画の評価	23
4 環境に関するアンケート調査	24
5 杉戸町の課題	27
第3章 杉戸町が目指す環境	29
1 環境の将来像と環境目標	30
2 施策体系	34
第4章 目標実現に向けた取組	37
環境の将来像1 農地が保全され周辺環境と調和していくまち	38
環境の将来像2 水と緑豊かで安らぎを感じられるまち	40
環境の将来像3 環境汚染がなく安心・安全で暮らしやすいまち	43
環境の将来像4 資源を適正に循環利用していくまち	45
環境の将来像5 地球に優しく気候変動に適応した脱炭素を目指すまち	47
環境の将来像6 環境問題について全ての人が考え、実践するまち	51
第5章 杉戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	55
1 計画の背景	56
2 基本的事項	62
3 温室効果ガス排出量の推計	63
4 温室効果ガス排出量の削減目標	69
5 目標達成に向けた取組	73

第6章 地域気候変動適応計画	75
1 気候変動への適応とは	76
2 気候変動における影響の評価	77
3 気候変動の影響への適応策	80
第7章 計画の推進体制と進行管理	81
1 計画の推進体制	82
2 計画の進行管理	84
資料編	85
1 杉戸町環境基本条例	86
2 諮問書及び答申書	92
3 計画の策定経過	95
4 杉戸町環境審議会	96
5 すぎと環境会議	96
6 杉戸町環境計画策定会議	97
7 杉戸町環境計画策定作業部会	97
8 アンケート調査結果	98
9 用語集	111

文章中などにおいて＊が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章

計画の概要

- 1 計画改定の背景・目的
- 2 計画の役割
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の範囲
- 5 計画の期間
- 6 計画策定の方向性
- 7 各主体の役割
- 8 計画の構成



第1章 計画の概要

1 計画改定の背景・目的

町では、平成 15（2003）年に制定した「杉戸町環境基本条例」に基づく計画として、同年に「良好な環境を持続しながら発展しているまち」、「生きものの多様性を育む豊かな自然のあるまち」、「健康で安全に生活できるまち」、「資源の無駄づかいをやめ、地球環境の保全に寄与するまち」、「快適に、そして心豊かに暮らせるまち」の 5 つの環境の将来像の実現を目指し、自然と共生した持続可能な社会を築いていくための指針として「杉戸町環境基本計画」を策定しました。

近年、環境を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、国際的には、平成 27（2015）年に、国連総会において、令和 12（2030）年に向けた「持続可能な開発目標*（以下「SDGs」という。）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。また、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（以下「COP21」という。）において、京都議定書に代わる、新たな気候変動対策に関する国際枠組みである「パリ協定*」が採択され、「世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求」が目標として掲げられました。

国内では、平成 30（2018）年に閣議決定された「第五次環境基本計画*」において、SDGs の考え方を活用しながら、環境・経済・社会を統合的に向上させることの重要性が示されています。そのため、各地域においては、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏*」の考え方により、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域資源を補完し、支え合うことが求められています。

令和 2（2020）年には、政府が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、令和 3（2021）年に閣議決定した「地球温暖化対策計画*」では、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、2030 年度に温室効果ガス*を 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを掲げています。また、近年の気候変動により、農産物の品質低下、災害の増加、熱中症リスクの増加などの影響が全国各地で現れていることから、平成 30（2018）年には「気候変動適応法*」が施行され、国、地方公共団体、事業者及び国民が、気候変動への適応を推進するための役割を明確にし、各地域において必要とされる適応策*を講じていくこととしています。

また廃棄物の分野では、令和元（2019）年には「食品ロスの削減の推進に関する法律*」、令和 4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律*」が施行され、循環型社会*の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められています。

このような社会情勢の中で、当町では、人口減少や少子高齢化の進行に加え、基幹産業の農業における従事者の減少及び高齢化の問題や、頻発する自然災害への対策、公共インフラの老朽化といった、環境問題と合わせて解決すべき課題を多く抱えています。

これらの当町を取り巻く課題や、社会情勢の変化への対応に加え、「杉戸町環境基本計画」の計画期間が令和 4（2022）年度に終了することを踏まえ、SDGs や脱炭素社会*の実現など、近年の環境意識や社会情勢の変化に対応した「第 2 次杉戸町環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画では、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図り、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに、良好な環境を確保することにより、町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるまちを実現することを目的とします。

2 計画の役割

本計画には、前項の目的を達成するために、以下に示す3つの役割があります。

- ・当町の環境の将来像や環境目標についての共通認識を示すこと
- ・町が実施する環境に関する施策や事業の方針を示すこと
- ・環境の保全や創造を図るために必要な町民や事業者の行動を促す指針を示すこと

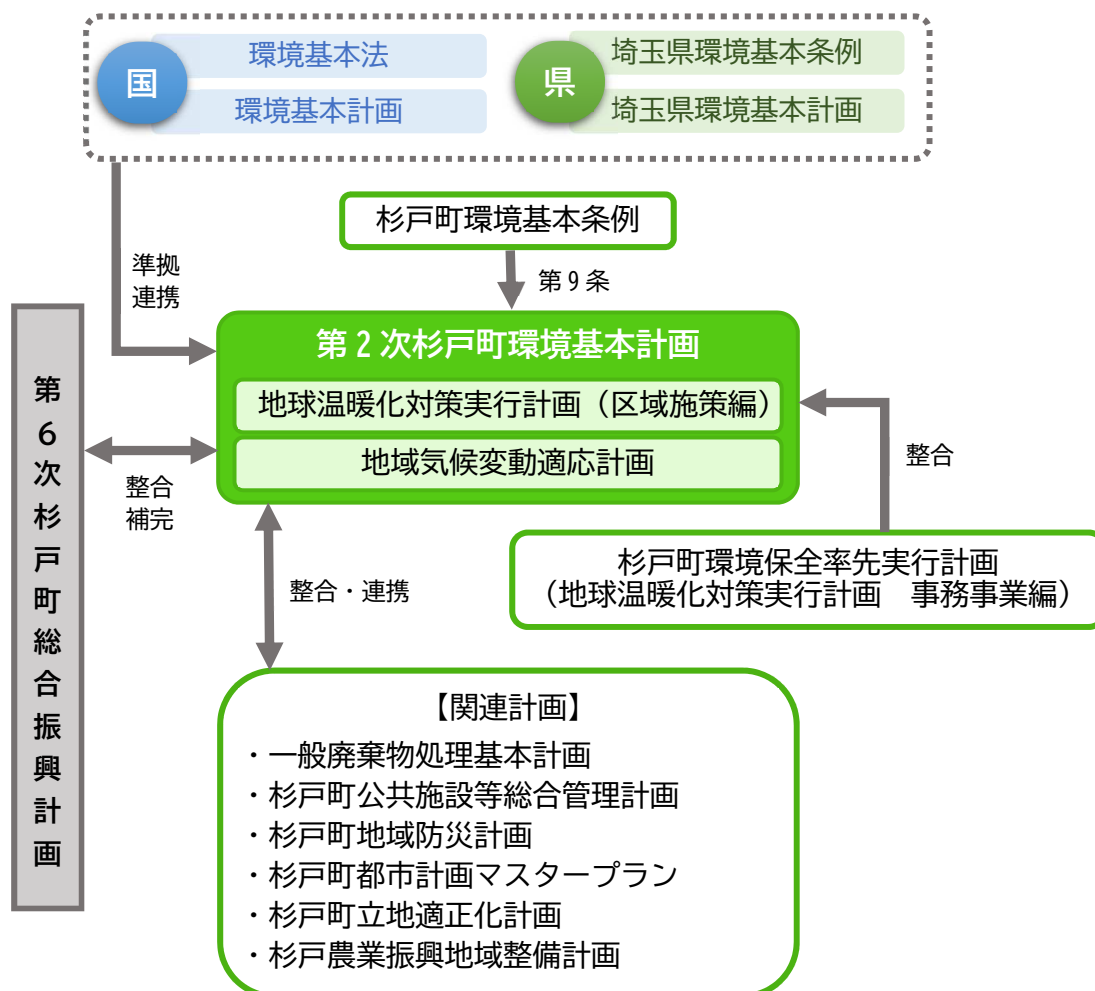
3 計画の位置づけ

本計画は、第6次杉戸町総合振興計画に示すまちの将来像「みんなで育てるまち すぎと～自然とやさしさがあふれるまちへ～」を環境面から実現していくための計画です。また、環境保全に取り組む上で最も基本となる計画であり、町が策定する全ての個別計画や施策については、環境の観点から本計画との整合を図っていきます。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律*」（以下「温対法」という。）第21条の規定に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）*」及び「気候変動適応法」第12条の規定に基づく「地域気候変動適応計画*」を内包します。

また、町の事務事業における温室効果ガス排出量削減に関する「杉戸町環境保全率先実行計画（地球温暖化対策実行計画（事務事業編）*）」との整合を図ります。

◆計画の位置づけ



4 計画の範囲

本計画の対象とする地域は、当町全域としますが、環境問題は広域的に影響し合っていることから、必要に応じて国や埼玉県、近隣自治体との連携を行います。

対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「資源循環」、「地球環境」、「参加・協働」を基本とし、これらに関係する人間の諸活動を含むものとします。

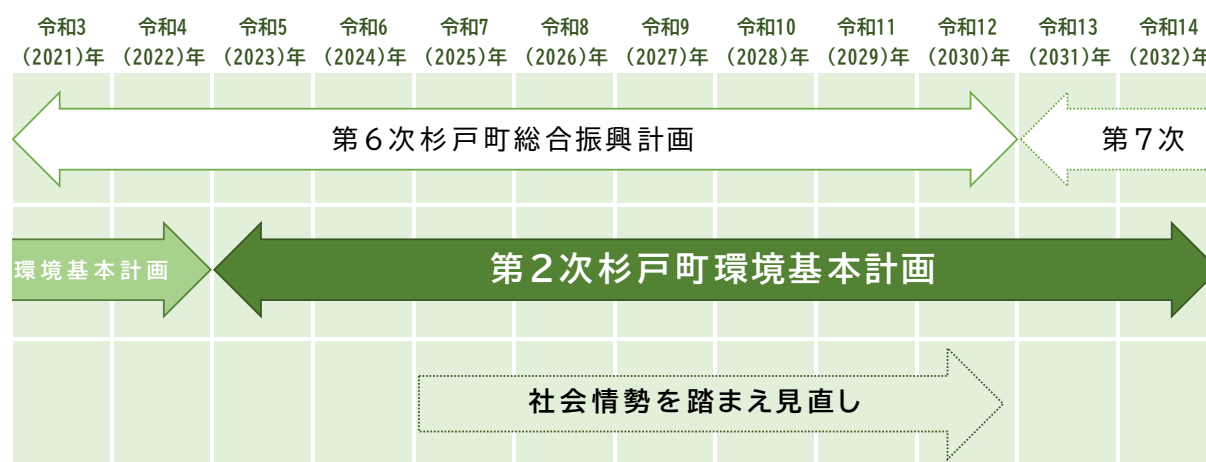
◆計画の対象とする環境の範囲

区 分	対 象
自然環境	動植物、水環境、地形、地質、農地、里地里山、公園、河川、生物多様性*など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、交通、悪臭、歴史的な資源、景観、観光など
資源循環	ごみの発生抑制・再使用・再資源化、廃棄物適正処理、食品ロス*、プラスチック資源循環など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、省エネルギー、防災・減災、気候変動など
参加・協働	環境教育、環境学習、各主体の協働による環境活動など

5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、国内外の社会情勢の著しい変化に合わせて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



6 計画策定の方向性

(1) 「SDGs（持続可能な開発目標）」及び国の「第五次環境基本計画」の考え方の反映

国の「第五次環境基本計画」では、持続可能な社会の構築に当たっては、健全で恵み豊かな環境を基盤とし、その上に経済社会活動が存在していることを念頭に、経済成長や社会基盤の質の向上等を主たる目的とした取組が、環境への負荷の増大につながらないような形に社会を転換していくことが必要不可欠とされています。

そのため、環境の観点から経済・社会に関連する施策を盛り込むことで、持続可能なまちづくりや地域創生を推進し、人口減少などの当町が抱える課題の解決にも資するものとします。

また、国の「第五次環境基本計画」と同様に、各分野にまたがった取組を進め、町が目指す将来像の実現をしていきます。

(2) 国の最新動向を反映した施策の実施

国の「地球温暖化対策計画」や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、温室効果ガス排出量の削減に向けた緩和策*を進めていくとともに、気候変動による影響を回避・軽減するため、地域特性を踏まえた適応策を進めていきます。

また、再生可能エネルギー*の重要性が高まっていることから、当町においても再生可能エネルギーの普及を更に推進します。

(3) 新たな法令に対応した施策の実施

「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応していくために、まだ食べることができる食品については、できるだけ食品としての活用を進め、プラスチックについては、資源循環の促進のための取組や仕組みづくりを推進します。

(4) 関連計画との整合を図り、取組の実効性を確保

本計画は、「第6次杉戸町総合振興計画」に示す当町の将来像を環境面から実現していく計画であるため、「第6次杉戸町総合振興計画」で掲げる8つのまちの未来像を実現するための施策との整合を図ります。

また「杉戸町都市計画マスタープラン」や「第3次杉戸町環境保全率先実行計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」など、前計画の推進期間内に改定が行われた関連計画については、改定内容について、施策や目標の整合を図ります。

7 各主体の役割

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、町民・事業者・町が環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。そのため、各主体の役割について下記のとおりとしました。

■町民の役割

- 一人ひとりが、環境問題の被害者であるとともに加害者であることを認識し、日常生活において、できることから環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践する。
- 変化し続ける環境問題について、関連する情報に関心を持ち、自身ができる環境問題に対する取組の「最善」を考える。
- 町が推進する環境施策に積極的に協力するとともに、町が作成する年次報告に基づき、施策の実施状況等に対して意見・提案を行う。

■事業者の役割

- 事業活動は、環境に大きな負荷を与える可能性が高いことを認識し、地域環境の向上に貢献するため、環境負荷の低減や環境保全の視点を取り入れた事業活動を継続的に行う。
- 環境負荷の低減、環境保全に関する知識の向上及び設備投資に努める。
- 町が推進する環境施策や、町民が行う環境保全の取組に積極的に協力するとともに、町が作成する年次報告に基づき、施策の実施状況等に対して意見・提案を行う。

■町の役割

- 本計画で設定した環境施策を計画的に実施するとともに、国・県・近隣市町との連携を積極的に図っていく。
- 一人ひとりの環境に対する関心を高めるため、環境問題に関する情報を広く発信するとともに、町民・事業者が行う環境保全の活動を支援する。
- 本計画に示した町の取組方針に基づき、公務における環境負荷の低減や、環境保全のための行動を職員自らが率先して実践する。
- 持続可能な社会の発展を目指し、町民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進する。

8 計画の構成

第1章 計画の概要

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|---------|
| 1 計画改定の背景・目的 | 2 計画の役割 | 3 計画の位置づけ | 4 計画の範囲 |
| 5 計画の期間 | 6 計画策定の方向性 | 7 各主体の役割 | 8 計画の構成 |

第2章 杉戸町の現状と課題

- | |
|--|
| 1 社会情勢の変化
(1)世界の動向 (2)日本の動向 (3)埼玉県動向 (4)杉戸町の動向 |
| 2 環境の現状
(1)農地・農業 (2)自然環境 (3)生活環境 (4)資源循環 (5)地球環境 (6)参加・協働 |
| 3 前計画の評価 |
| 4 環境に関するアンケート調査
(1)町民の環境への満足度 (2)事業者の環境への満足度 (3)重点的に進めるべき施策 |
| 5 杉戸町の課題
(1)農地・農業 (2)自然環境 (3)生活環境 (4)資源循環 (5)地球環境 (6)参加・協働 |

第3章 杉戸町が目指す環境

- | | |
|---------------|--------|
| 1 環境の将来像と環境目標 | 2 施策体系 |
|---------------|--------|

第4章 目標実現に向けた取組

- | | |
|---------|--------------------------|
| 環境の将来像1 | 農地が保全され周辺環境と調和していくまち |
| 環境の将来像2 | 水と緑豊かで安らぎを感じられるまち |
| 環境の将来像3 | 環境汚染がなく安心・安全で暮らしやすいまち |
| 環境の将来像4 | 資源を適正に循環利用していくまち |
| 環境の将来像5 | 地球に優しく気候変動に適応した脱炭素を目指すまち |
| 環境の将来像6 | 環境問題について全ての人が考え、実践するまち |

第5章 杉戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

- | |
|--|
| 1 計画の背景
(1)地球温暖化のメカニズム (2)地球温暖化の現状
(3)地球温暖化による影響の将来予測 (4)計画の背景 |
| 2 基本的事項
(1)計画の目的 (2)基準年度及び目標年度 (3)対象とする温室効果ガス |
| 3 温室効果ガス排出量の推計
(1)杉戸町における温室効果ガス排出量 (2)部門別温室効果ガス排出量 |
| 4 温室効果ガス排出量の削減目標
(1)温室効果ガス排出量の将来推計 (2)温室効果ガス排出量の削減目標 |
| 5 目標達成に向けた取組 |

第6章 地域気候変動適応計画

- | | | |
|--------------|-----------------|----------------|
| 1 気候変動への適応とは | 2 気候変動における影響の評価 | 3 気候変動の影響への適応策 |
|--------------|-----------------|----------------|

第7章 計画の推進体制と進行管理

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|

第2章

杉戸町の現状と課題

- 1 社会情勢の変化
- 2 環境の現状
- 3 前計画の評価
- 4 環境に関するアンケート調査
- 5 杉戸町の課題



第2章 杉戸町の現状と課題

1 社会情勢の変化

(1) 世界の動向

■持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット*」において、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として SDGs が掲げられました。

SDGs は、人間、豊かさ、平和、パートナーシップ及び地球の 5 つの要素について、「誰一人取り残さない」を合言葉に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12（2030）年を期限とする包括的な 17 の目標と 169 のターゲットを設定しています。

この中には、地球環境そのものの課題や、地球環境と密接にかかわる課題が数多く含まれており、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

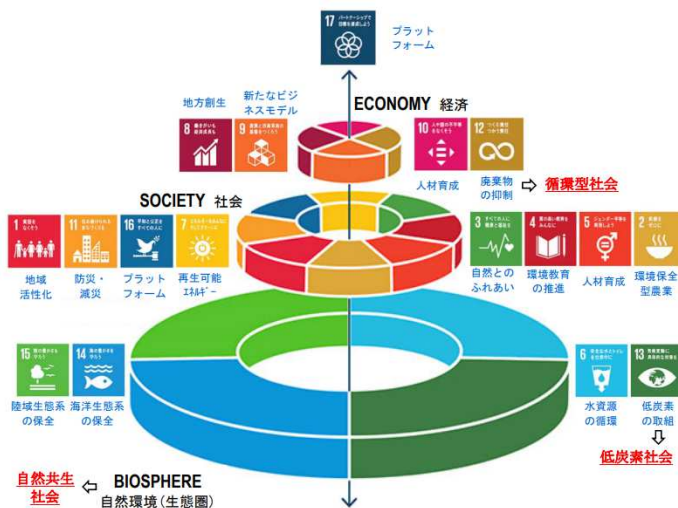
◆SDGs を構成する 5 つの要素



出典：国際連合広報センター

SDGs ウェディングケーキモデル

下の図は SDGs の 17 の目標を 3 層に分類して総合的に整理した「SDGs のウェディングケーキ図」です。「経済」は「社会」に、「社会」は「（自然）環境」に支えられて成り立つという考え方を示しています。環境・経済・社会の同時解決を図る地域循環共生圏構築の取組が SDGs 達成に向けた優れたアプローチ（手段）となっていることがわかります。



出典：森里川海からはじめる地域づくり 森里川海からはじめる地域づくり（Stockholm Resilience Centre の図より環境省が作成）

■パリ協定

平成 27（2015）年 12 月の COP21 において、令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃よりも十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を世界共通の長期目標としています。

また、令和 3（2021）年 10 月の国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）では、パリ協定の 1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボンニュートラル*及びその経過点である令和 12（2030）年に向けた野心的な気候変動対策が議論されました。

（２）日本の動向

■国の「第五次環境基本計画」の策定

平成 30（2018）年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③持続可能な循環共生型の社会「環境・生命文明社会」の実現が掲げられました。分野横断的な 6 つの重点戦略を設定し、SDGs の考え方も活用しながら、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からイノベーションを創出し、経済・社会的課題の「同時解決」を図り、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげることを目指しています。

◆地域循環共生圏イメージ



出典：「第五次環境基本計画の概要」（環境省）

■循環型社会の形成

平成 30（2018）年に閣議決定された「第四次循環型社会形成推進基本計画*」では、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを掲げ、国が講ずべき施策を示しています。

また、令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、令和 2（2020）年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくとしています。

加えて、海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、令和 4（2022）年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable*）を促進するための措置事項が示されています。

■生物多様性の保全

生物多様性に関する国際目標では、令和4年（2022年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「愛知目標」の後継である令和2年（2020年）以降の生物多様性に関する世界目標となる「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択されました。生物多様性の観点から令和12年（2030年）までに陸と海の30%以上を保全する「30by30」が主要な目標の一つとして定められたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化等の目標が採択されました。

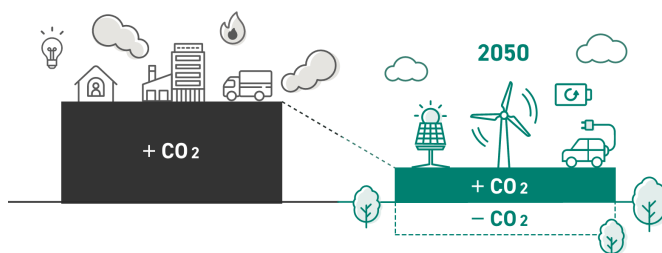
国では、ポスト愛知目標に向かって、グリーンインフラ*など生態系*を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策（Eco-DRR*）、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

■脱炭素社会の実現

令和3（2021）年の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正により、地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や令和2（2020）年に表明した「2050年カーボンニュートラル宣言」が基本理念として法に位置づけられました。

また、同年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、気候変動に関する政府間パネル*（Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、「IPCC」という。）の「1.5℃特別報告書」を受けて、日本においても令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指し、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

◆カーボンニュートラル



出典：脱炭素ポータル（環境省）

■気候変動適応策の推進

地球温暖化その他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、平成30（2018）年に「気候変動適応法」を施行し、国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担うべき役割を明確化しました。

また、令和3（2021）年に新たな「気候変動適応計画*」を閣議決定し、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

◆緩和と適応



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

（３）埼玉県の動向

■埼玉県環境基本計画の策定

「埼玉県環境基本計画」は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会」の構築を図ることを目的としています。令和４（２０２２）年２月には、社会経済情勢等の変化や環境問題を巡る国内外の動向を踏まえ、第５次埼玉県環境基本計画が策定されました。同計画では、２１世紀半ばを展望した３つの長期的な目標として、「１ 温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり」、「２ 安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり」、「３ あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり」を掲げています。

■循環型社会の形成

令和３（２０２１）年に「第９次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定し、「３Ｒの推進」、「廃棄物の適正処理の推進」、「災害発生時等のレジリエンス強化」、「持続可能な廃棄物処理の推進」の４つの施策を中心に取組を展開しています。

特に重点的に取り組む課題である「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用に対して持続可能で環境にやさしい循環型社会を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。

■生物多様性の保全

平成３０（２０１８）年２月に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、３つの基本戦略を定め、生物多様性に関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全及びこれらを維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取組内容を示しています。

また、令和４（２０２２）年には「第３次埼玉県広域緑地計画」を策定し、緑を守り育て活かすことを通じて、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉」を実現するため、２１世紀半ばを展望した埼玉における緑の将来像を「多様で豊かな緑と共生する『埼玉』」とし、長期的な視点で着実に緑を守り育てるとしています。

■地球温暖化対策及び気候変動適応策の推進

令和２（２０２０）年に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）」を策定し、「脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を目指すべき将来像として掲げ、取組を進めています。緩和策に取り組むだけでなく、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として、適応策についても取組を定めています。また、令和２（２０２０）年に「地球温暖化への適応に向けて～取組の方向性～」を「地球温暖化対策（適応策）の方向性」に改定し、適応策専門部会において気候変動に関する情報や施策の実施状況について情報共有を行うとしています。

（４）杉戸町の動向

■第６次杉戸町総合振興計画

令和３（２０２１）年３月に策定した「第６次杉戸町総合振興計画」では、基本理念を「みんなで考え、行動することで、よりよい「杉戸」をつくる」と定め、まちの将来像として「みんなで育てるまち すぎと ～自然とやさしさがあふれるまちへ～」を掲げています。

また、環境に関連する未来像として「未来像２ 子どもたちに未来を拓く力を育むまち」、「未来像３ 生涯を通じて学び、郷土に愛着を持てるまち」、「未来像５ 地域がつながり、安全で災害に強いまち」、「未来像６ 魅力ある産業を育み、発信できるまち」、「未来像７ 機能的で自然と調和した快適なまち」が掲げられています。

◆まちの将来像



出典：第６次杉戸町総合振興計画

■一般廃棄物処理基本計画

平成２４（２０１２）年３月に改定した「一般廃棄物処理基本計画」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第６条の規定に基づき、ごみの減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るための計画です。

基本方針として、「快適で、ゆとりのあるまち」を掲げ、町民・事業者・町との協働により、ごみの発生抑制や再利用による減量化、リサイクル*等、「ごみゼロ」に向けた取組を進めるとともに、ごみの収集、処理体制の充実をはじめ、一般廃棄物の適正処理を推進し、自然環境と調和した持続可能な循環型社会の形成に積極的に取り組んでいます。

■地球温暖化対策と適応策の推進

平成３１（２０１９）年に「第３次杉戸町環境保全率実行計画（地球温暖化対策実行計画 事務事業編）」を策定し、４つの取組の基本方針のもと、町の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。また、令和４（２０２２）年に「杉戸町公共施設等総合管理計画」を改訂し、少子高齢化の急激な進行及び人口減少によるニーズの変化や公共施設等の老朽化などを踏まえ、点検・診断、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、ユニバーサルデザイン化、統合や廃止に関する方針を示しています。

さらに、令和４（２０２２）年に「杉戸町地域防災計画」を修正し、町民、行政、関係機関・団体等がそれぞれの役割を自覚し、互いの連携を基本として防災対策に取り組むため、「災害に強いまちづくり」、「地域防災力の向上」、「災害に強い体制づくり」、「実践的な応急／復旧・復興対策計画の確立」の４つの基本方針のもとに防災対策を推進しています。

2 環境の現状

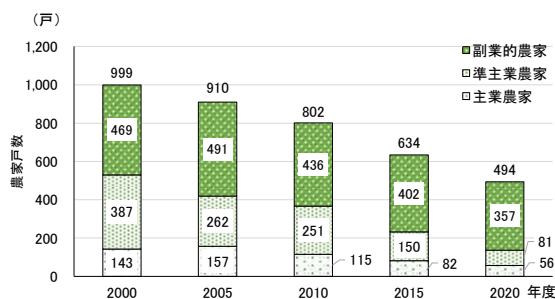
(1) 農地・農業

《農地の保全》

当町の総農家戸数は年々減少傾向にあり、令和2（2020）年度には494戸となっており、農業経営や農地の維持管理も困難になっています。

このような状況を踏まえ、町では新規就農者を増やす取組として、「明日の農業担い手育成杉戸塾」を開設するとともに、農家の担い手不足に対応するため、農作業を手伝う援農ボランティアの育成を目的とした「杉戸町農のサポーター育成塾」事業を実施しています。

◆農家戸数の推移



出典：農林業センサス

◆杉戸町農のサポーター育成塾



出典：杉戸町ホームページ

《農作物の地産地消》

町では、特別栽培農産物（低農薬認証）の生産・販売支援を継続的に実施しています。令和2（2020）年度には町内の農家9戸が、節減対象農薬及び化学肥料（窒素成分）の双方を慣行の5割以下に減らして栽培された農産物である「埼玉県特別栽培農産物認証」を取得しました。また、学校給食に低農薬農作物や杉戸産の農産物を使用しています。

◆特別栽培農産物の認証マーク



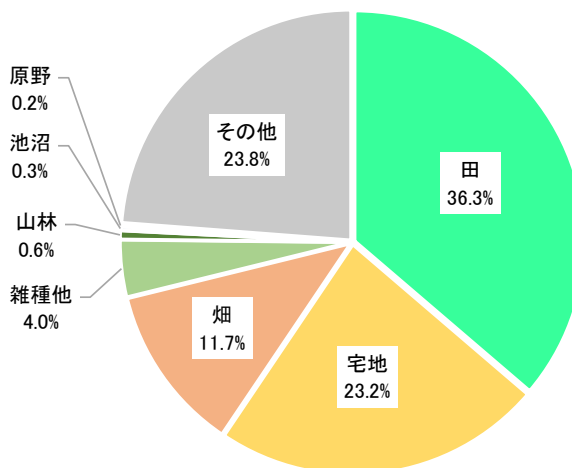
出典：埼玉県ホームページ

《農地景観の保全》

当町の令和3（2021）年における地目別面積は、田が36.3%、宅地が23.2%、畑が11.7%となっており、田と畑を合わせると、町全体の約半数を農地が占めています。

農村景観や地域資源を保全するために、あぜ道や水路の除草作業等の地域農業共同活動を支援する交付金を設けており、令和2（2020）年度には5つの組合に交付金を交付しました。

◆地目別面積

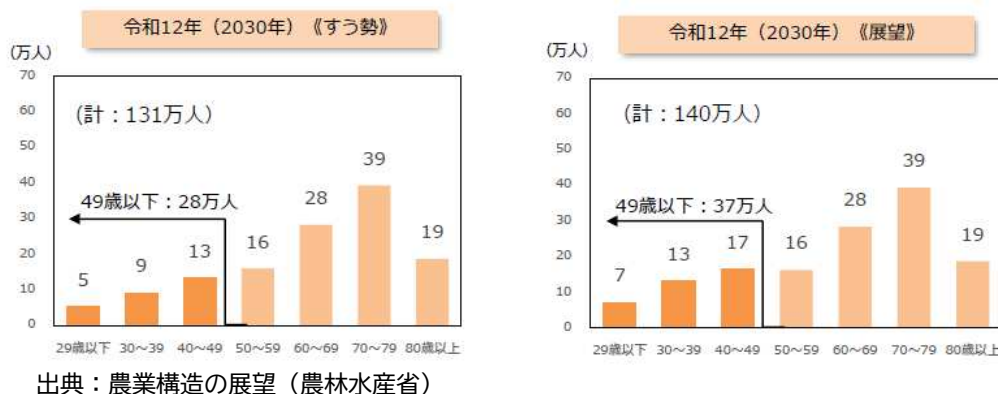


出典：統計すぎと

日本の農業の危機

日本の農業・農村は、農業従事者や農村人口の著しい減少と高齢化に加え、これらに伴う農地面積の減少という問題に直面しています。今後も、農業従事者の大幅な減少が見込まれ、その結果、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの衰退が一層進む地域が発生する事態が懸念されます。加えて、大規模災害、野生鳥獣の食害、家畜の疾病被害などが日本の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による経済活動への影響が懸念されています。農村を維持し、次世代に継承していくためには、所得の向上や雇用機会の確保、農村に住み続けるための条件整備、農村における新たな活力の創出といった視点から、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」による施策を講じ、農村の持続性を高め、農業・農村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮していくことが必要です。農業従事者の人数の変化について、これまでの傾向が続いた場合、49歳以下が28万人になると推計されますが、持続可能な農業構造が実現するように青年層の新規就農を促進し、減少が続く基幹的農業従事者の数を維持することができれば、展望のように長期的に農業就業者数が下げ止まり、49歳以下の農業従事者数が37万人になると予測されます。

◆農業労働力の見通しと展望



杉戸町の稲作

杉戸町は、東に江戸川、西に大落古利根川が流れ、更に中川・倉松川などの豊かな水資源に恵まれた田園地帯が広がっています。この地理条件を活かし、『コシヒカリ』や県の推奨品種『彩のきずな』といった米の生産が盛んに行われています。

近年は、農家の高齢化や後継者不足が大きな課題となっており、小さな農地をまとめて、大きな農地に整備し、作業を効率化することで、大規模な農家が耕作しやすい農地に改善することを推進しています。

◆杉戸町の田園

一方で、国民一人当たりの米の消費が年々減少し、米余り現象が続いていることから、主食用米に代わる飼料用米や加工用米の生産が増えています。また、環境や健康を意識する消費者のニーズに応えた食味の良い減農薬米や不耕起移植栽培など消費者重視・市場重視の考え方に立った売れる米づくりも行われています。



(2) 自然環境

《緑地の保全》

杉戸町は、江戸川沿いの台地、大落古利根川の自然堤防とその間の低地の3つの地形からなり、大部分を低地が占めています。当町の樹木・樹林地は、平地の屋敷林をはじめ、河川改修によって江戸川右岸に残された下総台地の一部や、大落古利根川左岸の河畔砂丘上、寺社境内に残された樹木などがあります。

町では、「杉戸町の樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱（平成7（1995）年）」を制定し、樹木・樹林の保存に努めており、令和2（2020）年時点で保存樹木51本、樹林1箇所1,082㎡を指定しています。また、杉戸町コミュニティづくり推進協議会では、地域住民等の花植え活動を助成する「花いっぱい運動助成事業」を実施し、町の緑化を推進しています。

◆花いっぱい運動事業



出典：杉戸町ホームページ

《生物多様性の保全》

私たち人間が、文化的で豊かな生活を享受し、安心・安全に暮らしていくためには、生物多様性はなくてはならないものになっています。

しかし、町では、農地の耕作放棄、外来種の移入とその増加などが原因で、生態系が変化してきています。

そのため、水辺の生きものの生息・生育環境となる水田や池沼などを保全し、健全な生態系を維持・向上させるため、土水路の保全や生きものの調査などを実施しています。

◆生きものの調査の様子



出典：杉戸町ホームページ

《景観の保全》

好ましい街並み・景観を維持するために、当町の空き地・空き家の所有者に対し、適正な維持管理を通知するとともに、土地の適正管理の支援として、草刈り機及び家庭用剪定枝粉碎機の貸出しを行っています。

また、犬のフンの放置、ごみのポイ捨て対策として、定期的な巡回を行うとともに、他自治体におけるポイ捨て防止条例に関する情報収集等を行っています。

◆貸出用家庭用剪定枝粉碎機



出典：杉戸町ホームページ

南側用水路清流プロジェクト

南側用水路清流プロジェクトとは、平成 25（2013）年に南側用水路に清流を取り戻すために結成された地元ボランティアです。結成前より、南側用水路の自然を観察する「がまツアーリズム」を実施し、水路の保全や、地域の魅力を発信しており、結成後の地道で力強い活動は、メディアにも取り上げられました。

「南側用水路」とは、幸手市内の琵琶溜井を起点とし、杉戸町の中心市街地を縦断して流れる町内延長約 9.5km の水路です。この水路は、江戸時代初期より 360 年にも及び利根川・葛西用水からの水を地域の田んぼに分水する農業用水路として利用されていましたが、昭和 63（1988）年に農業用水のパイプライン化に伴い役目を終えました。役目を終えた南側用水路は、現在「南側水路」と呼ばれています。近年は、崩壊土砂や不法投棄物により水流が阻害され、生活排水の滞留が著しく、水質悪化が深刻です。

杉戸町内を北から南に縦断する用水路の多くの部分は暗渠化されましたが、開渠のまま残る上流域は昔からの原風景が見られます。水路周辺は、多くの自然や歴史が残されており、様々な動植物が存在しています。南側水路を更に魅力的な水辺空間に変えていき、次世代に引き継いでいく努力が必要です。



がまツアーリズム

がまツアーリズムとは、南側用水路清流プロジェクトによる南側水路とその沿川にある歴史や文化を感じられる場所を巡り、地域の魅力を発見するまち歩きです。

南側水路「水と緑のトンネル木道」エリアでは、ボランティアの手により復活した自然あふれる空間を感じることができます。

◆がまツアーリズムの様子



(3) 生活環境

《大気汚染の防止》

当町における大気環境については、蓮田、幸手、久喜観測局の観測結果より把握を行っており、平成 27（2015）年度以降、ほとんどの項目において環境基準を満たしていることから、大気環境は概ね良好な状態で推移しています。

光化学オキシダント*については、全国の多くの他都市と同様に環境基準を満たしておらず、令和 2（2020）年度には、光化学スモッグ*注意報が 4 日発令されています。

町では、大気汚染の対策としてごみの自家焼却や野焼きの防止のため、定期的に公害防止パトロールを行い、指導を行っています。また、町ホームページでの野焼きの規制に関する情報の掲載や、その他の周知啓発活動も行っています。加えて、有害化学物質の発生源施設に対する立ち入り調査を埼玉県と連携して実施しています。

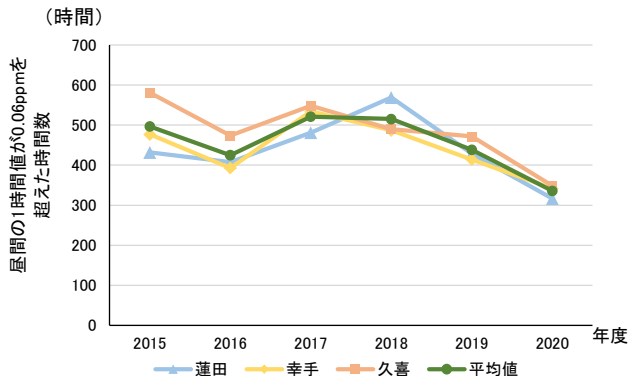
《水質汚濁の防止》

当町の水質については、関係機関が実施する調査結果から把握を行っています。当町の大落古利根川・古川橋では、河川の有機物による水質汚濁の指標となる生物学的酸素要求量（BOD）*は概ね環境基準を達成し、当町周辺の中川・松富橋においても、環境基準値を達成しています。

当町における公共下水道の人口普及率は令和 2（2020）年度において 71.2%となっており、埼玉県及び全国平均を下回っている状況にあります。

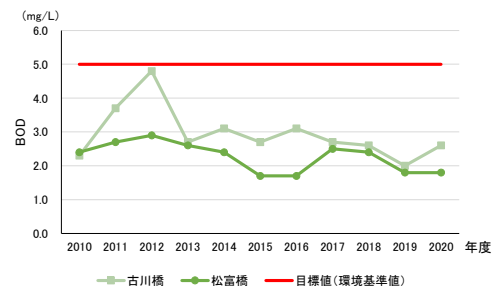
町では、大落古利根川の水辺空間の利活用を推進していくために「古利根川活用推進協議会（ミズベリングすぎと）」による、水辺の除草・清掃活動や水辺空間の利活用の検討などを行っているほか、河川空間の活用を図る団体に対して活動奨励金を交付しています。

◆光化学オキシダントの 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数



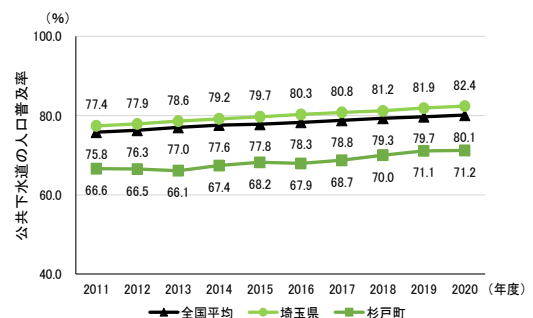
出典：大気環境調査結果報告書（埼玉県）

◆調査地点における BOD の推移



出典：公共用水域（河川及び湖沼）の水質常時監視結果（埼玉県）

◆公共下水道の人口普及率の推移



出典：令和元年度杉戸町生活排水処理基本計画報告書（計画編）（埼玉県）

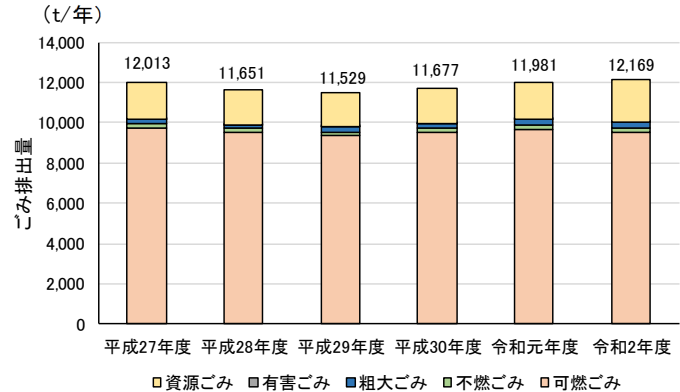
(4) 資源循環

《廃棄物削減対策》

当町からのごみの排出量は、令和2(2020)年度において12,169tであり、平成27(2015)年度以降は、横ばい傾向で推移していましたが、近年は微増となっております。

新型コロナウイルス感染症のまん延に伴う緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置による「新しい生活様式」の実践により、テイクアウト商品や通販利用などが増加したことで、家庭から排出される使い捨て容器などのごみや段ボールなどの資源物の量が増加する傾向にあります。一方で、事業者から排出される一般廃棄物は減少する傾向がみられます。

◆ごみ排出量の推移



出典：統計すぎと

町では、ごみの減量化とリサイクルの推進を図るため、行政と町民をつなぐ地域のリーダーとして、リサイクル推進員を配置するとともに、令和3(2021)年度には、ごみと資源物の分別促進によるごみ減量や、排出マナーの向上を図るために「ごみ分別アプリ」を導入しています。

また、3R推進のため、ごみ収集カレンダーに3Rの内容を掲載するとともに、小学生とその保護者を対象とした3Rに関する講座「3Rでごみを減らそう」を開催しています。

食品ロス対策としては、フードドライブ*の実施及びPR活動を実施しています。

◆フードドライブ実施状況



出典：杉戸町ホームページ

《不法投棄対策》

ごみの不法投棄、野積み及び野焼き等に関する苦情の件数は、前計画の現況値〈平成12(2000)年度〉では76件でしたが、令和2(2020)年度には47件となり、減少傾向にあります。

当町では、ごみの不法投棄や不適切な野積み、野焼きを防止するため、定期的な巡回を行い、監視を強化するとともに、不法投棄等を生じさせない社会経済の仕組み・体制づくりに努めています。

(5) 地球環境

《地球温暖化対策》

当町の区域から排出される温室効果ガスは平成25(2013)年度以降、減少傾向にあり、令和元(2019)年度では184千t-CO₂、平成25(2013)年度比で42千t-CO₂(18.6%)の削減となっています。

また、当町における再生可能エネルギーの導入量は増加傾向にあり、令和2(2020)年度における再生可能エネルギーの導入量は10,892kW、発電電力量は13,967MWhとなっています。

町では住宅用太陽光発電設備、HEMS*及び蓄電システムの設置に対して補助金を交付しているほか、地球温暖化に関する情報発信や意識改革として「エコライフ DAY」の実施、広報紙やホームページを活用した情報提供を行っています。

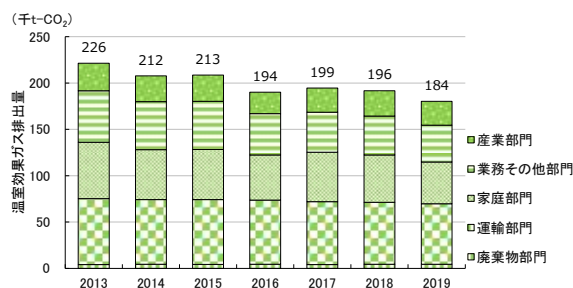
公共交通等の利用促進として、町内循環バス「あいあい号」の運行や地域の実情に即した交通手段の検討など、利便性の向上・利用促進に努めるとともに、自転車利用の促進等を目的とした「ぐるっと埼玉サイクルネットワーク道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート」の維持管理や情報提供、利用促進を行っています。また、次世代自動車*の普及に向けて、町民向けに次世代自動車及びV2H*設備の導入に対して補助金を交付するとともに、まちの駅・道の駅「アグリパークゆめすぎと」駐車場に急速充電器を設置しました。

《気候変動への適応》

地球温暖化による気温の上昇に伴い、熱中症搬送者数の増加や、台風の大型化及び短時間強雨の増加などの災害の増加、農作物や自然生態系などへの影響が確認されています。

町では、自然災害による被害を軽減するため、「杉戸町地域防災計画」を策定し、取組を進めているとともに、洪水及び内水(浸水)ハザードマップを作成し、普及を進めています。

◆温室効果ガス排出量の推移(部門別)



出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書

◆再生可能エネルギーの推移



出典：自治体排出量カルテ

◆急速充電器の設置



出典：杉戸町ホームページ

◆杉戸町洪水ハザードマップ



出典：杉戸町洪水ハザードマップ

（６）参加・協働

《環境保全活動への参加》

環境保全に関する各種取組を推進するに当たっては、多様な主体の参加によるパートナーシップの充実・強化が必要不可欠です。

当町では、環境美化活動として、「江戸川クリーン大作戦」や「クリーン古利根」を実施しているほか、杉戸町と幸手市のコミュニティづくり推進協議会等との協働により行っている「大島新田調節池クリーン作戦」にも多くの方々にご参加いただいています。

また、住民ボランティア制度の仕組みづくりとして、「みんなでつくるまちづくり支援制度」を実施し、令和２（2020）年度には６団体のまちづくり活動を支援しました。

《環境学習》

環境教育の実践においては、持続可能な社会を創ろうとする意識や課題解決のために必要な能力を生涯にわたって育成していくことが重要であり、環境に対する関心を向上させ、意欲を醸成していくことが求められます。

当町では、私たちの暮らしや命に関わる環境を守るための「持続可能な社会の実現」と「自分たちに何ができるか」を探り・学び・見学し・話し合い、環境の大切さを伝えるための環境イベント「杉戸アースデー」を町民団体と共に開催しています。

また、身近な環境に親しむとともに情報交換の場として自然観察会を開催しているほか、子どもたちを主体とする環境保全活動を推進しており、令和２（2020）年度には９校中８校が動植物の観察活動を実施し、９校中５校が落ち葉等の堆肥化活動を実施しました。

◆自然観察会の様子



出典：杉戸町ホームページ

《環境情報の共有》

各主体の積極的な参加を促すためには、各主体のニーズに応じた環境情報を提供していくことが大切です。

町では、環境情報の提供・充実のため、広報紙やホームページ、メール配信サービス「すぎめー。」を活用しており、令和４（2022）年度からはSNSも活用して定期的に環境情報の提供を行っています。

また、海外交流事業における環境情報の交換として、姉妹都市であるオーストラリアのバッセルトン市との情報交換を行っています。令和３（2021）年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、メールや手紙による情報交換を実施しました。

3 前計画の評価

前計画では、環境の目標の達成度を表すものとして、環境の目標指標を定め、目標の達成に向けて取り組んできました。令和2（2020）年度の達成状況は以下のとおりでした。

◆前計画における環境の目標指標の達成状況

目標指標		基準値	目標値 令和4（2022）年度	現況値 令和2（2020）年度	達成 状況
樹林面積		44ha(H11)	44ha	44ha	◎
緑地率		51.10%(H12)	53.70%	51.40%	○
絶滅のおそれのある野生生物種		36種(H11)	特に設定しない	36種	○
生きものとのふれあい満足度		33%(H11)	50%	43.5%	○
農業純生産		1079百万円/年(H9)	1200百万円/年	—	—
農用地面積		1,306ha(H12)	減少の抑制	1,260ha	○
BOD 測定結果	大落古利根川	3.9mg/L(H12)	3.0mg/L	2.0mg/L	◎
	中川	4.6mg/L(H12)	3.0mg/L	2.5mg/L	◎
	倉松川	3.6mg/L(H12)	3.0mg/L	—	—
生活排水処理率		55%(H11)	100%	86.24%	○
水辺とのふれあい満足度		24%(H11)	50%	33.3%	○
ごみ排出量	合計値	15,017t/年(H12)	11,000t/年	11,300t/年	○
	一人あたり	314kg/人/年	230kg/人/年	253kg/人/年	○
焼却・最終処分ごみ量	合計値	11,342t/年(H12)	5,000t/年	7,515t/年	○
	一人あたり	237kg/人/年	105kg/人/年	168kg/人/年	○
ごみ資源化		24.40%(H12)	50.00%	23.62%	×
大気中のダイオキシン類濃度		0.28pg-TEQ/m ³ (H12)	0.03pg-TEQ/m ³	—	—
有害化学物質からの安全性満足度		23% (H11)	50%	46.7%	○
浮遊粒子状物質（SPM）*濃度		0.089mg/m ³ (H11)	減少	0.016mg/m ³	◎
温室効果ガス排出量推計値 （杉戸町全域）		135,064t/年(H12)	127,000t/年	172,400t/年(H28)	×
電気使用量（杉戸町全域）		182,989,659kWh/年 (H12)	172,000,000kWh/年	—	—
一世帯あたりの自動車保有台数		1.68台/世帯(H12)	減少	1.63台/世帯	◎
鉄道の一日常乗降者数		47,857人/日(H12)	増加	43,338人/日	×
バスの一日常利用者数		2,941人/日(H12)	増加	2,689人/日	×
自然の眺めや街並みの美しさ満足度		29%(H11)	50%	40.3%	○
まちの清潔さ・きれいさ満足度		30%(H11)	50%	45.8%	○
環境の状況や環境施策に関する 町からの情報提供満足度		19%(H11)	50%	23.2%	○
環境に関連する団体会員の割合		45人(H12)	町民の過半数	—	—
降雨のpH値		4.78(H11)	5.6	4.8(H30)	○

※ 目標値を達成した場合は◎、目標値には及んでいないが、近づいている場合は○、基準値よりも下回っている場合は×として評価。

※ 基準値は前計画の策定時における直近年度の実績。

※ 「—」は、測定地点の変更や資料の廃止などにより現況の把握及び評価ができない項目。

4 環境に関するアンケート調査

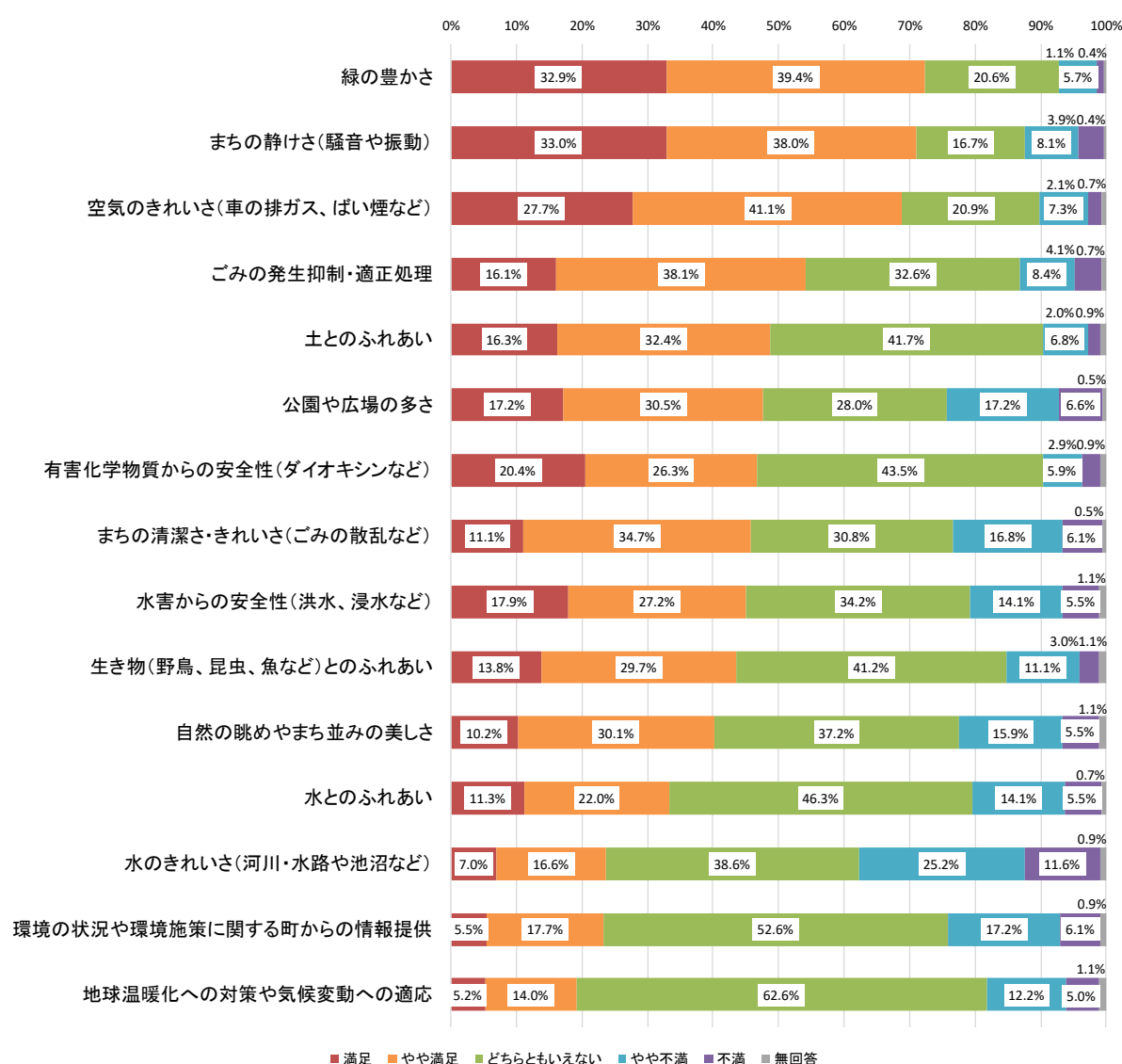
(1) 町民の環境への満足度

町民の環境に関する満足度は、「緑の豊かさ」、「まちの静けさ（騒音や振動）」、「空気のきれいさ（車の排ガス、ばい煙など）」の項目について満足度が高い結果となっています。

一方で、「水のきれいさ（河川・水路や池沼など）」、「環境の状況や環境施策に関する町からの情報提供」、「地球温暖化への対策や気候変動への適応」については、満足度が低い結果となっています。

また、その他の項目では、「公園や広場の多さ」、「まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱など）」について、「やや不満」または「不満」の回答割合が高くなっています。

◆町民の環境に関する満足度



※資料編 100 ページ問 2 のアンケート結果を、満足度の高い順に並べ替えています。

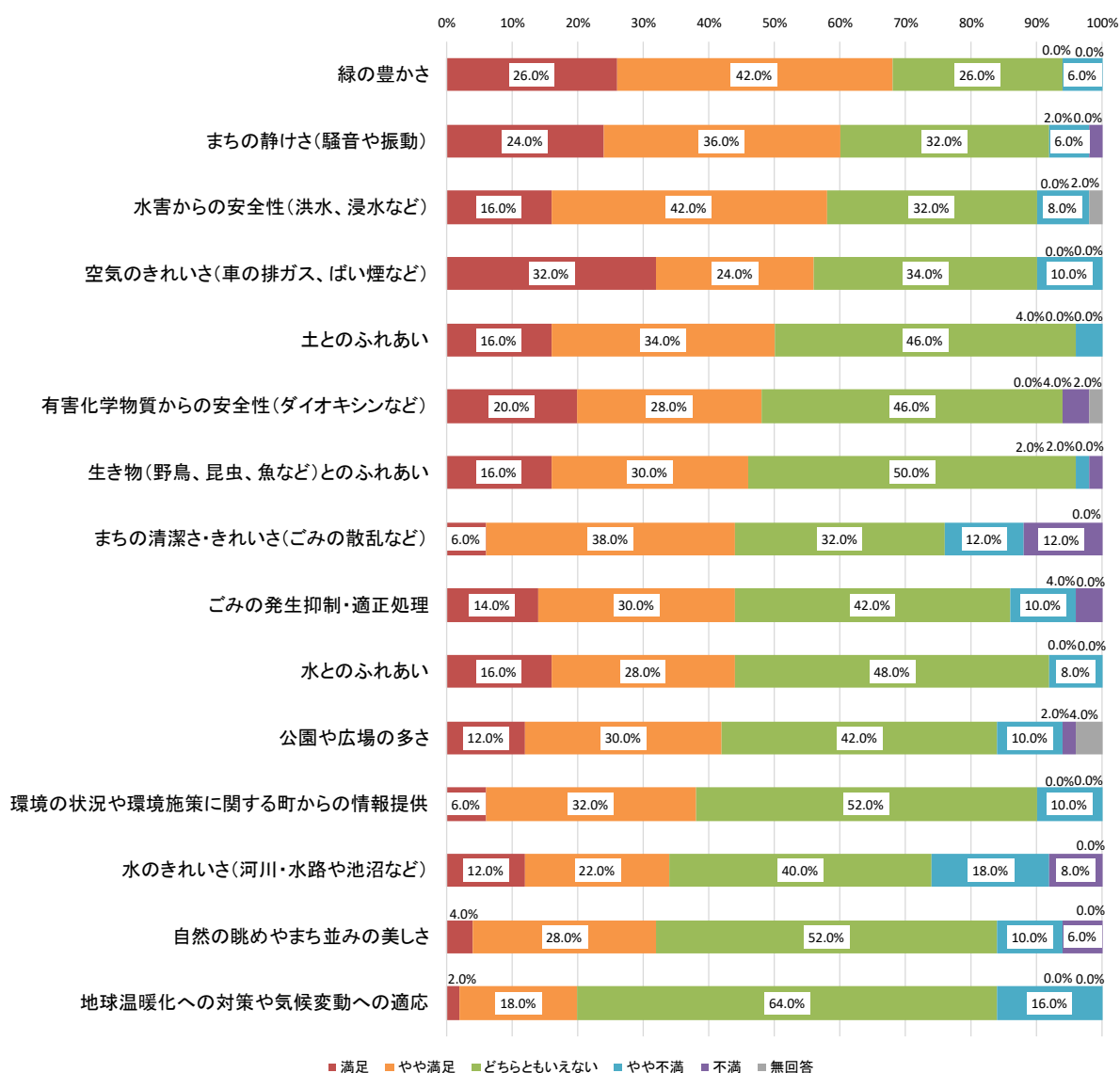
(2) 事業者の環境への満足度

事業者の環境に関する満足度は、「緑の豊かさ」、「まちの静けさ（騒音や振動）」、「水害からの安全性（洪水、浸水など）」の項目について満足度が高い結果となっています。

一方で、「水のきれいさ（河川・水路や池沼など）」、「自然の眺めやまち並みの美しさ」、「地球温暖化への対策や気候変動への適応」については、満足度が低い結果となっています。

また、その他の項目では、「まちの清潔さ・きれいさ（ごみの散乱など）」について、「やや不満」または「不満」の回答割合が高くなっています。

◆事業者の環境に関する満足度



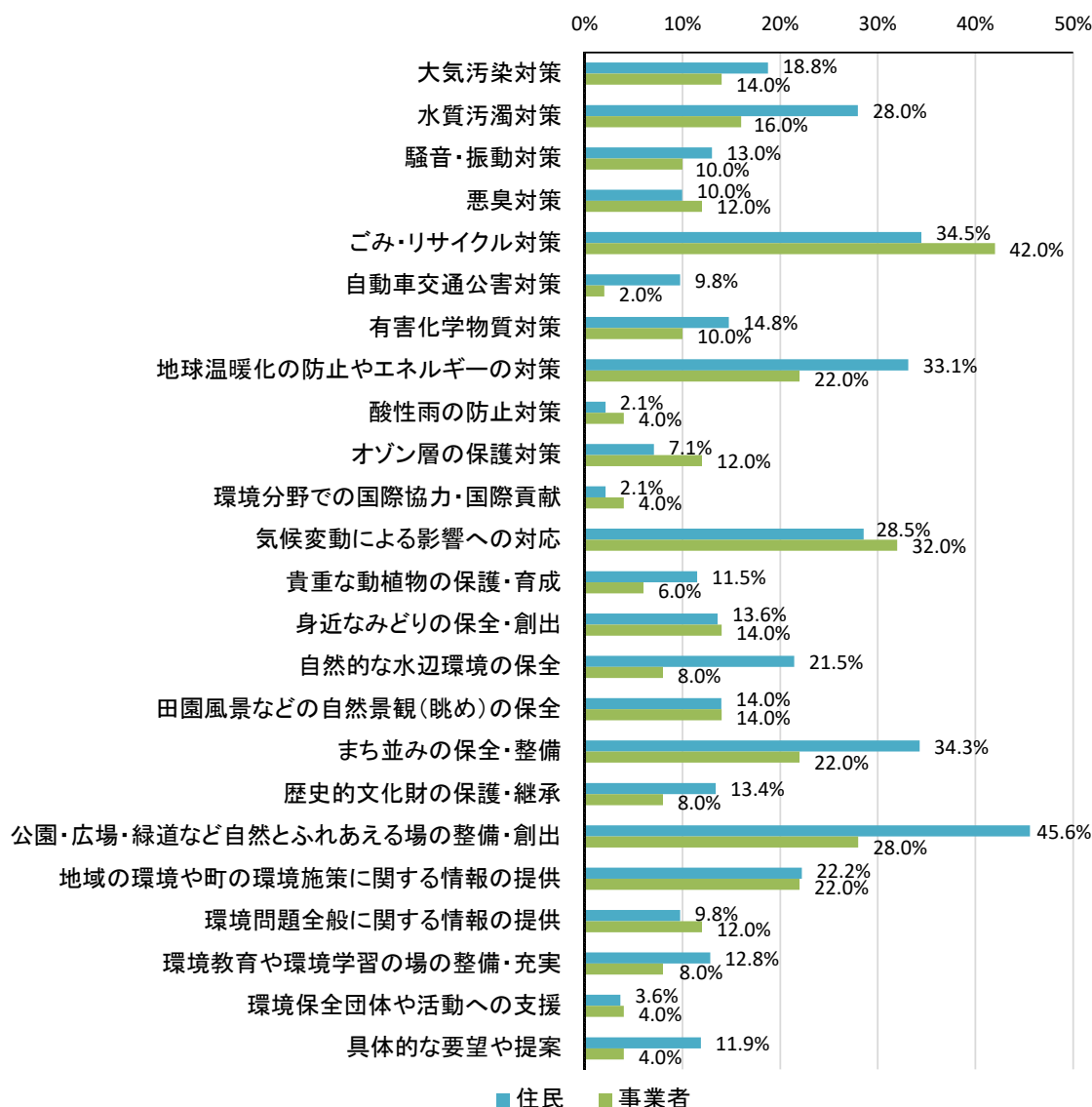
※資料編 106 ページ問 2 のアンケート結果を、満足度の高い順に並べ替えています。

(3) 重点的に進めるべき施策

重点的に取り組むべき施策としては、「ごみ・リサイクル対策」、「地球温暖化の防止やエネルギーの対策」、「気候変動による影響への対応」、「まち並みの保全・整備」及び「公園・広場・緑道など自然とふれあえる場の整備・創出」の回答割合が町民・事業者ともに高くなっています。

また、その他の項目としては、町民では「水質汚濁対策」が、事業者では「地域の環境や町の環境施策に関する情報の提供」の回答割合が高くなっています。

◆重点的に進めるべき施策（町民・事業者）



※資料編 102 ページ問 6 及び 108 ページ問 9 のアンケート結果を統合しています。

5 杉戸町の課題

社会情勢の変化や当町の現状、環境に関するアンケート調査等を踏まえ、課題を整理しました。

(1) 農地・農業

- 新規就農者の育成や農業に親しみを持てるような機会の創出を進めていくとともに、継続して土水路の除草作業等の活動を支援していく必要があります。
- 農業従事者の減少等による不耕作地の増加等の対策として、農業経営の継続及び農地の維持管理等への支援を実施していく必要があります。

(2) 自然環境

- 町内の生きものの生息・生育環境を保全していくとともに、外来生物の駆除や拡大防止に努め、自然と共生した持続可能な開発により、生物多様性を保全していく必要があります。
- 当町の魅力向上のために、空き地・空き家対策や環境美化活動による景観形成、身近な緑地の創出に向けた取組や支援を行っていく必要があります。

(3) 生活環境

- 光化学オキシダントの継続的な監視や、自動車等の発生源対策に取り組んでいくとともに、野焼きに対する巡回や、周知啓発活動を継続していく必要があります。
- 生活排水処理率の向上に向けて、下水道整備や合併処理浄化槽への転換を進めていくとともに、地域全体を巻き込んだきれいな水辺づくりを促進していく必要があります。

(4) 資源循環

- リサイクル推進員の配置やごみ分別アプリの導入等を実施していますが、依然としてごみの排出量は減っていないため、更なるごみの減量化や適正処理を進めていくとともに、地域全体での循環型社会への意識の醸成や、普及啓発活動を推進していく必要があります。
- 生活スタイルの変化に伴うごみの削減を進めるとともに、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取組や仕組みづくりを行っていく必要があります。

(5) 地球環境

- 当町の温室効果ガス排出量の約4割を占める運輸部門を中心に、公共交通の利用促進や次世代自動車の導入、再生可能エネルギーの最大限の導入などに取り組んでいく必要があります。
- 高温耐性品種の積極的な導入、農業従事者の暑熱対策を推進していくとともに、洪水などの災害に強いインフラ・ライフラインの整備、熱中症予防を進めていく必要があります。

(6) 参加・協働

- 情報の入手手段が多様化していることから、多様な主体に向けた環境情報の提供方法を再検討する必要があります。
- 魅力的なイベントの実施や環境情報の充実に努めていくとともに、周辺地域にも周知を行うことで、広域的に当町の環境活動への参加者拡大を図っていく必要があります。

第3章

杉戸町が目指す環境

- 1 環境の将来像と環境目標
- 2 施策体系



第3章 杉戸町が目指す環境

1 環境の将来像と環境目標

本計画の策定に当たって実施した環境に関するアンケート調査及びワークショップの結果などを踏まえた課題や、町の最上位計画である「第6次杉戸町総合振興計画」で掲げるまちの将来像、「杉戸町環境基本条例」の基本理念などを踏まえ、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに、良好な環境を確保していくため、本計画の「環境の将来像」を以下のように定めます。

■環境の将来像

 農地・農業	農地 が保全され 周辺環境と 調和 していくまち
 自然環境	水と緑 豊かで 安らぎ を感じられるまち
 生活環境	環境汚染がなく 安心・安全 で 暮らしやすいまち
 資源循環	資源 を適正に 循環 利用していくまち
 地球環境	地球に優しく気候変動に適応した 脱炭素 を目指すまち
 参加・協働	環境問題について 全ての人が考え、実践 するまち



環境の将来像 1

農地が保全され周辺環境と調和していくまち

当町の土地利用の約半分は農地が占めており、田園風景は当町を代表する景観であるとともに、町民にとってふるさとの風景です。

このような田園風景を次世代へ引き継ぐため、農地の保全だけでなく、周辺環境との調和を図り、魅力あるまちを目指していくとともに、当町の農業が持続可能で生産的な産業として発展し続けていくまちづくりを目指します。



環境目標 1 田園風景と調和したまちづくり

取組方針： 1. 農地の保全 2. 農地の活用



環境の将来像 2

水と緑豊かで安らぎを感じられるまち

生物にとって重要な生息・生育地である自然環境は、人々がつどい自然とふれあう憩いの場として、人の暮らしにとっても大切な環境です。

当町で引き継がれてきた水と緑の環境を守り育て、生物多様性を保全することにより、人と自然が共存した魅力あるまちを目指します。



環境目標 2 自然と共存したまちづくり

取組方針： 1. 緑地の保全 2. 水辺空間の整備 3. 生物多様性の保全
4. 景観の保全



環境の将来像3

環境汚染がなく安心・安全で暮らしやすいまち

大気や公共用水の環境基準達成状況は、おおむね良好であり、生活環境に関する町民の満足度は、以前に比べ高くなっています。

誰もが安心・安全に暮らすことができる環境を確保するため、環境汚染の監視や事業者等への規制だけでなく、町民一人ひとりの行動にも目を向け、環境汚染のないまちを目指します。



環境目標3 環境汚染のないまちづくり

取組方針：1. 公害防止対策の推進 2. 有害化学物質等への対応



環境の将来像4

資源循環

資源を適正に循環利用していくまち

日常生活や事業活動で発生するごみを減らすことは、毎日の営みと切り離すことのできない身近な問題です。また、全国的に課題となっているプラスチックごみの削減や食品ロス対策などは、一人ひとりの考え方や行動を改めることで、すぐに取り組むことができます。

近年のライフスタイルの変化により、ごみの排出が増加した場面もあることから、循環型社会実現のため、地域から更なるリサイクルなどの取組を進め、ごみの少ないまちを目指します。



環境目標4 循環型社会の形成

取組方針：1. ごみの減量化の推進 2. ごみの適正処理



地球環境

環境の将来像5

地球に優しく気候変動に適応した脱炭素を目指すまち

国では、「2050年カーボンニュートラル」への挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想で、国全体で取り組んでいくことが重要としています。これまでの省エネ対策だけでなく、ライフスタイルの転換やさらなる再生可能エネルギーの普及が求められており、当町全体で取り組む必要があります。



また、エネルギーを地産地消することは、防災面や経済面でも重要であり、様々な課題の解決につながります。

気候変動の影響は、すでに顕著に現れており、人々の暮らしや命・財産を守るために適応策を推進していきます。

環境目標5 脱炭素社会の実現

- 取組方針： 1. 再生可能エネルギーの普及 2. 省エネルギーの推進
3. 環境負荷の少ないまちづくり 4. 気候変動への適応策の推進



参加・協働

環境の将来像6

環境問題について全ての人が考え、実践するまち

環境について誰もが学習できる機会を提供し、わかりやすい情報を発信することは町の責務です。SDGsの考え方を活用し、持続可能な社会の実現のため、学校だけでなく、企業や家庭においても環境学習を広げ、幅広い世代で環境問題を自ら解決する意識を持つことができる人を育てます。

各主体の自主的な環境活動を支援するほか、町は率先した環境活動を実践していきます。町民・事業者・町・団体がパートナーシップを構築し、環境保全活動や活動団体の育成を行い、環境教育・環境学習の普及啓発を推進していきます。



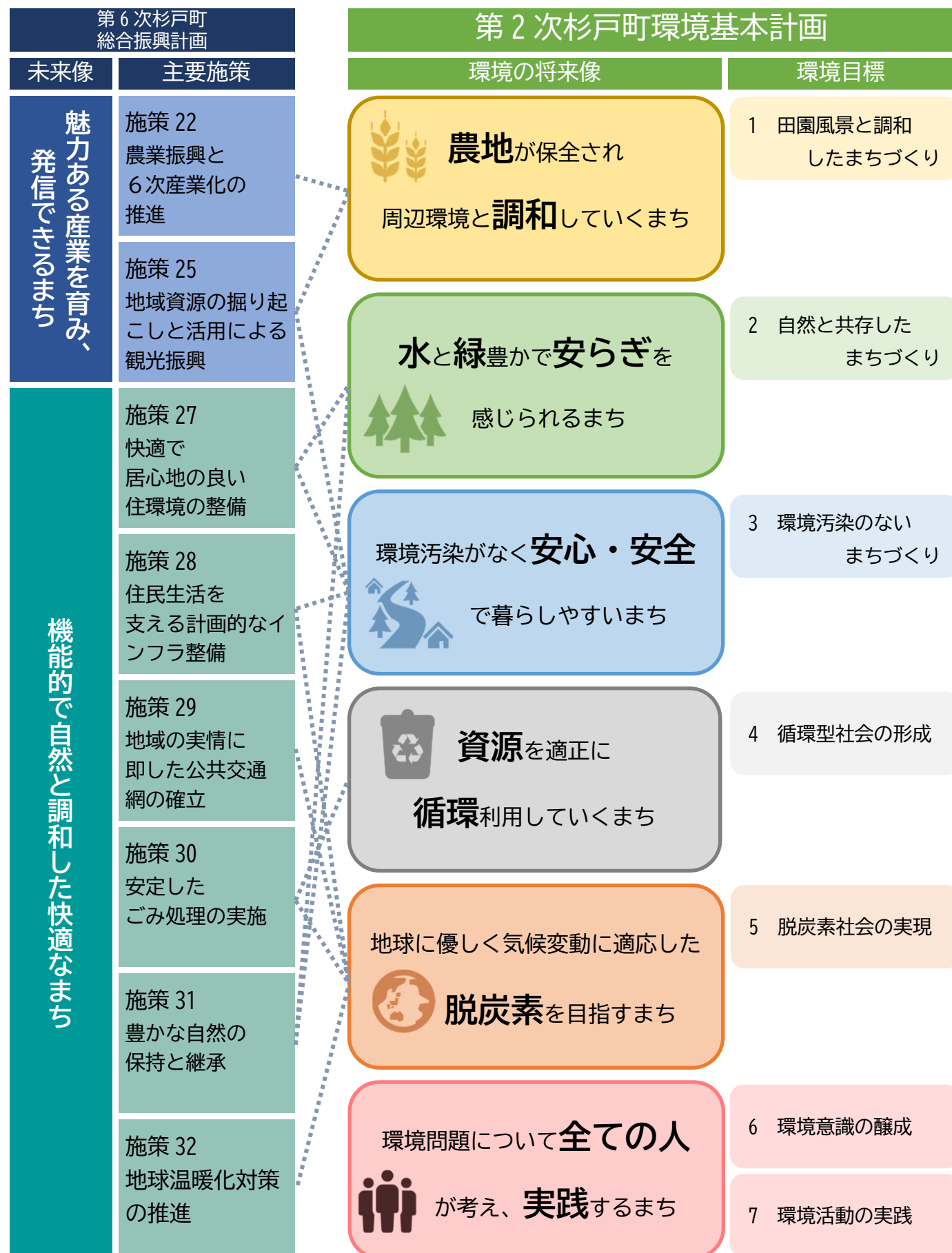
環境目標6 環境意識の醸成

- 取組方針： 1. 環境学習の推進 2. 環境情報の発信と普及啓発

環境目標7 環境活動の実践

- 取組方針： 1. 環境活動の推進 2. パートナーシップの構築

2 施策体系



第2次杉戸町環境基本計画

取組方針	内包する計画	関連する SDGs 目標
1-1 農地の保全 1-2 農地の活用		2 飢餓をゼロに 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう
2-1 緑地の保全 2-2 水辺空間の整備 2-3 生物多様性の保全 2-4 景観の保全		6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさも守ろう
3-1 公害防止対策の推進 3-2 有害化学物質等への対応		3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう
4-1 ごみの減量化の推進 4-2 ごみの適正処理		2 飢餓をゼロに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任 つかう責任
5-1 再生可能エネルギーの普及 5-2 省エネルギーの推進 5-3 環境負荷の少ないまちづくり 5-4 気候変動への適応策の推進	杉戸町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 第5章 地域気候変動適応計画 第6章	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を
6-1 環境学習の推進 6-2 環境情報の発信と普及啓発 7-1 環境活動の推進 7-2 パートナーシップの構築		4 質の高い教育をみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナーシップで目標を達成しよう

第4章

目標実現に向けた取組

- 環境の将来像 1 農地が保全され周辺環境と調和していくまち
- 環境の将来像 2 水と緑豊かで安らぎを感じられるまち
- 環境の将来像 3 環境汚染がなく安心・安全で暮らしやすいまち
- 環境の将来像 4 資源を適正に循環利用していくまち
- 環境の将来像 5 地球に優しく気候変動に適応した脱炭素を目指すまち
- 環境の将来像 6 環境問題について全ての人が考え、実践するまち



第4章 目標実現に向けた取組

環境の将来像1 農地が保全され周辺環境と調和していくまち

環境目標1 田園風景と調和したまちづくり

農地は、私たちが生きていくために必要な食料生産の場としての役割だけでなく、日常生活における地域の豊かな自然環境の創出や景観の形成といった多面的な機能を有しています。当町では、農業の担い手不足などにより、有効に活用されない農地や不耕作地が増加しているため、農地の保全や有効活用について対策を講じていく必要があります。

農業や地域の活性化に向けて、新規就農者の確保や、生物の多様性や環境に配慮した農地利用を促進し、農業従事者への支援を進めていきます。また、杉戸産の農産物の地域内消費や、農業体験、農業学習を推進することで、保全意識や町の魅力の向上を図ります。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
2 飢餓をゼロに 	飢餓をゼロに	・持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業を実践
6 安全な水とトイレを世界中に 	安全な水とトイレを世界中に	・水に関連する生態系の保護・回復
11 住み続けられるまちづくりを 	住み続けられるまちづくりを	・自然環境の保護・保全の努力を強化
15 陸の豊かさも守ろう 	陸の豊かさも守ろう	・生態系サービスの保全、回復及び持続可能な利用

■環境指標

環境指標	現状値 2020年度 (令和2年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
農用地面積	1,260ha	減少の抑制

◆田植え時の風景



■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
1-1 農地の保全	町	・「明日の農業担い手育成杉戸塾」の運営による新規就農者の確保や、農地利用の集積・集約化の促進などによる担い手への支援を行う ・低農薬・有機農業における情報を収集・提供することで、環境に配慮した農業の普及を目指す ・耕作条件改善事業等を進め、耕作放棄地を解消し、担い手へ農地を集約する ・地域農業活動によるあぜ道や水路の除草作業などを支援する ・剪定枝粉碎機の貸出し等により、粉碎した木片を土に還すことで可燃ごみの減量化を促進する ・農業用水の安定的な確保や良好な排水環境を維持するため、老朽化した用排水施設の補修などの保全対策を進める ・育苗に要する労働力を軽減するため、育苗センターを今後も多くの農業従事者が利用できる施設として充実を図る ・多面的機能支払交付金の活用により、地域住民と協働した農地の保全を図る
	町民	・家庭菜園では有機農法の選択に努める ・地域農業の活性化に関する取組への参加に努める
	事業者	・環境保全型農業について学び、その推進に努める ・地域農業の活性化に関する取組への協力に努める ・農業支援に関する各種制度等の活用にも努める
1-2 農地の活用	町	・直売所での農産物販売や、杉戸産の農産物を活用する飲食店の認定事業により、杉戸産の農産物のPRを行う ・学校給食に杉戸産の農産物や低農薬農産物を使用する ・田植え・稲刈りや野菜の収穫などの農業体験学習を推進する
	町民	・有機農法や旬の農産物の選択に努める ・杉戸産の農産物の購入に努める ・農業体験教室への参加など、農業に親しむ機会を持つように心がける
	事業者	・有機農法や旬の農産物の活用にも努める ・杉戸産の農産物の活用にも努める



アグリパークゆめすぎと

アグリパークゆめすぎとは、農産物直売所、食堂、花屋の他、広大な敷地内にふわふわドームやぴかるの城（大型複合遊具）、ジャブジャブ池（親水遊具）、ひだまり広場、バーベキュー広場などがあり、1日中楽しめる道の駅です。

また、カントリー農園では四季折々の野菜などの収穫体験ができ、町内はもとより、県外からも多くの家族連れや団体が訪れ、農を通じた食育の場となっており、町内の交流拠点となっています。

◆アグリパークゆめすぎと



環境の将来像2 水と緑豊かで安らぎを感じられるまち

環境目標2 自然と共存したまちづくり

当町には、江戸川、大落古利根川、中川、倉松川などの河川が流れ、その他多くの農業用排水路などの水辺があります。また、町の土地利用の約半分を占める農地のほか、屋敷林・雑木林など、生きものの生息環境を有していますが、農地などの緑地が減少傾向にあるため、保全に向けた取組を進めていく必要があります。

また、南側水路では地域住民の取組により、水辺環境は改善傾向にありますが、依然として不法投棄や堆積物による影響が残っています。

そのため、保存樹木・樹林指定制度などによる樹木・樹林地の保全を進めていくとともに、地域における緑化に関する取組への支援を進めていきます。また、堆積物除去やごみ清掃などによる水辺の維持管理を行うとともに、南側水路の冬期通水の実施に関して、関係機関との調整を行います。また、生物多様性の保全に向けて、生きもの調査や外来生物対策などについても進めていきます。

当町には杉戸宿をはじめとした歴史や文化、農地や屋敷林、河畔砂丘などといった特徴的な景観があります。それらを次世代に引き継いでいくために、環境に対する意識の醸成や景観の保全を図るとともに、空き地・空き家対策やごみのポイ捨て対策などを進めていきます。

■環境の将来像に関連する SDGs の目標

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	安全な水とトイレを世界中に	・水に関連する生態系の保全・回復
	住み続けられるまちづくりを	・自然環境の保護・保全の努力を強化
	陸の豊かさを守ろう	・生態系サービスの保全、回復及び持続可能な利用 ・自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止 ・外来種の侵入の防止、駆除

■環境指標

環境指標	現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
樹林面積※	1,082 m ²	1,082 m ²
緑地率	51.4%	53.7%
水とのふれあい満足度	33.3%	50%
生きものとのふれあい満足度	43.5%	50%
自然の眺めや街並みの美しさ満足度	40.3%	50%
まちの清潔さ・きれいさ満足度	45.8%	50%

※町で指定している指定樹木・指定樹林の面積

■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
2-1 緑地の保全	町	・保存樹木・樹林指定制度の周知を図り、樹木・樹林地の維持に努める ・ボランティア団体による公園等の自主管理としての美化活動を支援する ・幹線道路への植樹帯の設置を検討する ・生垣設置奨励補助制度の普及・拡充により、街の緑づくりを支援する ・花いっぱい運動ボランティアの活動を支援し、花植えに要する種子・苗・苗木の助成を行う ・杉戸町コミュニティづくり推進協議会を通じて緑化活動団体（ボランティアなど）への支援を行う ・開発事前協議により事業者及び公共施設での緑化の推進・緑地の確保に努める ・埼玉県指定記念物「高野砂丘」及びその樹林の保全に努め、草刈などの保全活動を行う ◆下野の森 
	町民	・生垣の設置や、庭やベランダ、敷地などの緑化に努める ・身近な緑を守り、育てるための自主的な活動を進めるとともに、地域活動などへの参加に努める ・屋敷林、雑木林等の役割や価値を知り、その保存、管理に努める
	事業者	・事業所の敷地や建物の屋上などの緑化に努める ・身近な緑を守り、育てるための地域の活動などへの参加に努める ・樹林の保存、管理のための取組への協力に努める
2-2 水辺空間の整備	町	・大落古利根川にある桜などの消毒を行い、適正な維持管理に努める ・草刈りなどの土水路の保全を行う ・大膳掘（杉戸小学校付近）において堆積物除去やごみ清掃などの維持管理を行う ・南側水路の冬期通水の実施に関して、関係機関との調整を行う ・多様な生物が生息している環境としての調整池を適正に管理する 
	町民	・水辺の清掃や維持管理活動への参加に努める ・水辺の緑や生きものを守るため、ごみのポイ捨てを行わない
	事業者	・水辺の清掃や維持管理活動への協力に努める ・廃棄物を適正に処理し、河川や水路に投棄しない
2-3 生物多様性の保全	町	・町民や環境団体と連携した定期的な生きもの調査を実施する ・ホームページ等で外来生物の情報を提供し、啓発を図る ・水生生物の逃げ場となる湿地の保全を行う ・自然の生態系を身近に感じられる場所として、ビオトープを維持管理する
	町民	・身近な生きものに興味を持ち、当町の自然について学ぶように心がける ・庭木や生垣などに樹木を植える際には、生態系に配慮した樹種の選択に努める ・外来生物を“入れない”、“捨てない”、“拡げない”を守る ・ビオトープの整備等への参加に努める
	事業者	・事業と生物多様性の結びつきについて理解を深めるように心がける ・事業所内に植栽を設ける際には、生態系に配慮した樹種の選択に努める ・ビオトープ整備への協力に努める ・工事等の実施に際しては、周辺の自然環境の保全に配慮する

取組方針	区分	取組内容
2-4 景観の保全	町	・景観法に基づく届出により、新規の大規模建築物の色彩を規制する ・埼玉県屋外広告物条例の許可申請に基づく、受付・審査・許可を行い、屋外広告物を規制する ・違法な看板や張り紙を撤去するため、パトロールを実施する ・地区計画制度の有効活用による個性豊かな優れた景観づくりの展開を図る ・放置自転車立哨指導及び自転車撤去を実施する ・景観に配慮したごみ集積所の設置を検討する ・犬のフンの放置、ごみのポイ捨て対策として、「ポイ捨ての防止に関する条例」の制定に関する情報収集及び検討を行う ・空き地の計画的管理（樹木剪定・消毒・草刈等）について、土地所有者へ指導する ・当町の歴史に関する講座及び講演会を開催する ・文化財の適切な保存管理と保存団体等への支援を行う
	町民	・ごみのポイ捨て防止など、環境美化に関するマナーを守る ・自転車を放置せず、駐輪場に駐輪する ・文化や伝統を守る地域行事への参加に努める ・地域文化の振興に関する取組への参加に努める
	事業者	・屋外広告物等の設置に当たっては、周辺景観に配慮する ・空き地や空き店舗は放置状態とならないように定期的な維持管理を行う ・文化や伝統を守る地域行事への協力に努める ・地域文化の振興に関する取組への協力に努める



ミズベ cleanup 作戦

町内を流れる大落古利根川の整備された護岸やその他の水辺空間を積極的に活用していくため、令和 2（2020）年に「ミズベリングすぎと・古利根川活用推進協議会」が設立されました。

同協議会の登録団体である「すぎとミズベ倶楽部」では、カヤックを活用して大落古利根川の清掃を行う「ミズベ cleanup 作戦」や、大落古利根川の水辺空間を身近に感じることが出来るカヌー体験教室などを実施しています。



提供：すぎとミズベ倶楽部

環境の将来像3 環境汚染がなく安心・安全で暮らしやすいまち

環境目標3 環境汚染のないまちづくり

当町の大気環境及び河川の水質は概ね良好な状態で推移していますが、光化学オキシダントについては環境基準を満たしておらず、公共下水道の人口普及率は埼玉県及び全国平均を下回っている状況にあるため、引き続き、調査及び監視を実施していくとともに、発生源対策を講じていく必要があります。

各種法令に基づいた調査やモニタリングを行うとともに、事業者への指導や合併処理浄化槽の普及に努め、発生源対策を進めていきます。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	すべての人に健康と福祉を	・ 有害物質、大気、水質及び土壌汚染の防止
	安全な水とトイレを世界中に	・ 水質の改善 ・ 有害化学物質による汚染の最小化
	住み続けられるまちづくりを	・ 持続可能な都市化の促進 ・ 環境上の悪影響の軽減
	海の豊かさを守ろう	・ 海洋汚染の防止

■環境指標

環境指標		現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度 (久喜、蓮田、幸手の 3 地点の平均値)		0.016mg/m ³	減少
生活排水処理率		86.24%	100%
生物化学的酸素要求量 (BOD) 測定結果	大落古利根川 (万願寺橋)	2.0mg/L	3.0mg/L 以下※ を維持
	中川 (万年橋)	2.5mg/L	3.0mg/L 以下※ を維持
有害化学物質からの安全性の満足度		46.7%	50%
降雨の pH 値		4.78	5.6

※生活環境の保全に関する環境基準（河川）における B 類型河川の基準値

■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
3-1 公害防止 対策の推進	町	・ごみの自家焼却・野焼きの指導の徹底及び周知啓発と、公害防止パトロール体制の強化を図る ・埼玉県・近隣市町との広域連携によるディーゼル車の排ガス規制の普及啓発を推進する ・一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）に基づき、生活排水処理率の向上を図る ・下水道未接続世帯への戸別訪問を実施するとともに、町ホームページ等での広報により、下水道接続率の向上を図る ・下水道計画認可区域外における合併処理浄化槽の設置促進に向けた転換補助事業を実施する ・水質汚濁防止法等に基づき、埼玉県と合同で立ち入り調査を実施し、事業者への排水適正管理の指導を強化する ・浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理に関する指導を実施する ・自治会等による道路側溝清掃の支援として、汚泥等収集運搬業務委託事業を実施する ・公害等の苦情に対し、現地確認や発生源への指導などの適正な対応を行う
	町民	・油や調理くずを直接排水として流さないように努める ・環境にやさしい洗剤などの選択に努める ・下水道への接続や合併処理浄化槽への転換に努める ・水路の清掃活動への参加に努める ・交通、河川、水源林等の広域的な視点での環境保全活動への参加に努める
	事業者	・事業排水の適正な処理を行う ・水路の清掃活動への協力を努める ・交通、河川、水源林等の広域的な視点での環境保全活動への協力を努める
3-2 有害化学 物質等への 対応	町	・埼玉県と連携して、化学物質排出移動量届（PRTR）等を活用した有害化学物質に関する情報収集・提供を推進する ・事業所等における有害化学物質の事故防止や危機管理などについて、埼玉県と連携して指導し、立ち入り調査を実施する ・公害防止施設の設置指導を実施する ・シックハウス症候群に関する啓発、建築事業者への指導を実施する ・低農薬・有機農業における情報を収集・提供することで、環境に配慮した農業の普及を目指す（再掲）
	町民	・有害化学物質に関する正しい知識を身につけるように心がける ・有害化学物質の発生につながる製品の使用や購入を控えるように努める ・殺虫剤や除草剤などの適正利用を行う ・家庭菜園では有機農法の選択に努める（再掲）
	事業者	・有害化学物質に関する正しい知識を身につけるように心がける ・有害化学物質の発生抑制に努める ・化学物質を適正に管理し、使用している有害化学物質について情報提供を行う ・有害化学物質を含む製品の適切な回収・処理を行う ・農地における農薬や化学肥料の適正な使用に努める ・環境保全型農業について学び、その推進に努める（再掲）



環境の将来像 4 資源を適正に循環利用していくまち

環境目標 4 循環型社会の形成

当町におけるごみの排出量は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は微増しており、ごみを減らすライフスタイルの定着について更なる取組が必要です。また、新たに施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応として、食品ロスの抑制や、より一層の分別によるリサイクルの促進を図っていく必要があります。

ごみの減量化に向けて、廃プラスチック等の農業廃棄物の収集に係る支援や、家庭生ごみ堆肥化専用容器等の普及促進を図るとともに、ごみの発生抑制への理解促進や、地域活動の支援を進めます。

また、ごみの適正処理を促進するために、ごみ分別アプリ活用によるごみの分別促進や、事業者との協働による資源化を進めます。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	飢餓をゼロに	・安全かつ栄養のある食料の十分な確保
	住み続けられるまちづくりを	・廃棄物の管理、循環利用
	つくる責任 つかう責任	・資源の持続可能な管理及び効率的な利用 ・食品ロスの削減 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用

■環境指標

環境指標	現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
町民一人当たりのごみ排出量	253kg/年	210.85kg/年
町民一人当たりの焼却・最終処分ごみ排出量	168kg/年	105kg/年
ごみのリサイクル率	23.62%	35.0%

■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
4-1 ごみの減量 化の推進	町	・廃プラスチック等の農業廃棄物の収集に係る支援をする ・ごみの発生抑制、3Rの推進についての意識啓発として、ごみ収集カレンダーへの掲載や小学生を対象とした講座を開催する ・多量排出事業者の減量化を促進する ・深輪産業団地企業連絡会へのごみ削減の啓発を実施する ・地域団体による資源回収活動を支援する ・家庭生ごみ堆肥化専用容器等の購入費を補助する ・ホームページ等で食品ロスを減らす工夫を紹介し、意識啓発を実施する ・剪定枝粉碎機の貸出し等により、粉碎した木片を土に還すことで可燃ごみの減量化を促進する（再掲） ・生ごみのたい肥化や製品の長期使用について、町のホームページ等で周知を行う ・ライフサイクルアセスメントに関する情報提供や、先進事例等の研究を実施する
	町民	・ものを大切に使い、できるだけ長く使用するように努める ・詰め替え商品、繰り返し使用できる商品の選択に努める ・ワンウェイプラスチック*や過剰包装ではない商品の選択に努める ・マイバックを持参し、レジ袋をもらわないように努める ・食材を無駄にしない調理に心がけ、食べ残しが出ないように努める ・生ごみの堆肥化に努める
	事業者	・ものを大切に使い、できるだけ長く使用するように努める ・耐用年数の長い製品の製造、販売に努める ・製造過程などにおけるごみの減量化を検討する ・ワンウェイプラスチックの使用や過剰包装を抑えるように努める ・事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努める ・修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討する
4-2 ごみの適正 処理	町	・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を推進する ・販売店への容器等の回収ボックスの設置を促進する ・ごみ分別アプリ等により、ごみと資源物の分別促進によるごみ減量や、排出マナーの向上を図る ・リサイクル推進員及び連絡協議会の活動を促進する ・廃ペットボトルの再資源化を推進する ・ごみの不法投棄、不適切な野積み、野焼きの監視強化を行い、指導する
	町民	・ごみ分別アプリ等を活用してごみ出しのルールを遵守する ・再生素材を利用した製品や再利用可能な製品の選択に努める ・フリーマーケットなどを活用し、ものの再利用に努める ・生分解性の材質を使用した商品の選択を心がける ・家庭用冷蔵庫、エアコンなどを適正に処理する ・ごみの不法投棄を行わない ・ごみの野焼きを行わない
	事業者	・再生素材、再利用可能製品の活用に努める ・再利用やリサイクルしやすい製品の製造・販売に努める ・使用済プラスチックの再商品化について検討する ・産業廃棄物は排出者責任において適正に処理する ・生分解性の材質を使用した製品の製造、販売を心がける ・業務用冷蔵庫、エアコンなどを適正に処理する ・廃棄物の不法投棄を行わない ・廃棄物の野焼きを行わない



環境の将来像5 地球に優しく気候変動に適応した脱炭素を目指すまち

環境目標5 脱炭素社会の実現

近年、災害の激甚化などにより、エネルギー供給が長期化にわたり途絶えることなどへの対策や、地球温暖化の防止を進めていくための取組として、「地域の特性を踏まえた多様なエネルギー供給」と、それらを蓄電池*等と組み合わせた「エネルギーの地産地消」、また徹底した「省エネルギー化」などが求められます。

当町では、公共施設等への再生可能エネルギーと蓄電池等を組み合わせた設備を導入することで防災機能の向上を図るとともに、省エネルギー設備や次世代自動車の導入促進、職員による省エネルギー活動を推進していきます。

また、当町における気候変動の影響について、情報の収集・提供をするとともに、ハード面・ソフト面における適応策を進めていきます。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	・再生可能エネルギーの拡大 ・エネルギー効率の改善
	産業と技術革新の基盤をつくろう	・持続可能かつ強靱なインフラ ・クリーン技術及び環境に配慮した技術の導入拡大
	住み続けられるまちづくりを	・公共交通機関の拡大、持続可能な輸送システムの提供 ・災害に対する強靱さ、災害リスクの管理
	気候変動に具体的な対策を	・自然災害に対する強靱性及び適応力の強化

■環境指標

環境指標	現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
杉戸町の温室効果ガス排出量	184 千 t-CO ₂ ※1	122 千 t-CO ₂ ※2
鉄道の日平均乗降者数	43,338 人/日	増加
バスの日平均利用者数	2,689 人/日	増加

※1 埼玉県における県内市町村温室効果ガス排出量算定結果より、現状値は令和元（2019）年度の実績を記載

※2 当町の温室効果ガス排出量の目標年度は国の計画との整合を図り、令和 12（2030）年度に設定

■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
5-1 再生可能 エネルギー の普及	町	・住宅用エネルギーシステム設置補助金を交付し、導入促進を図る ・公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行う ・杉戸町内にある活用できるエネルギー資源の調査を行う ・再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努める
	町民	・再生可能エネルギーの導入に努める ・発電された電力の有効活用のため、蓄電池の導入を検討する ・再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努める
	事業者	・再生可能エネルギーの導入に努める ・発電された電力の有効活用のため、蓄電池の導入を検討する ・再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択に努める
5-2 省エネルギーの推進	町	・広報紙やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信による意識啓発を実施する ・広報紙及びホームページ、エコライフ DAY の実施等により地球温暖化に関する情報提供を行う ・公共施設におけるエネルギー使用量を調査・公表し、削減に努める ・町の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、ハード・ソフト両面からの対策を進める ・学校施設等の雨水貯留施設について、既存施設の適切な維持管理を継続するとともに、他の施設への導入を検討する ・町民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行う
	町民	・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努める ・家庭用燃料電池システムの導入を検討する ・家電等の更新の際には、省エネルギー性能の高い製品の選択に努める ・断熱化などの住宅の省エネルギー性能の向上に努める ・季節に応じた温度設定など、家電の適切な使用に努める
	事業者	・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換に努める ・工場などにおける廃熱の利用を検討する ・省エネルギー性能の高い製品の製造・販売に努める ・設備の更新の際には、省エネルギー性能の高い設備の導入に努める ・断熱化などの建物の省エネルギー性能の向上に努める ・稼働状況を踏まえた稼働台数の見直しなど、適切な運転に努める

ゼロカーボンアクション 30

地域課題を解決し、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組むための工程と具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」では、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理しています。具体的な脱炭素行動に対する共感・関心を広げ自らの行動につなげることができるよう、COOL CHOICE*の中で紹介していきます。



出典：ゼロカーボンアクション 30（環境省）

取組方針	区分	取組内容
5-3 環境負荷の 少ないまち づくり	町	・ 町内巡回バス「あいあい号」に次世代自動車の導入等を検討する ・ 公共事業において使用する木材について国（県）産材の利用に努める ・ 『ぐるっと埼玉サイクルネットワーク 道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート』の維持管理及び情報提供を行う ・ 立哨指導及び自転車駐車場の利用促進と維持管理を行う ・ ユニバーサルデザインを導入した歩道整備を推進し、徒歩による移動を促進する ・ 次世代自動車等普及促進対策補助金を交付し、導入促進を図る ・ 公用車への次世代自動車の導入を検討するとともに、電気自動車の充電スタンドの設置等を検討する ・ アイドリングストップなどのエコドライブについて啓発を行う
	町民	・ マイカーの利用を控え、公共交通機関などによる移動に努める ・ 車の買い換え時には、次世代自動車の購入を検討する ・ カーシェアリング*による車両の共同利用に努める ・ アイドリングストップなどのエコドライブを心がける ・ 宅配サービスをできるだけ一回で受け取るように努める
	事業者	・ 社有車やマイカーの利用を控え、公共交通機関や自転車などによる移動に努める ・ 車の買い換え時には、次世代自動車の購入を検討する ・ カーシェアリングの活用や事業の検討を行う ・ アイドリングストップなどのエコドライブを心がける ・ 配送の時間帯の工夫などにより、交通渋滞の緩和に努める

脱炭素 de 豊かな暮らし運動

国では、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動を開始しています。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介しますとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押ししています。



出典：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10 年後（環境省）

取組方針	区分	取組内容
5-4 気候変動への 適応策の 推進	町	・農業用水の安定的な確保や良好な排水環境を維持するため、老朽化した用排水施設の補修などの保全対策を進める ・気候変動における影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じる ・当町に生息する生物（絶滅危惧種）などの生息環境の保全のため、生きものの調査を行う ・災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、災害対策本部の運営や関連機関との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、職員や関係機関の対応力強化を図る ・食糧などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る ・まちの顔となる道路・地区での電線の地中化、移設等を検討する ・災害による被害を最小限とするため、老朽化した施設等の計画的な更新や道路の冠水対策など、様々な災害に備えた対策の強化に努める ・公共施設等へのクールオアシスの設置や、熱中症対策について周知等を行う ・感染症に関する正しい知識の普及を図る ・災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、安定して水道水を供給できる体制づくりを図る ・環境への負荷を低減する再生可能エネルギーの普及のため、活用促進の啓発や情報発信の充実を図るとともに、住宅用太陽光発電設備や蓄電池設備などに対する助成制度の周知・活用促進を図る ・公共施設の建設時においては、再生可能エネルギー設備の導入を推進する ・国民運動である「COOL CHOICE」の普及啓発を実施する 
	町民	・外来生物や身近な生態系の変化等について、町への情報提供に努める ・ハザードマップなどを活用し、災害発生時の行動の把握に努める ・熱中症について情報収集を行い、熱中症対策に努める ・感染症について情報収集を行い、予防に努める ・気候変動による影響やリスクについて正しい情報の把握に努める 
	事業者	・高温耐性品種の導入や作付け時期の調整などについて検討する ・外来生物や身近な生態系の変化等について町への情報提供に努める ・自然災害発生時に建物の倒壊・破損などが起こらないように点検などに努める ・熱中症について情報収集を行い、熱中症対策に努める ・感染症について情報収集を行い、予防に努める ・クールスポット創出への協力に努める

環境の将来像6 環境問題について全ての人が考え、実践するまち

環境目標6 環境意識の醸成

今日の環境問題は、社会における事業活動や日常生活に起因するところが多く、一人ひとりが、自主的かつ積極的に環境の保全及び創造に取り組んでいくことが重要であるため、環境学習により、環境問題への理解を深めていくことが必要です。

また、本計画における取組を効果的に推進していくために、町民一人ひとりが町の環境とふれあう機会を創出し、環境への興味・関心を高めることが重要です。

そのため、自然体験や子どもたちを主体とする環境保全活動などを通じ、環境への興味・関心の向上を図ります。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs	重視すべき視点
 質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育

■環境指標

環境指標	現状値 2020年度 (令和2年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
環境教育事業実施数	4件	7件

町内の環境団体による活動

町内の環境団体のうち、「すぎとエコグリーン」では、自然環境の保護や農業を使わない自然農業の拡大、食の安定供給を高めることを目指すとともに、自然環境の保全、改善、向上を進め、地球温暖化を防止していくことを目的とした活動をしています。

大落古利根川・安戸落・南側水路の美化活動や高野砂丘（下野の森）の再生・保全活動に取り組むとともに、動植物の生息調査や小学校での環境教育、中学生を対象とした森林の役割や河畔砂丘に関する勉強会なども実施しています。これらの活動が評価され、平成30（2018）年度には「彩の国埼玉環境大賞」の優秀賞を受賞しました。

また、環境イベント「杉戸アースデー」を町、団体、企業と協力して実施し、環境保全意識の普及啓発を行っています。

◆すぎとエコグリーン活動状況



■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
6-1 環境学習の 推進	町	・総合的な学習の時間で環境問題を扱い、環境問題について調べ、考える力を育む ・自然体験（作物栽培・動物飼育等）を重視した環境教育を推進する ・子どもたちを主体とする環境保全活動を通して、環境への興味・関心を高める ・各学校における環境教育主任をリーダーとする環境教育を推進する ・埼玉県作成資料等を環境教育資料として活用する ・関係機関と連携し、町民の環境に関する学びを支援する ・環境に関する講座や学習会を実施するため、すぎと環境会議をはじめとした民間団体等と連携する ・イベントやセミナー等において環境活動実践リーダーを活用する ・環境保全活動組織（NPO 等）の設立・活動を支援する ・すぎと環境会議をはじめとした民間団体等との連携により、生きもの調査等を実施する
	町民	・環境に関する講座や学習会などへの参加に努める ・家庭や地域を通して、子どもへの環境学習に努める
	事業者	・環境学習の講座や会社見学などの環境学習の場の提供に努める ・従業員への意識啓発や環境教育に努める
6-2 環境情報の 発信と普及 啓発	町	・広報紙・町ホームページ・メール配信サービス「すぎめー。」・SNSなどを活用し、定期的な環境情報の提供に努める
	町民	・町ホームページやメール配信サービス「すぎめー。」などを活用して、当町の環境に関する情報の収集に努める
	事業者	・町ホームページやメール配信サービス「すぎめー。」などを活用して、当町の環境に関する情報の収集に努める



町内で行われている環境イベント

町内における環境イベントとして、私たちの暮らしや命に関わる環境を守るための「持続可能な社会の実現」と「自分たちに何ができるか」を探り・学び・見学し・話し合い、環境の大切さを伝えることを目的として「杉戸アースデー」を開催しています。イベント内では「杉戸町の魅力ある環境」を再発見し、持続可能な暮らしを考えるための様々な催しを行っており、令和3（2021）年度からは、新型コロナウイルスの感染拡大をうけ、各参加団体の活動内容・実践を持ち寄り、オンラインで展示を行っています。

◆令和元（2019）年度の杉戸アースデーの様子



環境目標 7 環境活動の実践

当町の環境を保全していくためには、一人ひとりが家庭や学校、職場、地域社会など様々な場面で環境に配慮した活動を実践することが重要であるとともに、多様な主体の参加やパートナーシップを構築していく必要があります。

一人ひとりの自主的かつ積極的な実践活動を進めるため、地域の環境活動への支援を進めるとともに、各主体との情報交換や連携を図っていきます。

■環境の将来像に主に関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
	住み続けられるまちづくりを	・経済、社会、環境面における良好なつながりの構築
	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

■環境指標

環境指標	現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
環境の状況や環境施策に関する町からの情報提供の満足度	23.2%	50.0%

■施策の展開

取組方針	区分	取組内容
7-1 環境活動の推進	町	・事業者や町が実施する環境保全活動に参加協力を呼びかける ・みんなでつくるまちづくり支援金により、住民ボランティアを支援する ・こどもエコクラブの設立のための情報提供を行う ・環境マネジメントシステムの管理運用を通して、庁内の環境配慮活動を推進する
	町民	・環境フェア等のイベントなどへの参加に努める ・地域における環境活動への参加に努める
	事業者	・環境フェア等のイベントなどへの協力を努める ・地域における環境活動への協力を努める

取組方針	区分	取組内容
7-2 パートナー シップの 構築	町	・ 杉戸町環境審議会及びすぎと環境会議と連携し計画を推進する ・ 環境への取組強化に向けての働きかけ、情報提供を実施する ・ 河川流域市町との連携による河川清掃活動を実施する ・ 水源地域の森林保全への支援と上下流交流を実施する ・ 海外交流事業における環境情報を交換する ・ 町議会議員に対し、環境に関する情報提供を行う
	町民	・ 環境にやさしい行動を選択し、町民間等での啓発に努める ・ 環境美化活動への参加に努める ・ 町民・民間団体の近隣市町での交流活動への参加に努める
	事業者	・ 環境にやさしい事業活動を選択し、事業者間等での啓発に努める ・ 環境美化活動への協力を努める ・ 町外の事業者・事業者団体との交流活動への参加に努める



杉戸町での清掃活動

杉戸町と幸手市のコミュニティづくり推進協議会等の呼びかけで、大島新田調節池クリーン作戦が行われており、令和4（2022）年度では、初夏の強い日差しの中、約500名の方が集まり、多くのごみを集めることができました。

また、江戸川クリーン大作戦実行委員会（国土交通省江戸川河川事務所、杉戸町ほか12市区町）主催により、江戸川堤防敷にて江戸川クリーン大作戦が実施されており、多くの方々にご参加いただいています。

◆大島新田調節池クリーン作戦



◆江戸川クリーン大作戦



第5章

杉戸町地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

- 1 計画の背景
- 2 基本的事項
- 3 温室効果ガス排出量の推計
- 4 温室効果ガス排出量の削減目標
- 5 目標達成に向けた取組



第5章 杉戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

1 計画の背景

（１）地球温暖化のメカニズム

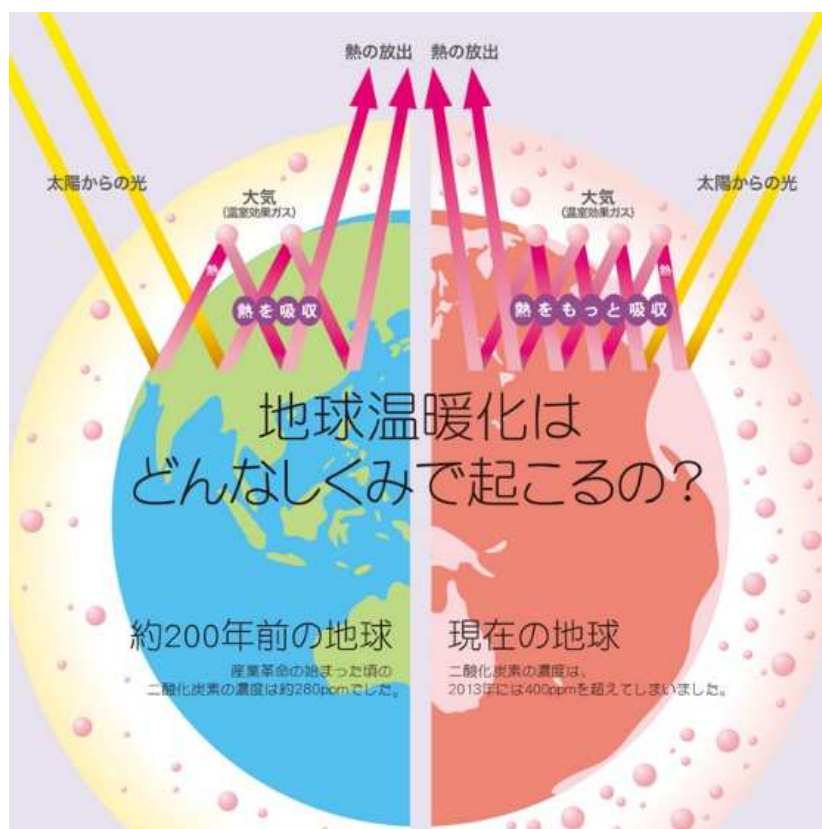
太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、大気を暖めています。地球温暖化は、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇することで、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされます。

地球温暖化の原因として、18世紀半ばの産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加したことが、要因として考えられています。

世界の二酸化炭素平均濃度は年々増加しており、産業革命以前の平均的な値とされる約280ppmと比べて、令和2（2020）年には 413.2 ± 0.2 ppm（令和3（2021）年10月 温室効果ガス世界資料センター公表値）と大幅に増加しています。地球温暖化は、気温の上昇のみならず、異常高温（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴っています。

このような気候変動によって、氷河の融解や海面水位の変化、洪水などの自然災害の増加、陸上や海の生態系への影響、食料生産や健康など人間への影響が見られています。

◆温室効果ガスと地球温暖化メカニズム



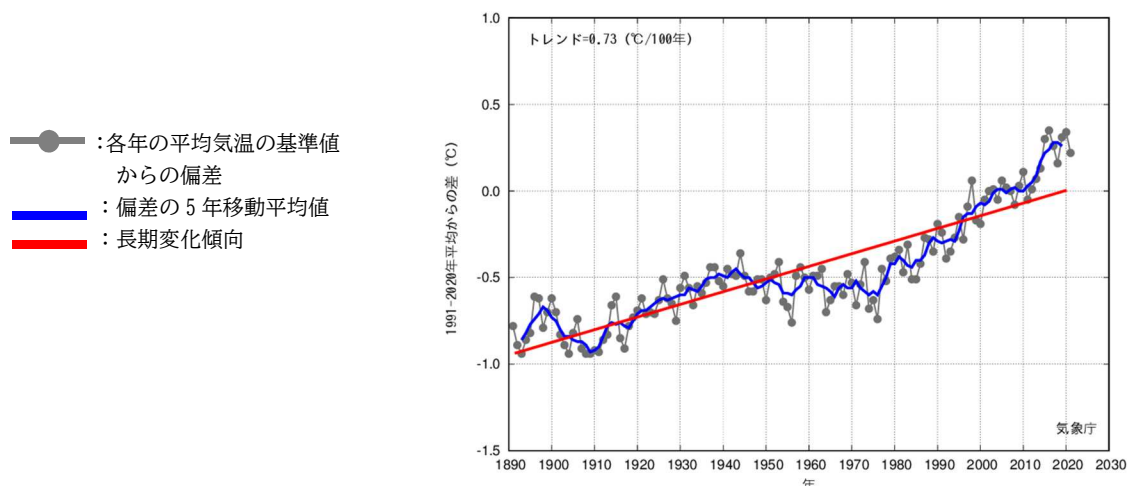
出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

(2) 地球温暖化の現状

■世界

令和 3（2021）年の世界の平均気温の基準値からの偏差は $+0.22^{\circ}\text{C}$ で、明治 24（1891）年の統計開始以降、6 番目に高い値となっています。世界の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年当たり 0.73°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代半ば以降、高温となる年が多くなっています。

◆世界の年平均気温の経年変化



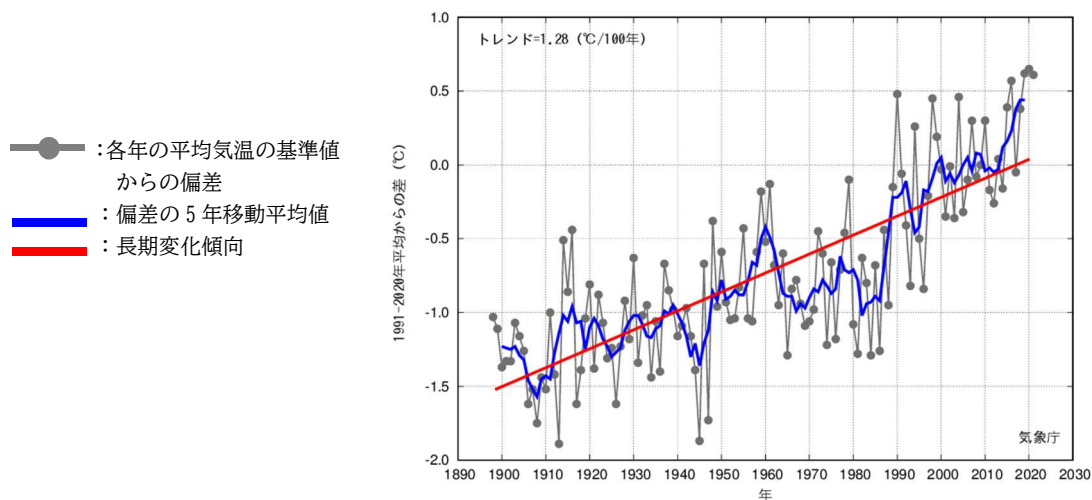
※世界の平均気温の基準値は平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の 30 年平均値

出典：気象庁ウェブサイト「世界の年平均気温」

■日本

令和 3（2021）年の日本の平均気温の基準値からの偏差は $+0.61^{\circ}\text{C}$ で、明治 24（1891）年の統計開始以降、3 番目に高い値となっています。日本の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には 100 年当たり 1.28°C の割合で上昇しています。特に 1990 年代以降、高温となる年が頻出しています。

◆日本の年平均気温の経年変化



※世界の平均気温の基準値は平成 3（1991）年～令和 2（2020）年の 30 年平均値

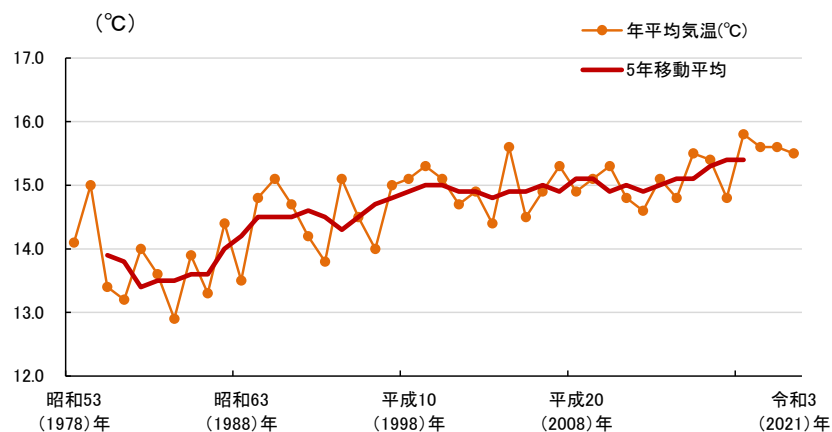
出典：気象庁ウェブサイト「日本の年平均気温」

■杉戸町

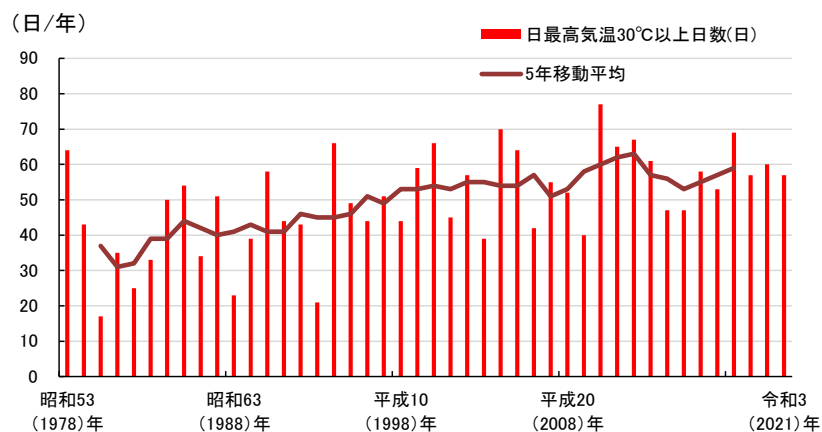
昭和 53 (1978) 年から令和 3 (2021) 年における年平均気温、真夏日（最高気温が 30℃以上）、熱帯夜（最低気温が 25℃以上）の年間日数について、当町に最も近い久喜気象観測所における観測結果を以下に示します。

年平均気温は昭和 53 (1978) 年から令和 3 (2021) までに 1.4℃上昇しています。また、真夏日日数及び熱帯夜日数の 5 年移動平均は、変動はありますが、増加傾向にあります。

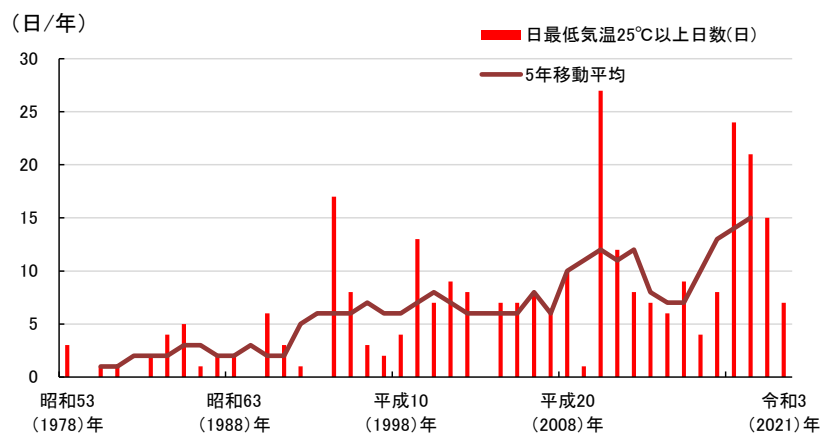
◆年平均気温の推移



◆真夏日日数の推移



◆熱帯夜日数の推移



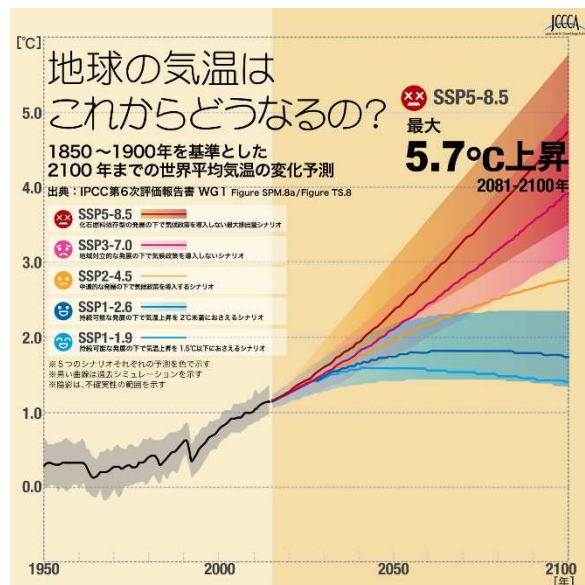
(3) 地球温暖化による影響の将来予測

■世界

平成 26 (2014) 年度に IPCC が公表した「第 5 次評価報告書・統合報告書」では、気候システムに対する人為的影響が明らかであるとともに、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また 1950 年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである」と示されました。令和 3 (2021) 年に公表された「第 6 次評価報告書・第 1 作業部会報告書」においても「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と示されました。

共有社会経済経路* (Shared Socioeconomic Pathways、以下「SSP」という。) シナリオでは、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない、最大排出量のシナリオ (SSP5-8.5) について、21 世紀末までに世界の平均気温は 3.3~5.7℃上昇すると予測されています。また、21 世紀半ばに実質二酸化炭素排出ゼロが実現する最善シナリオ (SSP1-1.9) においても令和 3 (2021) ~令和 22 (2040) 年平均の気温上昇は 1.5℃に達する可能性があると考えられています。

◆1950 年から 2100 年までの気温変化



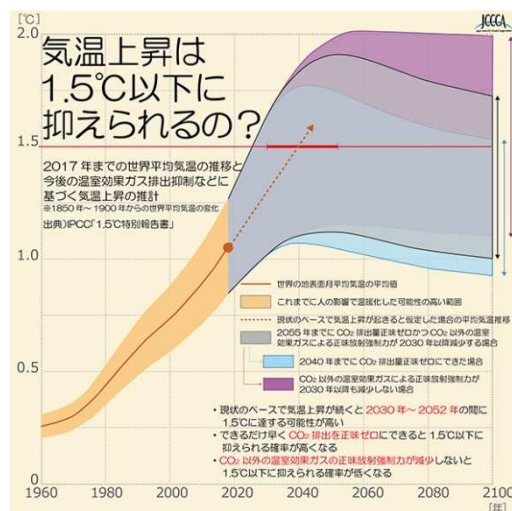
出典：IPCC「第 6 次評価報告書」/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

IPCC「1.5℃特別報告書」

気温の上昇を 1.5℃に抑制することは不可能ではありませんが、社会のあらゆる側面において様々な取り組みが必要であり、気温の上昇を 1.5℃に抑制することは、持続可能な開発の達成や貧困の撲滅等、気候変動以外の世界的な目標とともに達成しうるとされています。

また、世界の平均気温が平成 29 (2017) 年時点で工業化以前と比較して約 1℃上昇し、現在の水準で増加し続けると、令和 12 (2030) 年から令和 34 (2052) 年までの間に気温上昇が 1.5℃に達する可能性が高いことや、2℃上昇した場合には、一部の生態系の喪失などの不可逆的な影響が生じる可能性があることが示されました。

◆気温上昇は 1.5℃以下に抑えられるの？



出典：IPCC「1.5℃特別報告書」/全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<https://www.jccca.org/>)

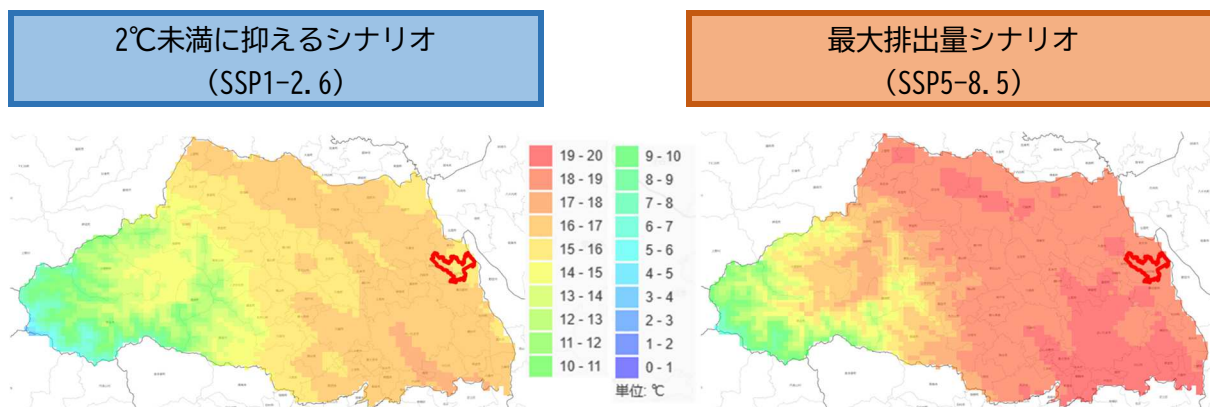
■杉戸町

国では、地球温暖化の影響について全国各都道府県の 21 世紀末（2080 年～2100 年）における年平均気温などの将来予測を公開しています。

なお、基準とする「現在」は昭和 55（1980）年～平成 12（2000）年です。

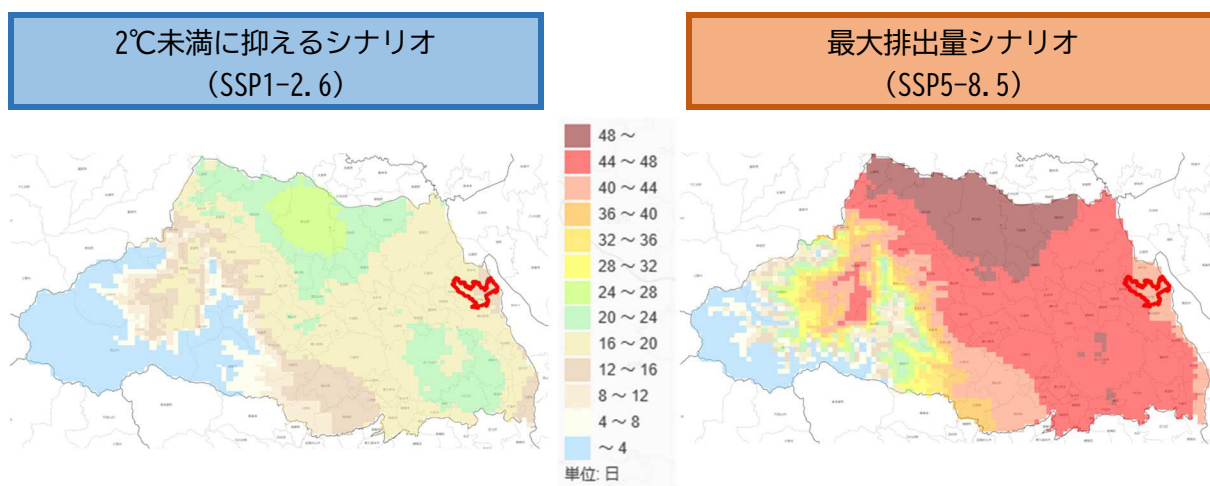
《日平均気温》

21 世紀末における日平均気温は、持続可能な発展の下で気温上昇を 2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）において 15～17℃、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）には 18～19℃と予測されています。



《猛暑日数》

21 世紀末における最高気温が 35℃以上となる猛暑日の日数は、持続可能な発展の下で気温上昇を 2℃未満に抑えるシナリオ（SSP1-2.6）において 12～20 日、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオ（SSP5-8.5）には 40～48 日と予測されています。



（データセット：NIES2020 データ、気候モデル：MIROC6）

出典：気候変動適応情報プラットフォーム (<https://a-plat.nies.go.jp/webgis/saitama/index.html>)

令和 5（2023）年 1 月 17 日利用

(4) 計画の背景

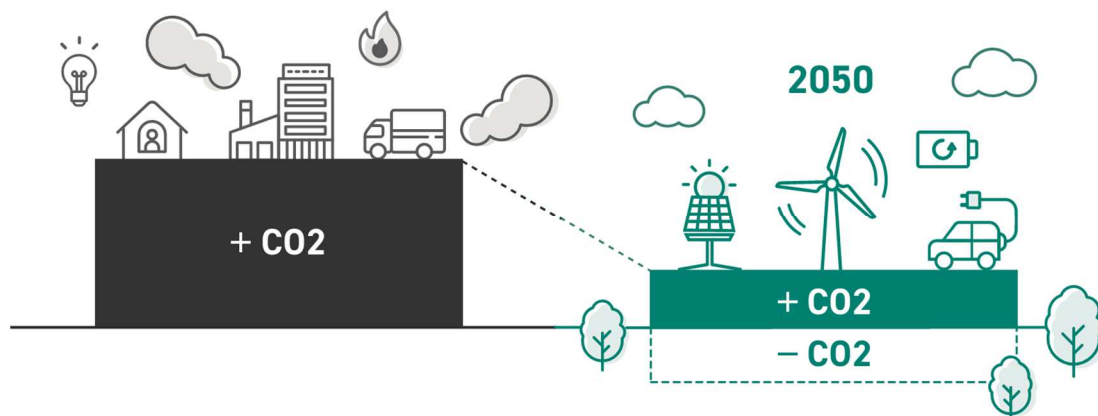
町では、「杉戸町環境基本計画」において「エネルギーを大切にし 自然エネルギーを積極的に利用するまち」を掲げ、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入などに取り組んできました。

近年、社会情勢は大きく変化しており、平成 27（2015）年の COP21 において、国際的な合意文書「パリ協定」が採択され、日本は平成 25（2013）年度比で令和 12（2030）年度までに 46%温室効果ガスを削減することを国際的に公表しました。

また、我が国は、「パリ協定」に定められている目標「世界全体の気温上昇を産業革命前に比べて 2℃より十分下回るよう、さらに 1.5℃までに制限する努力を継続」を踏まえ、令和 2（2020）年 10 月に、令和 32（2050）年までに日本における温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、令和 3（2021）年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、「パリ協定」の目標や「2050 年カーボンニュートラル宣言」を踏まえた基本理念を法に位置づけました。

本計画では、このような社会情勢の変化を踏まえ、令和 32（2050）年における温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指していくための削減目標を設定するとともに、目標達成に向けて温室効果ガス排出量を削減するための緩和策を示すものです。

■カーボンニュートラルとは



出典：環境省ウェブサイト 脱炭素ポータルサイト

2 基本的事項

(1) 計画の目的

「地方公共団体実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体が温室効果ガス排出量の削減等を推進するための計画です。

都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市に対して策定が義務付けられていますが、その他の地方公共団体についても、策定に努めることが求められています。

町では、地球温暖化対策に町民・事業者・町が一体で取り組んでいくことを目的として、「杉戸町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」という。）を策定します。

(2) 基準年度及び目標年度

本実行計画の計画期間は、令和 5（2023）年度から令和 12（2030）年度までの 8 年間とし、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、基準年度については、パリ協定の趣旨を踏まえ、国の地球温暖化対策計画で定めている基準年度及び目標年度に即し、平成 25（2013）年度に設定します。

(3) 対象とする温室効果ガス

本実行計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項で定める 7 種類のガスとします。

◆温室効果ガスの種類と主な発生源

温室効果ガス		主な発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	エネルギー起源	石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等
	非エネルギー起源	廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等
メタン（CH ₄ ）		稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等
一酸化二窒素（N ₂ O）		化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）		冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としての HFCs の使用、クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造
パーフルオロカーボン類（PFCs）		アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用、PFCs の製造
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）		マグネシウム合金の casting、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機等の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF ₆ の製造
三ふっ化窒素（NF ₃ ）		半導体素子等の製造、NF ₃ の製造

3 温室効果ガス排出量の推計

(1) 杉戸町における温室効果ガス排出量

令和元（2019）年度における温室効果ガス排出量は、184.2 千 t-CO₂ であり、基準年度の平成 25（2013）年度と比較して、温室効果ガス排出量を 41.6 千 t-CO₂（18.4%）削減しています。部門別の二酸化炭素排出量割合は、運輸部門が 35.4%、家庭部門が 24.5%、業務その他が 21.6%、産業部門が 13.9%、廃棄物部門が 2.4%、農業分野が 2.2%となっています。

排出割合が最も大きい、運輸部門における取組を特に進めていく必要があります。

◆部門別温室効果ガス排出量の推移

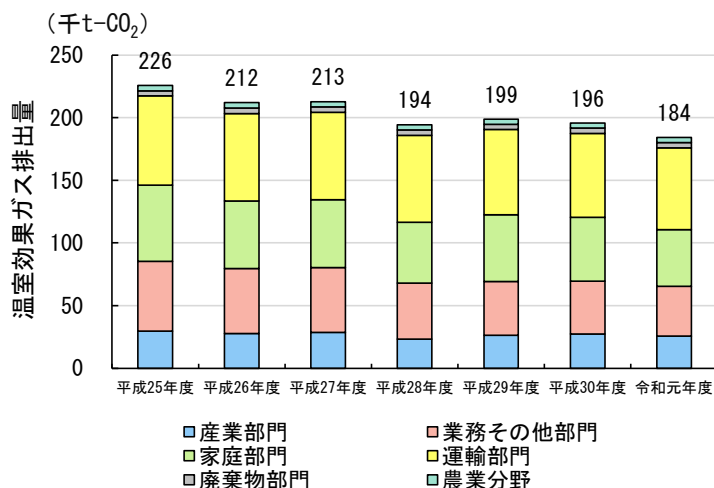
（単位：千 t-CO₂）

部門・分野			平成 25 (2013) 年	平成 26 (2014) 年	平成 27 (2015) 年	平成 28 (2016) 年	平成 29 (2017) 年	平成 30 (2018) 年	令和元 (2019) 年
エネルギー起源二酸化炭素		農業	2.1	2.6	2.9	3.5	3.1	3.0	3.0
		建設業	1.7	1.5	1.8	1.5	4.5	2.0	1.8
		製造業	25.8	23.7	23.9	18.2	18.6	22.3	20.8
	産業部門		29.6	27.8	28.5	23.3	26.2	27.4	25.6
	業務その他部門※1		55.7	51.8	51.9	44.6	43.1	42.1	39.8
	家庭部門		60.8	54.0	54.2	48.7	53.3	51.0	45.1
		自動車	67.8	66.6	66.8	66.3	65.2	64.4	62.8
		鉄道	3.3	3.1	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5
	運輸部門		71.1	69.7	69.9	69.2	67.9	66.9	65.3
その他ガス	廃棄物部門		4.1	4.4	4.2	4.3	4.0	4.3	4.3
	農業分野		4.5	4.4	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1
合 計			225.8	212.1	212.7	194.2	198.7	195.8	184.2
削減量（平成 25 年度比）			—	13.8	13.1	31.6	27.1	30.0	41.6
削減率（平成 25 年度比）			—	6.1%	5.8%	14.0%	12.0%	13.3%	18.4%

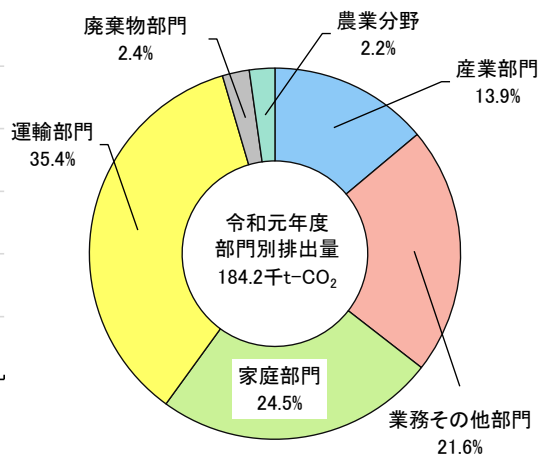
※1 事務所・ビル、商業・サービス施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出であり、第三次産業が該当します。

※2 各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合があります。

◆温室効果ガス排出量の推移



◆部門別温室効果ガス排出量の割合

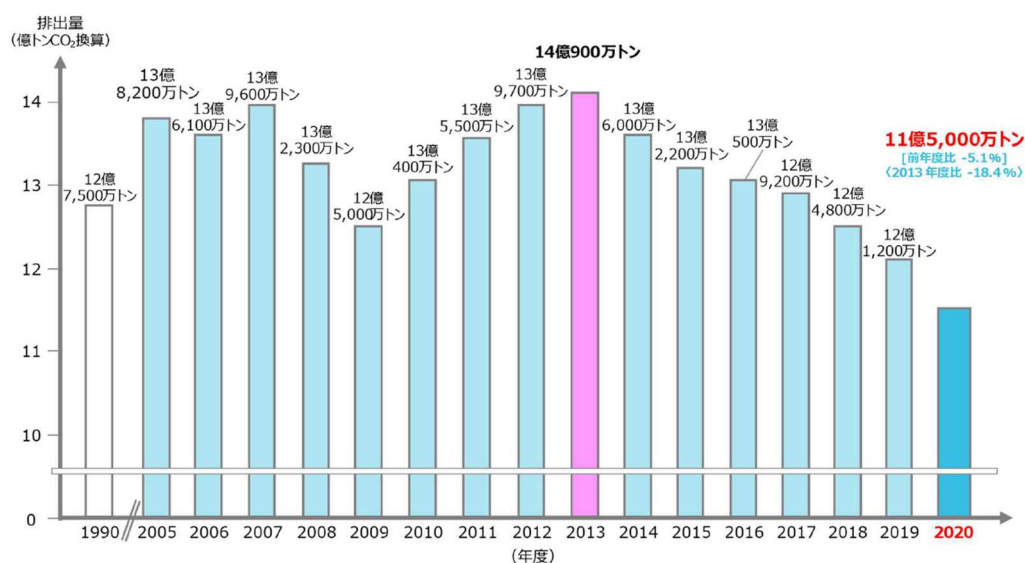


資料：埼玉県環境科学国際センター資料 より作成

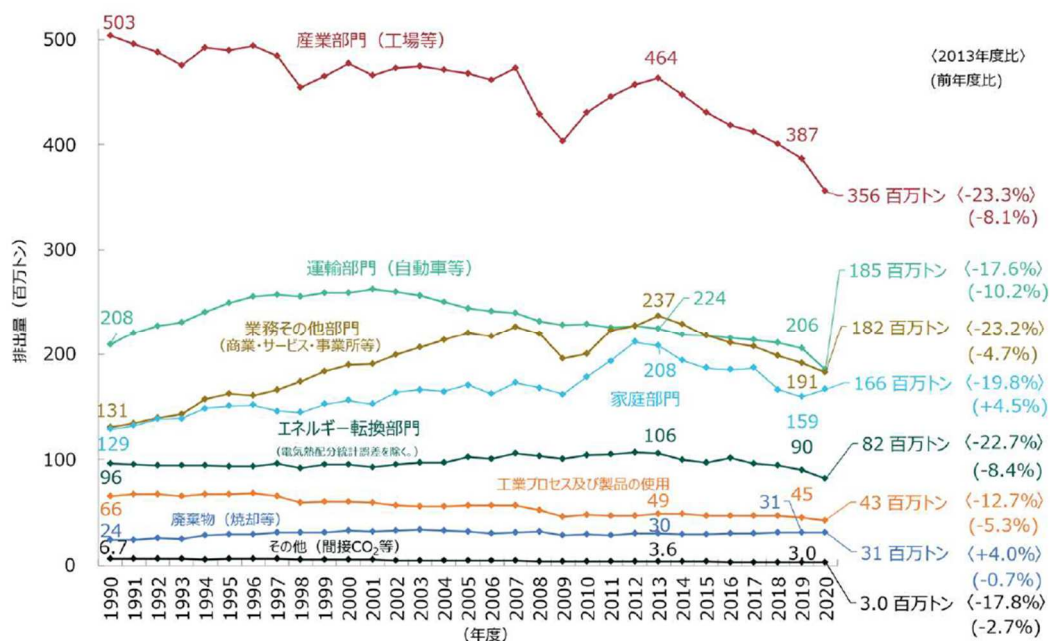
日本の温室効果ガス排出量の現状

日本の令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量は、11億5,000万 t-CO₂であり、平成26（2014）年度以降、減少しています。その要因としては、エネルギー消費量の減少（省エネルギー化等）や、電力の低炭素化（再生可能エネルギーの拡大、原発再稼働）等が挙げられます。また、前年度の総排出量（12億1,200万 t-CO₂）と比べて、5.1%（6,200万 t-CO₂）減少しており、その要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うエネルギー消費量の減少が示唆されます。

◆日本の温室効果ガス排出量（令和2（2020）年度確報値）



◆二酸化炭素の部門別排出量の推移



出典：環境省「2020年度（令和2年度）の温室効果ガス排出量（確報値）について」

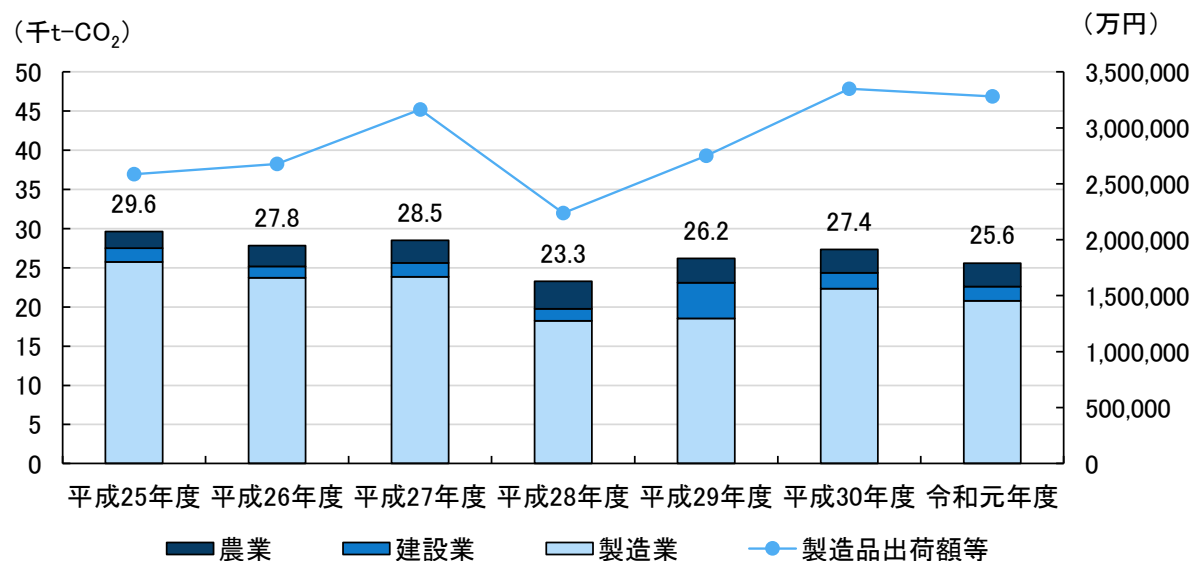
(2) 部門別温室効果ガス排出量

■産業部門

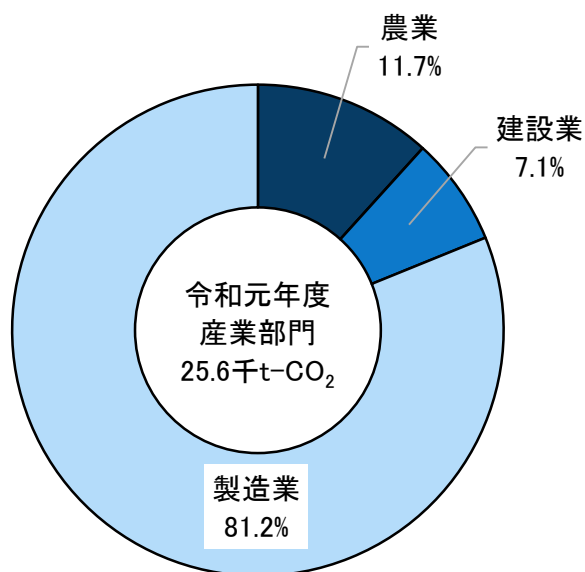
産業部門の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 25.6 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 29.6 千 t-CO₂ から 4.0 千 t-CO₂（13.5%）減少しています。

令和元（2019）年度における産業部門の業種別温室効果ガス排出量の割合は製造業が 81.2%、建設業が 7.1%、農業が 11.7%となっています。

◆産業部門における温室効果ガス排出量の推移



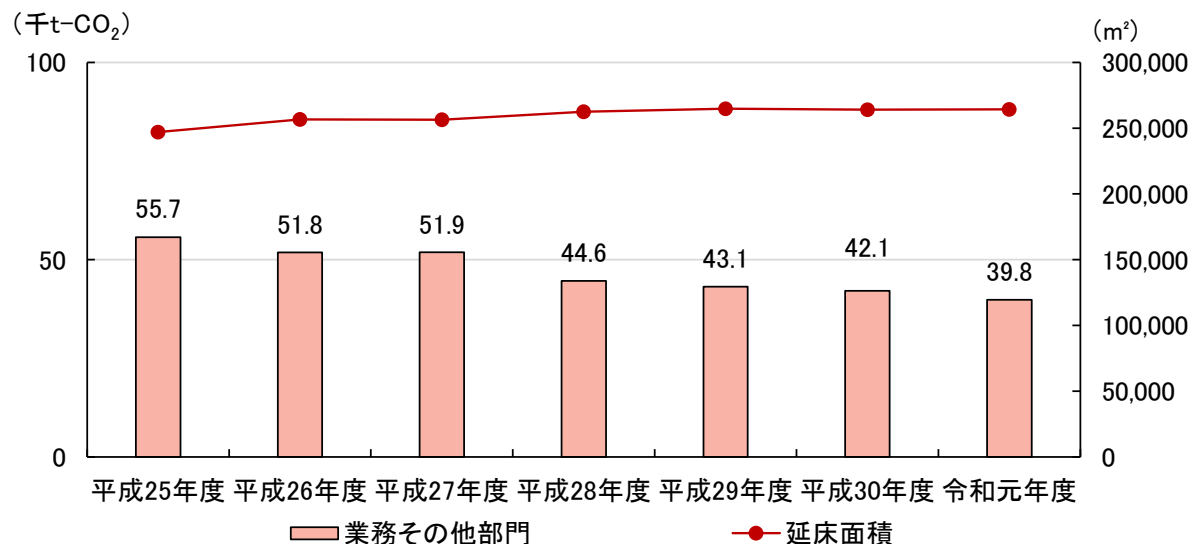
◆業種別温室効果ガス排出量の割合



■業務その他部門

業務その他部門の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 39.8 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 55.7 千 t-CO₂ から 15.9 千 t-CO₂（28.5%）減少しています。

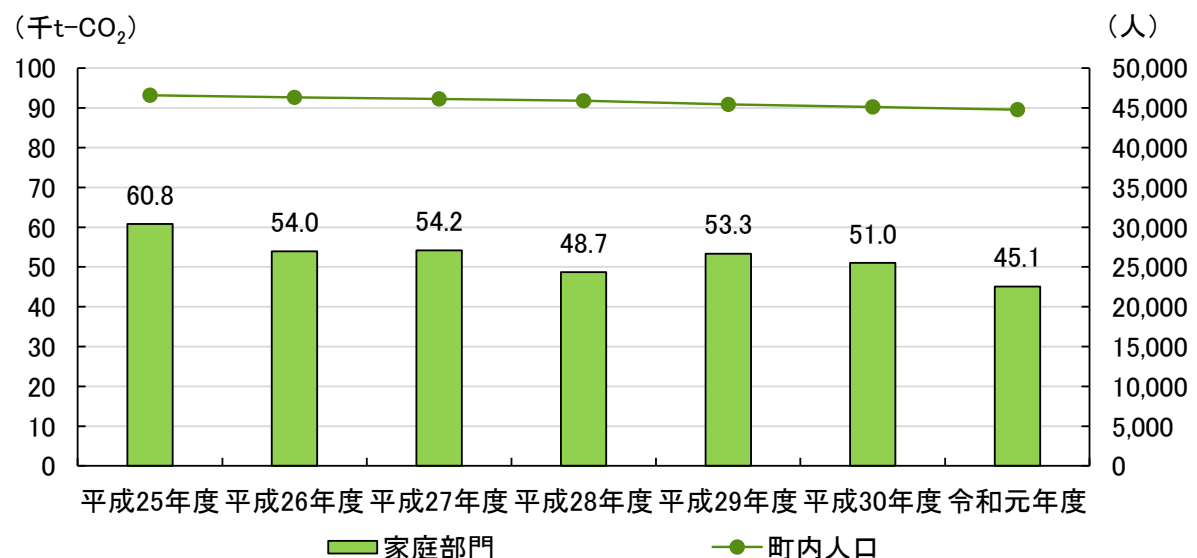
◆業務その他部門における温室効果ガス排出量の推移



■家庭部門

家庭部門の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 45.1 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 60.8 千 t-CO₂ から 15.7 千 t-CO₂（25.8%）減少しています。

◆家庭部門における温室効果ガス排出量の推移

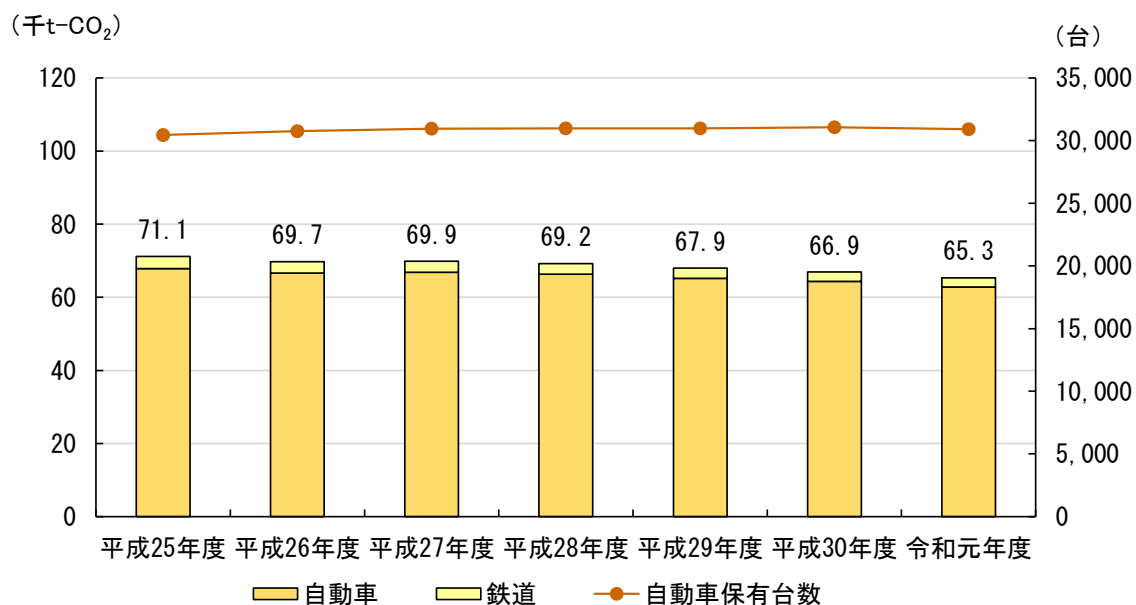


■運輸部門

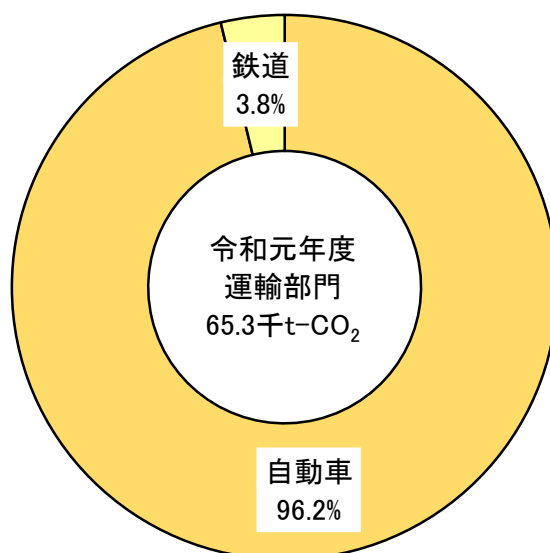
運輸部門の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 65.3 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 71.1 千 t-CO₂ から 5.8 千 t-CO₂（8.2%）減少しています。

令和元（2019）年度における運輸部門の温室効果ガス排出量の割合は自動車が 96.2%、鉄道が 3.8%となっており、主に自動車の燃料消費による温室効果ガス排出量が大部分を占めています。

◆運輸部門における温室効果ガス排出量の推移



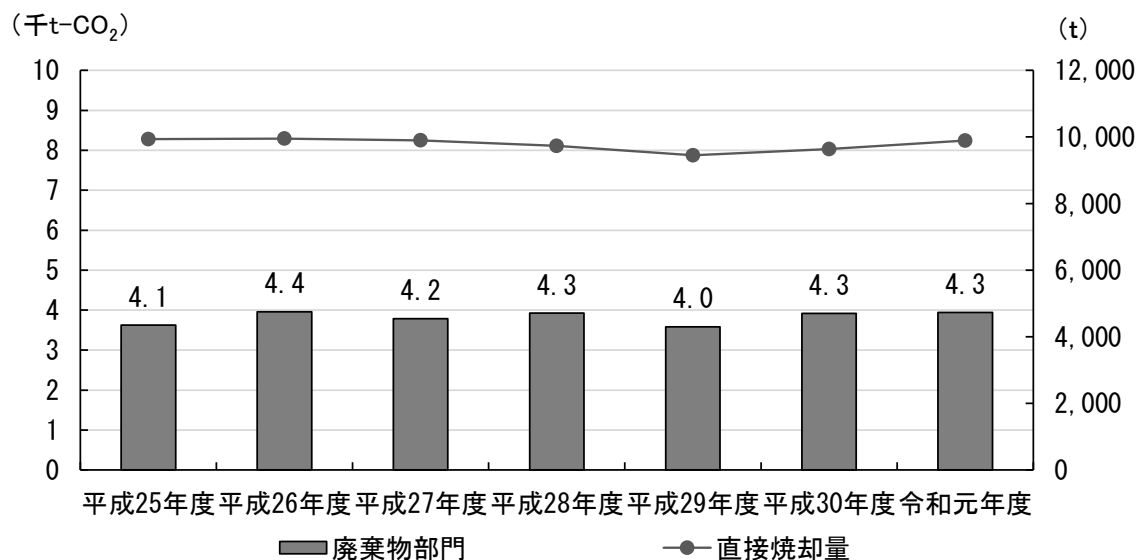
◆運輸部門における排出起源別温室効果ガス排出量の割合



■廃棄物分野

廃棄物分野の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 4.3 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 4.1 千 t-CO₂ から 0.2 千 t-CO₂（4.9％）増加しています。

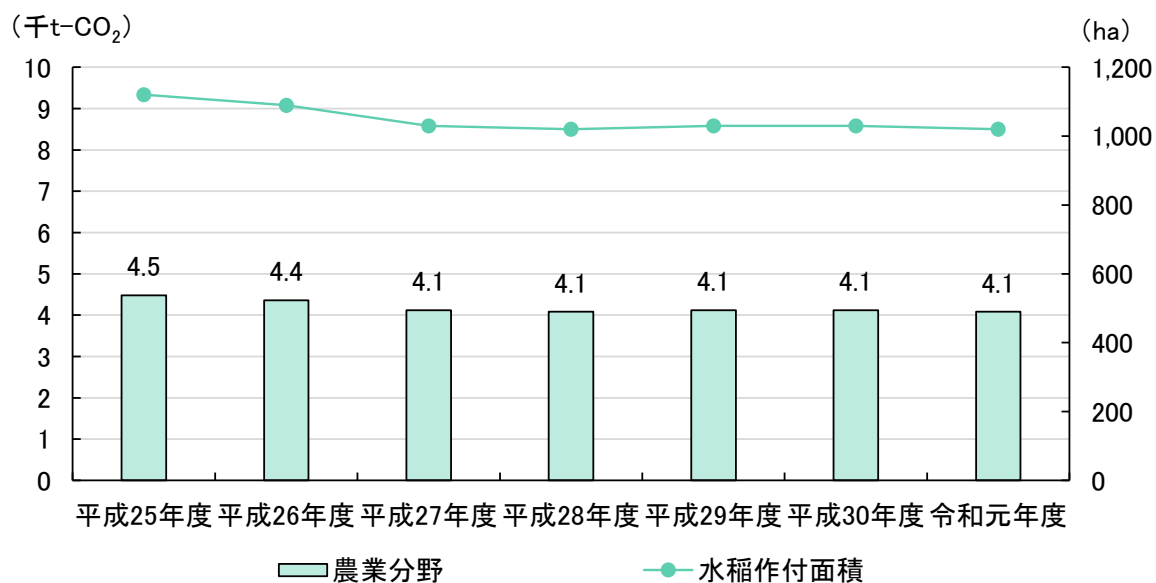
◆廃棄物分野における温室効果ガス排出量の推移



■農業分野

農業分野の温室効果ガス排出量は、令和元（2019）年度において 4.1 千 t-CO₂ であり、基準年度である平成 25（2013）年度の 4.5 千 t-CO₂ から 0.4 千 t-CO₂（8.9％）減少しています。

◆農業分野における温室効果ガス排出量の推移



4 温室効果ガス排出量の削減目標

(1) 温室効果ガス排出量の将来推計

■現状維持ケース（BAU：Business As Usual）

将来的に見込まれる温室効果ガス排出量の状況を考慮するために、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合に当たる現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量について推計しました。

温室効果ガス排出量と相関の大きい人口などを活動量として設定し、直近年度における温室効果ガス排出量に活動量の変化率を乗じることで推計しました。

なお、将来推計の対象年度は、目標年度の令和 12（2030）年度としました。

$$\text{現状維持ケース排出量} = \text{直近年度の温室効果ガス排出量} \times \frac{\text{対象年度における活動量の推計値}}{\text{直近年度における活動量}}$$

◆現状維持ケース（BAU）の推計における基本事項

種別・部門			活動量指標	推計手法
エネルギー起源二酸化炭素	産業部門	農業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、現状年度（2019 年度（令和元年度））の値で推移するものとして推計
		建設業	就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、現状年度（2019 年度（令和元年度））の値で推移するものとして推計
		製造業	製造品出荷額等	過去の実績値の回帰分析※により推計
	業務その他部門		床面積	過去の実績値の回帰分析※により推計
	家庭部門		人口	「杉戸町人口ビジョン《改訂版》」における人口推計値から推計
	運輸部門	自動車（旅客）	旅客車保有台数	過去の実績値の回帰分析※により推計
		自動車（貨物）	貨物車保有台数	過去の実績値の回帰分析※により推計
鉄道		人口	「杉戸町人口ビジョン《改訂版》」における人口推計値から推計	
その他ガス	廃棄物部門		人口	「杉戸町人口ビジョン《改訂版》」における人口推計値から推計
	農業分野		就業者数	過去の実績値が横ばいで推移しているため、現状年度（2019 年度（令和元年度））の値で推移するものとして推計

※結果となる数値と要因となる数値の関係を調べて、それぞれの関係を明らかにする統計的手法です。

■現状維持ケース（BAU）の将来推計結果

当町の令和 12（2030）年度の温室効果ガス排出量は 184.1 千 t-CO₂ と推計され、基準年度である平成 25（2013）年度と比較して 41.7 千 t-CO₂（18.5%）の温室効果ガス排出量の削減となる見込みです。

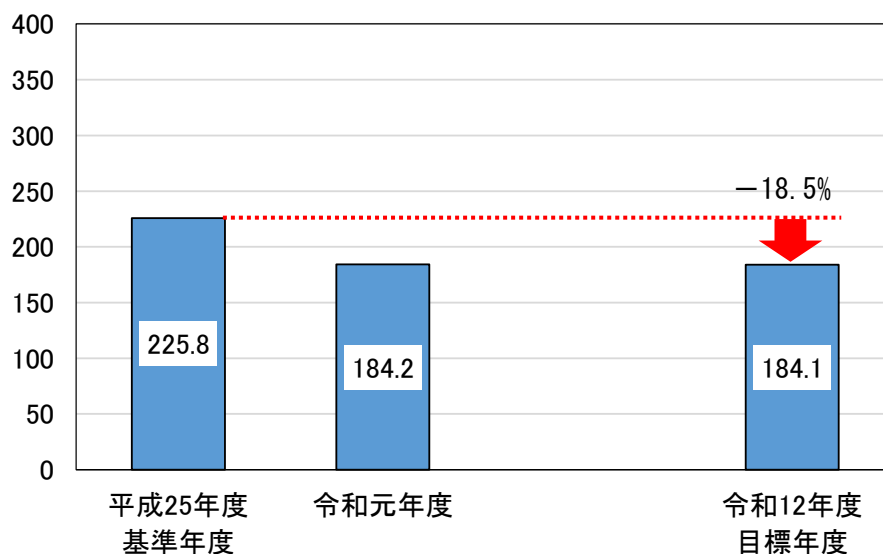
◆現状維持ケース（BAU）の温室効果ガス排出量

（単位：千 t-CO₂）

部門・分野			平成 25 年度 (基準年度)	令和元年度 (現状年度)	令和 12 年度 (目標年度)
エネルギー起源二酸化炭素		農業	2.1	3.0	3.0
		建設業	1.7	1.8	1.8
		製造業	25.8	20.8	19.7
	産業部門		29.6	25.6	24.5
	業務その他部門		55.7	39.8	40.7
	家庭部門		60.8	45.1	43.8
		自動車	67.8	62.8	64.4
		鉄道	3.3	2.5	2.4
	運輸部門		71.1	65.3	66.8
その他ガス	廃棄物部門		4.1	4.3	4.2
	農業分野		4.5	4.1	4.1
合 計			225.8	184.2	184.1
削減量（基準年度比）			—	41.6	41.7
削減率（基準年度比）			—	18.4%	18.5%

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合があります。

（千 t-CO₂）



■削減見込量の推計

国の「地球温暖化対策計画」における地方公共団体や事業者などと連携して進める各種対策や町の施策等について、削減見込量を推計しました。

対策を実施した場合、当町における令和 12（2030）年度までの温室効果ガスの削減見込量は、約 62.15 千 t-CO₂が見込まれます。

◆温室効果ガス排出量の削減見込量

（単位：千 t-CO₂）

部門	対策内容	令和 12 年度までの削減見込量
産業部門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	2.11
	業種間連携省エネの取組推進	0.01
	燃料転換の推進	0.04
	FEMS*を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.50
業務その他部門	建築物の省エネ化	1.68
	高効率な省エネルギー機器の普及	0.76
	BEMS*活用等による徹底的なエネルギー管理の実施	0.75
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.01
	廃棄物処理における取組	0.10
家庭部門	住宅の省エネ化	2.46
	高効率な省エネルギー機器の普及	2.23
	HEMS 等を利用した徹底的なエネルギー管理の実施	1.75
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	0.07
運輸部門	次世代自動車の普及、燃費改善	8.35
	道路交通流対策	1.01
	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	0.05
	公共交通機関及び自転車の利用促進	0.39
	トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	1.00
	脱炭素型ライフスタイルへの転換	1.64
分野横断	電力の二酸化炭素排出係数の低減	34.66
	再生可能エネルギーの導入	2.60
合 計		62.15

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合があります。

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量の将来推計の結果に基づき、当町の温室効果ガス排出量の削減目標は以下のとおりとします。

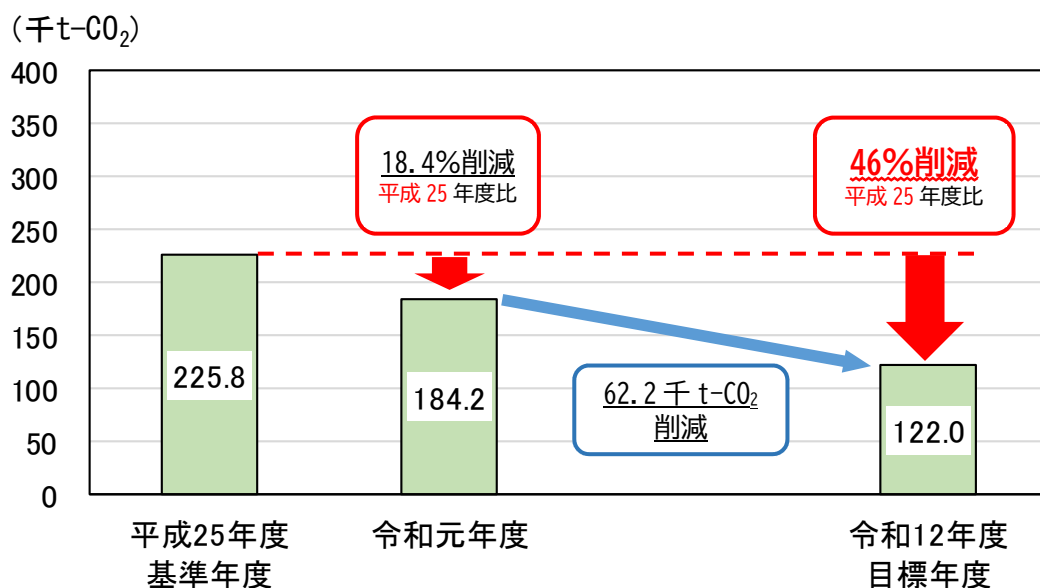
◆温室効果ガス排出量の削減見込量の積み上げ

区分	項目	温室効果ガス 排出量 (千 t-CO ₂)	削減率
基準年度	平成 25 (2013) 年度の排出量	225.8	—
目標年度	削減見込量		
	現状維持ケース	-41.7	18.5%
	産業部門における対策	-2.7	1.2%
	業務その他部門における対策	-3.3	1.5%
	家庭部門における対策	-6.5	2.9%
	運輸部門における対策	-12.4	5.5%
	分野横断的な対策	-37.3	16.5%
	削減見込量の合計	-103.8	46.0%
	令和 12 (2030) 年度の排出量推計	122.0	—

※各数値では四捨五入を行っているため、合計等と合わない場合があります。

当町の温室効果ガス排出量を
令和 12 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比
46% (104 千 t-CO₂) の削減を目指します

◆温室効果ガス排出量の削減目標



5 目標達成に向けた取組

本実行計画における温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けた取組を推進していきます。

■環境指標

環境指標	現状値 2020 年度 (令和 2 年度)	目標値 2032 年度 (令和 14 年度)
再生可能エネルギー導入量	10,892kW	18,784kW ^{※1}
民生部門（業務その他部及び家庭部門）における一人当たりの温室効果ガス排出量	1,897kg-CO ₂	1,010kg-CO ₂
鉄道の日平均乗降者数	43,338 人/日	増加
バスの日平均利用者数	2,689 人/日	増加
町民一人当たりのごみ排出量	253kg/年	210.85kg/年
ごみのリサイクル率	23.62%	35.0%
樹林面積 ^{※2}	1,082 m ²	1,082 m ²
緑地率	51.4%	53.7%

※1 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標年度における推計を実施しているため、令和 12（2030）年度における目標値

※2 町で指定している指定樹木・指定樹林の面積

■再生可能エネルギーの普及（再掲）

具体的な取組	主な担当課
住宅用エネルギーシステム設置費補助金を交付し、導入促進を図る	環境課
公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行う	環境課

■省エネルギーの推進（再掲）

具体的な取組	主な担当課
広報紙やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信を行い、意識啓発を促進する	環境課
広報紙及びホームページ、エコライフ DAY の実施等により地球温暖化に関する情報提供を行う	環境課
公共施設における電気・ガス等の使用量を調査・公表し、削減に努める	環境課
町の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、照明器具の LED 化、再生可能エネルギーや蓄電池の導入等のハード整備及び一部消灯等のソフト対策を両面から進める	環境課
雨水貯留施設について既存施設の適切な維持管理を継続するとともに、他の施設への導入を検討する	教育総務課
町民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行う	環境課

■環境負荷の少ないまちづくり（再掲）

具体的な取組	主な担当課
町内巡回バス「あいあい号」に次世代自動車の導入等を検討する	住民協働課
公共事業において使用する木材について国（県）産材の利用に努める	建築課
『ぐるっと埼玉サイクルネットワーク 道の駅アグリパークゆめすぎとと七福神を巡るルート』の維持管理及び情報提供を行う	都市施設整備課
立哨指導及び自転車駐車場の利用促進と維持管理を行う	都市施設整備課
ユニバーサルデザインを導入した歩道整備により、徒歩による移動を促進する	都市施設整備課
次世代自動車等普及促進対策補助金を交付し、導入促進を図る	環境課
公用車への次世代自動車の導入を検討するとともに、電気自動車の充電スタンドの設置等を検討する	管財契約課
アイドリングストップなどのエコドライブについて啓発を行う（再掲）	環境課

■ごみの減量化の推進（再掲）

具体的な取組	主な担当課
廃プラスチック等の農業廃棄物の収集に係る支援をする	産業振興課
ごみの発生抑制、3R の推進についての意識啓発として、ごみ収集カレンダーへの掲載や小学生を対象とした講座を開催する	環境課
多量排出事業者の減量化を促進する	環境課
深輪産業団地企業連絡会へのごみ削減の啓発を実施する	環境課
ごみ分別アプリ等により、容器包装（紙製、プラスチック製等）分別収集を促進する	環境課
廃ペットボトルの再資源化を推進する	環境課
生ごみのたい肥化や製品の長期使用について、町のホームページ等で周知を行う。	環境課

■吸収源対策の推進（再掲）

具体的な取組	主な担当課
保存樹木・樹林指定制度の周知を図り、樹木・樹林地の維持に努める	環境課
幹線道路への植樹帯の設置を検討する	都市施設整備課
開発事前協議により事業者及び公共施設での緑化の推進・緑地の確保に努める	環境課
埼玉県指定記念物「高野砂丘」及びその樹林の保全に努め、草刈などの保全活動を行う	社会教育課

第6章

地域気候変動適応計画

- 1 気候変動への適応とは
- 2 気候変動における影響の評価
- 3 気候変動の影響への適応策



第6章 地域気候変動適応計画

1 気候変動への適応とは

気候変動により懸念される影響は、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減と吸収源対策を最大限実施したとしても完全に避けることができないため、気候変動により既に生じている影響や将来予測される影響に対して、被害の防止や軽減を図る「適応」が必要とされています。

平成30（2018）年に「気候変動適応法」が施行されたことで、「適応策」の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して「適応策」を推進するための法的な仕組みが整備されました。国では、気候変動対策として緩和策（温室効果ガスの排出削減等対策）と適応策は車の両輪であり、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法の2つを礎に、気候変動対策を着実に推進していくとしています。

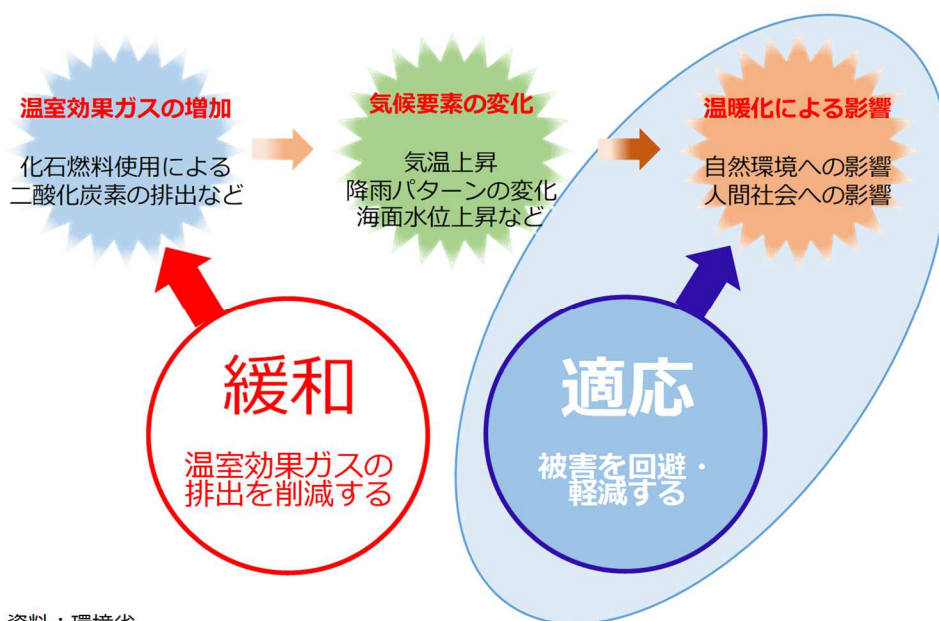
都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定が努力義務とされ、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への「適応策」の推進が求められています。

また、国では、令和3（2021）年度に「気候変動適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

当町においても、頻発する自然災害など、さまざまな気候変動の影響があり、その課題に対して、地域の特性に応じた「適応策」を講じていくことが求められています。

「適応策」を講じていくに当たり、本計画では、国の「気候変動影響評価報告書」を活用して、現状における気候変動の影響と、将来予測される気候変動の影響の整理やその評価を行っています。

◆緩和と適応の関係



資料：環境省

2 気候変動における影響の評価

当町の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」の7分野について、国の気候変動による影響を踏まえて、当町における気候変動の影響を評価しています。

◆国の気候変動における影響の評価

分野	大項目	小項目		国の評価		
				重大性	緊急性	確信度
農業・林業・水産業	農業	水稻	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		野菜等		◇	○	△
		果樹	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		麦・大豆・飼料作物等		○	△	△
		畜産		○	○	△
		病虫害・雑草等		○	○	○
		農業生産基盤		○	○	○
水環境・水資源	水環境	河川		◇	△	□
		水供給（地表水）	RCP2.6	○	○	○
			RCP8.5	○		
		水供給（地下水）		○	△	△
自然生態系	陸域生態系	自然林・二次林	RCP2.6	◇	○	○
			RCP8.5	○		
		里地・里山生態系		◇	○	□
		人工林		○	○	△
		野生鳥獣の影響		○	○	□
		物質収支		○	△	△
	淡水生態系	湖沼		○	△	□
		河川		○	△	□
	その他	生物季節		◇	○	○
		分布・個体群の移動（在来種）		○	○	○
		分布・個体群の移動（外来種）		○	○	△
		生態系サービス		○	-	-
自然災害・沿岸域	河川	洪水		○	○	○
				○		
		内水		○	○	○
	その他	強風等		○	○	△

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

◆国の気候変動における影響の評価（続き）

分野	大項目	小項目		国の評価		
				重大性	緊急性	確信度
健康	暑熱	死亡リスク等		○	○	○
		熱中症等		○	○	○
	感染症	節足動物媒介感染症		○	○	△
	その他	脆弱性が高い集団への影響 （高齢者・小児・基礎疾患患者等）		○	○	△
産業・経済活動	製造業	食品製造業		○	△	△
	金融・保険			○	△	△
	観光業	自然資源を活用したレジャー等		○	△	○
	建設業			○	○	□
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等		○	○	○
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等	生物季節	◇	○	○
			地場産業	－	○	△
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○	○

※凡例は以下の通りです。

【重大性】○：特に重大な影響が認められる、◇：影響が認められる、－：現状では評価できない

【緊急性】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【確信度】○：高い、△：中程度、□：低い、－：現状では評価できない

【重大性】

①影響の程度（エリア・期間）、②影響が発生する可能性、③影響の不可逆性（元の状態に回復することの困難さ）、④当該影響に対する持続的な脆弱性・暴露の規模といった①～④の要素をもとに、社会、経済、環境の観点で、「特に重大な影響が認められる」「影響が認められる」の評価を行っています。

【緊急性】

①影響の発現時期、②適応の着手・重要な意思決定が必要な時期といった①～②の観点ごとに、3段階（「緊急性は高い」、「緊急性は中程度」、「緊急性は低い」）で評価し、緊急性の高い方を採用しています。

【確信度】

①証拠の種類、量、質、整合性、②見解の一致度といった①～②の観点ごとに、3段階（「確信度は高い」「確信度は中程度」「確信度は低い」）で評価しています。

■環境に関するアンケート調査結果

環境に関する調査結果より、当町において「今後、重点的に対策していく必要があるとされている項目」又は「既に気候変動による影響が生じていると感じている項目」について、回答割合が多かった項目を抽出しました。

◆当町の環境に関するアンケート調査結果における気候変動による影響の評価

分野	大項目	小項目		重大性	緊急性
農業・ 林業・ 水産業	農業	野菜等		－	○
水環境・ 水資源	水環境	河川		○	○
自然生態系	その他	分布・個体群の移動（外来種）		－	○
		生物季節		－	○
自然災害・ 沿岸域	河川	洪水		○	○
		内水		○	○
	その他	強風等		○	○
健康	暑熱	熱中症等		○	○
	感染症	節足動物媒介感染症		○	－
国民生活・ 都市生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等		○	○
	文化・歴史など を感じる暮らし	生物季節、伝統行事 ・地場産業等	生物季節	－	○
	その他	暑熱による生活への影響等		○	○

※「今後、重点的に対策していく必要があるとされている項目」の結果を重大性に、「既に気候変動による影響が生じていると感じている項目」を緊急性の結果として示しています。

※凡例は以下の通りです。

【重大性・緊急性】○：アンケート調査で回答が20%以上である項目
－：アンケート調査で回答が20%未満である項目

3 気候変動の影響への適応策

気候変動により既に生じている影響や将来的に予測される影響の評価結果をもとに、下記のとおり「適応策」を講じていきます。

また、町では気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センター*として、埼玉県気候変動適応センターと共同して「杉戸町気候変動適応センター」を設置し、当町における気候変動の影響や、適応に関する情報の収集・整理・分析等を行っていきます。

■農業（再掲）

具体的な取組	主な担当課
農業用水の安定的な確保や良好な排水環境を維持するため、老朽化した用排水施設の補修などの保全対策を進める	産業振興課

■水環境・水資源

具体的な取組	主な担当課
水環境への気候変動による影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じる	環境課

■自然生態系（再掲）

具体的な取組	主な担当課
当町に生息する生物の生息環境の保全のため、生きもの調査を行う	環境課

■自然災害・沿岸域（再掲）

具体的な取組	主な担当課
災害の発生が予想される場合や災害の発生時に、必要な対応を迅速に行うことができるよう、災害対策本部の運営や関連機関との連携、各分野での初動対応などについて、情報の共有や訓練の実施などにより、職員や関係機関の対応力強化を図る	危機管理課
食糧などの備蓄品の整備や、地域の事業者との防災協定を通じて物資の供給体制の強化を図る	危機管理課
災害による被害を最小限とするため、老朽化した施設等の計画的な更新や道路の冠水対策など、様々な災害に備えた対策の強化に努めます	総合政策課 管財契約課 都市施設整備課

■健康（再掲）

具体的な取組	主な担当課
公共施設等へのクールオアシスの設置や、熱中症対策について周知等を行う	健康支援課
感染症に関する正しい知識の普及を図る	健康支援課

■国民生活・都市生活（再掲）

具体的な取組	主な担当課
まちの顔となる道路・地区での電線の地中化、移設等を検討する	市街地整備推進室
災害時における水道施設の復旧体制の確立、給水体制の強化など、災害時でも安定して水道水を供給できる体制づくりを図る	上下水道課
環境への負荷を低減する再生可能エネルギーの普及のため、活用促進の啓発や情報発信の充実を図るとともに、住宅用太陽光発電設備や蓄電池設備などに対する助成制度の周知・活用促進を図る	環境課
公共施設の建設時には、再生可能エネルギー設備の導入を推進する	環境課
国民運動である「COOL CHOICE」の普及啓発を実施する	環境課

第7章

計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理



第7章 計画の推進体制と進捗管理

本計画を着実に実行するため、進捗状況や成果を点検・評価し、その結果を次の取組にフィードバックさせていく体制を示します。

1 計画の推進体制

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、町民・事業者・町それぞれが環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。

■杉戸町環境審議会

関係行政機関の代表者、学識経験者、公募委員などにより構成される「杉戸町環境審議会」において、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するとともに、年次報告書やそれに対する町民等の意見をふまえ、専門的見地から計画の点検・評価を行います。また、計画の推進や見直しに当たって助言を行います。

■すぎと環境会議

町民・事業者の自主運営組織として、町民・事業者の取組を推進するとともに、町民・事業者の立場から計画の点検・評価を行います。また、庁内組織と連携して協働事業を行います。

■環境管理委員会

庁内の横断的組織として、環境の保全・創造に係る施策を推進し、本計画の進捗管理を行います。また、一事業者として環境の保全・創造に係る率先行動のマネジメントを行います。

■杉戸町気候変動適応センター（埼玉県気候変動適応センターと共同設置）

当町における気候変動適応を推進し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担います。

■町民

一人ひとりが環境問題について認識し、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践します。また、町が推進する環境施策に積極的に協力するとともに、町が作成する年次報告に基づき、施策の実施状況等に対して意見・提案を行います。

■事業者

事業活動が環境に与える負荷を認識し、地域環境に貢献するため、経済活動の中に環境の視点を組み込み、環境負荷の低減、環境保全のための行動を実践し、環境への影響の低減、環境監視の徹底、情報の提供に努めます。また、町が推進する環境施策に積極的に協力するとともに、町が作成する年次報告に基づき、施策の実施状況等に対して意見・提案を行います。

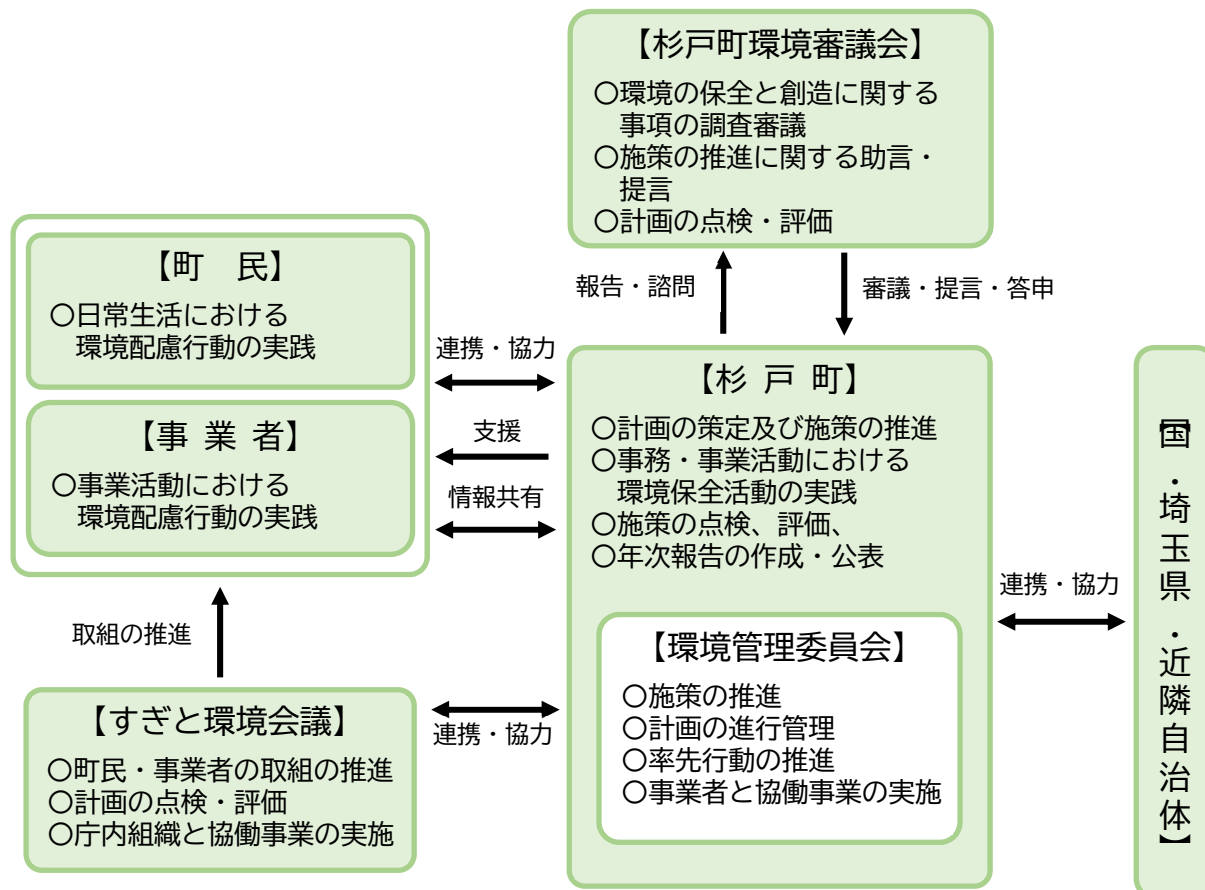
■町

本計画で設定した環境施策を計画的かつ確実に実施するとともに、町民・事業者が行う環境保全のための取組を支援します。本計画に基づき、公務において環境負荷の低減、環境保全のための行動を職員自らが率先して実践し、町民・事業者を牽引していきます。また、持続可能な社会の発展を目指し、町民や事業者の意思を尊重しつつ、環境政策を積極的かつ計画的に推進します。

■国・埼玉県・近隣自治体

大気汚染の防止や、河川や流域の水質浄化、自動車交通公害対策、廃棄物対策、地球環境問題など、複雑化・多様化・広域化する環境問題に対して、当町のみで解決を図ることは極めて困難であるため、国や埼玉県、近隣自治体との連携を図り、広域的な視点で施策を推進するとともに、状況に応じて、国や埼玉県への要望を行います。

◆計画の推進体制



2 計画の進行管理

この計画を実効性のあるものとしていくためには、計画を着実に実行に移し、その進捗状況や成果を点検・評価し、更にそれを次の取組にフィードバックさせていくしくみが重要です。なお、施策毎に統一的な評価を実施できるように、適宜、点検・評価手法や実施体制等の見直しを実施します。

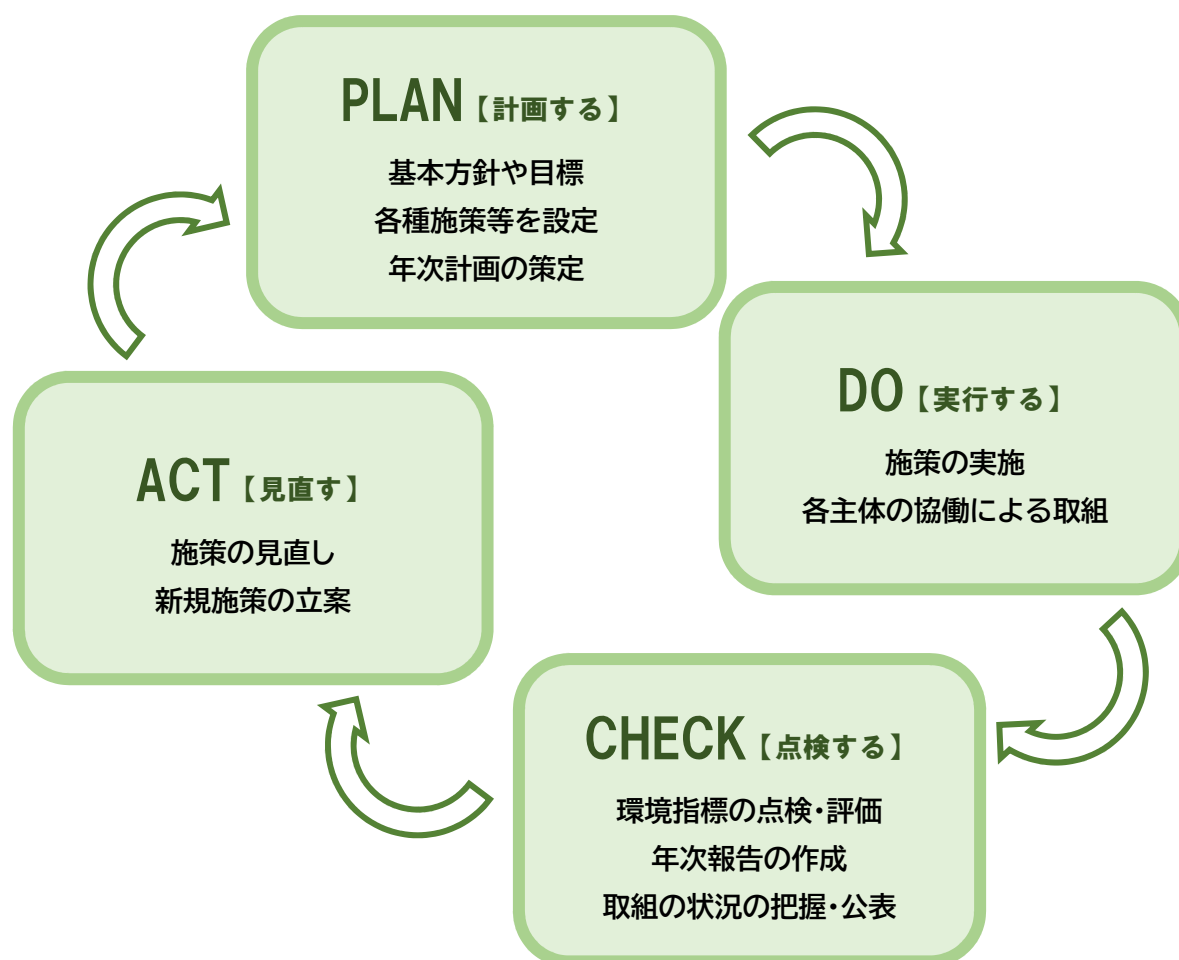
そのため、本計画の進行管理は、PDCA サイクルを用いて、[PLAN・計画する] → [DO・実行する] → [CHECK・点検する] → [ACT・見直す] という流れで行います。

この PDCA サイクルは、1 年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、5 年ごとに計画の見直しを行います。

指標などを用いて点検・評価した結果は「年次報告」としてとりまとめ、広く町民・事業者に公表し、意見を募集します。また、杉戸町環境審議会、すぎと環境会議において年次報告に基づいて計画の進捗状況や効果について確認・検討します。

これらの各組織・主体から寄せられた意見及び助言は、次年度以降の施策や取組へと反映していきます。

◆計画の進行管理



資料編

- 1 杉戸町環境基本条例
- 2 諮問書及び答申書
- 3 計画の策定経過
- 4 杉戸町環境審議会
- 5 すぎと環境会議
- 6 杉戸町環境計画策定会議
- 7 杉戸町環境計画策定作業部会
- 8 アンケート調査結果
- 9 用語集



1 杉戸町環境基本条例

平成15年3月28日

条例第9号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等（第8条—第18条）

第3章 環境審議会（第19条）

第4章 補則（第20条）

附則

私たちのまち杉戸は、日光街道の宿場町として古くから栄え、大落古利根川や中川など数多くの河川や水路が町内を流下し、豊かな水を利用した広々とした田園風景が広がり、雑木林や屋敷林など緑豊かな自然に抱かれています。その中で人々は、自然の恵みに感謝し、先人たちの知恵や足跡を大切に受け継ぎながら着実な発展を続けてきました。

しかし、近年私たちは、便利さや物質的な豊かさを求め、限りある資源やエネルギーを大量に消費してきました。私たちのこうした活動は、恵まれた自然を破壊し、自然が本来持っている再生能力や浄化能力を超える規模となり、その結果として、人類を含めたすべての生き物が生きていくためのよりどころである地球の環境を脅かすまでになっています。

これから私たちは、これまでの活動のあり方を見直し、町民、事業者、町が一体となって環境の保全と創造に取り組んでいきます。そして環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目指し、この条例を制定します。

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、環境の保全と創造に関し、基本的な考え方を定め、町民、事業者、町の責務を明らかにしています。また、町が行う施策の基本的な事項を定め、これに基づく施策を総

合的かつ計画的に推進することを定めています。これらにより、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を築くとともに良好な環境を確保し、現在と将来の町民が健やかで心豊かな生活を営むことができるようにすることを目的とします。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の定義は、次のとおりとします。

- （1） 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全と創造を推進する上で支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- （2） 公害 環境の保全と創造を推進する上で支障となるもののうち、事業活動その他の活動に伴って生じる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって、人の健康や生活環境に係る被害が生じることをいいます。

（基本的な考え方）

第3条 環境の保全と創造は、環境が積極的に保全を行わないと失われやすいものであるという認識に立ち、環境への負荷について学び、理解し、すべての者が自主的に取り組むことによって行われなければなりません。

- 2 環境の保全と創造は、町民が健やかで心豊かに生活できる好ましい環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいくことを念頭に行われなければなりません。
- 3 環境の保全と創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを考慮し、地球規模で起こっている環境問題を一人一人の問題としてとらえ、それぞれの日常生活や事業活動の中で、積極的に推進されなければなりません。

（町民の責務）

第4条 町民は、前条の基本的な考え方（以下「基本的な考え方」といいます。）のもと、日常生活の中で廃棄物の減量、省エネルギー等環境への負荷を少なくする対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

- 2 町民は、基本的な考え方のもと、町が行う施策や事業に積極的に参画し、協力しなければなりません。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動を行うときには、公害の発生を防ぐとともに、自然環境を適正に保全する対策に、自ら進んで取り組まなければなりません。

2 事業者は、基本的な考え方のもと、事業活動に伴う資源やエネルギーの消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を少なくするとともに、町が行う施策や事業に協力しなければなりません。

(町の責務)

第6条 町は、基本的な考え方のもと、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければなりません。

(年次報告)

第7条 町長は、町の環境の現状や、環境の保全と創造に関する施策の進み具合について年次報告書を作成し、これを公表します。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的な施策等

(環境への配慮の優先)

第8条 町は、すべての施策の策定や実施に当たって、環境への配慮を優先し、環境への負荷を減らすとともに、環境の保全と創造に努めます。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、杉戸町環境基本計画（以下「環境基本計画」といいます。）を策定します。

2 町長は、環境基本計画を策定するときは、あらかじめ町民や事業者の意見を聴くとともに、第19条の杉戸町環境審議会の意見を聴きます。

3 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表します。

4 前2項の規定は、環境基本計画を見直し、変更する場合について準用します。

(環境基本計画との整合)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施する場合には、環境基本

計画との整合を図ります。

(規制の措置)

第11条 町は、環境の保全と創造を推進する上での支障を防止するため、必要な規制措置を図るよう努めます。

(環境の保全と創造に資する事業等の推進)

第12条 町は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備に取り組みます。

2 町は、多様な野生生物が生息し生育する空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全と創造に資する事業に取り組みます。

3 前項に定めるもののほか、町は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備に取り組みます。

(環境教育と環境学習の推進)

第13条 町は、町民と事業者が環境の保全と創造に関する理解を深められるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の充実に取り組みます。

(住民活動等の支援)

第14条 町は、町民、事業者、民間団体が行う環境の保全と創造のための取組に必要な支援を行います。

(情報の収集等)

第15条 町は、環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を提供します。

2 町は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査を実施します。

(意見の反映)

第16条 町は、環境の保全と創造に関する施策について、町民、事業者、民間団体からの意見

の反映に努めます。

(地球規模での環境問題への取組)

第17条 町は、国、県、他の地方公共団体と連携し、地球温暖化の防止やオゾン層の破壊など、地球規模で起こっている環境問題の解決に向けて取り組みます。

(国、県、他の地方公共団体との協力)

第18条 町は、環境の保全と創造について、広域的な取組が必要とされる施策の策定や実施に当たっては、国、県、他の地方公共団体と協力して推進します。

第3章 環境審議会

(環境審議会)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、杉戸町環境審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する基本的事項を調査審議するとともに、必要に応じ、町長に対して環境の保全と創造に関する施策の推進に関して助言や提言をすることができます。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 識見を有する者
- (4) 環境保全に関心の高い者

4 委員の任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

6 審議会に会長と副会長を置き、委員の互選によってこれを定めます。

第4章 補則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

(杉戸町環境審議会条例の廃止)

- 2 杉戸町環境審議会条例（平成14年杉戸町条例第13号）は廃止します。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の杉戸町環境審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例の規定により委嘱されたものとみなします。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第19条第4項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとします。

2 諮問書及び答申書

■ 諮問書

諮問第1号

杉 第8121号
令和5年3月14日

杉戸町環境審議会
会長 坂 本 正 博 様

杉戸町長 窪 田 裕 之

第2次杉戸町環境基本計画(原案)について(諮問)

標記の件について、杉戸町環境基本条例(平成15年3月28日杉戸町条例第9号)第19条第2項の規定に基づき、ご審議いただきたく諮問いたします。

杉環審 第 1 号
令和5年3月22日

杉戸町長 窪 田 裕 之 様

杉戸町環境審議会
会長 坂 本 正 博

第2次杉戸町環境基本計画(原案)について(答申)

令和5年3月14日付け杉第8121号で諮問のあった第2次杉戸町環境基本計画(原案)について、慎重に審議した結果、別紙のとおり意見を付して答申いたします。

はじめに

令和5年3月14日、杉戸町環境審議会は杉戸町長から第2次杉戸町環境基本計画（以下、「本計画」という）（原案）についての諮問を受けた。本審議会は、令和3年度から2ヶ年、計6回の会議を開催し、見解を取りまとめ、本答申を作成したものである。

町においては、本答申を踏まえて、より一層充実した本計画の推進を図られたい。

1. 計画の基本的な考え方について

（1）第1次杉戸町環境基本計画（以下、「前計画」という）を踏まえた町の方針及び各施策の位置づけ

本計画は、前計画の評価についてまとめられているが、これが、本計画における重点施策等を定めるための基礎であると言える。

本計画における各施策が、前計画の結果を受けて、どのように改善され、実効性を高めるものになっているのか明確にしたうえで、各施策に取り組まれたい。

（2）本計画の推進体制

前計画の結果から、環境重視の計画管理が重要であると考え。そこで、本計画で示されている計画の推進体制の中で、実務を回す中心とされている環境管理委員会の役割を明確にし、計画の進行管理においては、施策毎に統一的な評価が環境課によって実施されるよう、体制の構築を図られたい。

また、本計画が掲げている環境の将来像・目標・施策に関して、町長をはじめとして各課においても熟知し、また、地域振興や住民サービスをはじめとする多様な側面が環境影響を与えうるという認識を共有したうえで、行政として確かな実行をされたい。

2. 施策をはじめとする取組について

（1）環境の将来像及び環境目標について

本計画では、アンケート調査及びワークショップ等から得られた住民意見や、町の最上位計画である「第6次杉戸町総合振興計画」で示すまちの将来像を踏まえ、6つの「環境の将来像」と7つの「環境目標」を定めている。

7つの環境目標は、町の特性である農地の豊かさとその保全の重要性を示す「田園風景と調和したまちづくり」から始まり、「自然と共存したまちづくり」「環境汚染のないまちづくり」に加え、さらには「循環型社会の形成」「脱炭素社会の実現」「環境意識の醸成」「環境活動の実践」から構成されたものである。

本計画の計画期間においては、これら7つの「環境目標」を念頭に置き、「環境の将来像」の達成に努められたい。

その中でも、杉戸町の大きな特徴である町の多くを占める農地をはじめ、水路・河川といった豊かな水環境や数少なくなった雑木林といった緑を、将来の世代へ引き継げるよう、重点的に取り組まれたい。

また、「脱炭素社会の実現」は喫緊の課題と言える。この課題に対しては、再生可能エネルギー・省エネなど、いわゆる緩和策の普及や、気候変動に適應できる施策、いわゆる適応策に積極的に取り組まれたい。

3 計画の策定経過

開催日等	会議等	内容
令和2(2020)年 10月18日	第2回すぎと環境会議	・次期基本計画に盛り込むべき取組事項・目標
12月20日	第3回すぎと環境会議	・次期基本計画に盛り込むべき取組事項・目標
令和3(2021)年 1月24日	第4回すぎと環境会議	・第1次計画の実施計画に関する評価 ・次期計画への提案事項検討
3月7日	第5回すぎと環境会議	・第1次実施計画に関する意見交換 ・第1次計画への提案事項の検討
4月25日	第6回すぎと環境会議	・提案事項の検討
5月26日	第7回すぎと環境会議	・提案事項の検討
6月24日	令和3年度 第1回杉戸町環境審議会	・会長及び副会長の選出 ・杉戸町環境基本計画第4期実施計画実施状況について ・第2次杉戸町環境基本計画の策定について
8月20日	杉戸町環境計画策定 作業部会 第1回会議	・第2次杉戸町環境基本計画の策定について ・策定スケジュール及びアンケート調査について
9月5日	第8回すぎと環境会議	・第2次基本計画策定のためのアンケート調査に関する意見交換 ・第2次基本計画への提案検討
9月19日	第9回すぎと環境会議	・第2次基本計画への提案検討
10月1日～ 10月22日	アンケート調査	・町民アンケート調査(1,000人) ・事業者アンケート調査(100社)
10月10日	第10回すぎと環境会議	・計画策定に関する意見交換
11月7日	第11回すぎと環境会議	・計画策定に関する意見交換
12月11日	第12回すぎと環境会議	・計画策定に関する意見交換
12月17日	令和3年度 第2回杉戸町環境審議会	・第2次杉戸町環境基本計画策定に係るアンケート調査について ・第2次杉戸町環境基本計画策定に係る町民ワークショップの開催について ・「環境動向の整理」について
令和4(2022)年 1月29日	町民ワークショップ	・町民の環境に関する意識や意見の把握
2月17日～ 3月2日	杉戸町環境計画策定 作業部会 第2回会議	・第2次杉戸町環境基本計画における「望ましい環境像」の検討について ・策定スケジュールについて
3月11日	令和3年度 第3回杉戸町環境審議会	・「第2次環境基本計画における望ましい環境像の検討」について
7月28日	令和4年度 第1回杉戸町環境審議会	・会長・副会長の選出について ・杉戸町環境基本計画第4期実施計画 実施状況に関する報告について ・「第2次杉戸町環境基本計画」の策定に関する報告について
9月10日	令和4年度 第4回すぎと環境会議	・第2次基本計画案に関する意見交換
10月24日	令和4年度 第2回杉戸町環境審議会	・第2次杉戸町環境基本計画(素案)の策定に関する報告について
11月11日～ 12月11日	パブリックコメント実施	・第2次杉戸町環境基本計画(素案)について
11月12日	令和4年度 第5回すぎと環境会議	・第2次基本計画(素案)への提案事項検討
令和5(2023)年 1月20日	令和4年度 第3回杉戸町環境審議会	・第2次杉戸町環境基本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について ・第2次杉戸町環境基本計画(原案)の諮問について
3月14日	環境審議会へ諮問	・第2次杉戸町環境基本計画(原案)について(諮問)
3月22日	環境審議会より答申	・第2次杉戸町環境基本計画(原案)について(答申)
3月24日	政策会議	・第2次杉戸町環境基本計画(原案)について

4 杉戸町環境審議会

令和3（2021）年度任期：令和3（2021）年4月1日～令和4（2022）年3月31日

令和4（2022）年度任期：令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日

番号	委員氏名	選出区分
1	藤城 一巳	関係団体を代表する者
2	早乙女 行雄	関係団体を代表する者
3	木村 芳裕	関係団体を代表する者
4	奥山 あき子	関係団体を代表する者
5	木村 三樹男	関係団体を代表する者
6	金子 亮	関係行政機関の職員
7	坂本 正博	識見を有する者
8	秋元 智子	識見を有する者
9	佐藤 杉弥	識見を有する者
10	戸賀崎 邦雄	識見を有する者
11	遠藤 清	環境保全に関心の高い者
12	中村 和孝	環境保全に関心の高い者

5 すぎと環境会議

番号	氏名	会員区分
1	木村 芳裕	個人会員
2	原田 寿々子	個人会員
3	栗原 偉憲	個人会員
4	林 宣夫	個人会員
5	株式会社菅野建築事務所 (菅野 泰孝)	法人会員
6	すぎとエコグリーン (坂本 正博)	団体会員
7	遠藤 清	個人会員
8	小林 忠和	個人会員
9	富澤 一郎	個人会員

6 杉戸町環境計画策定会議

課名	職名
総合政策課	課長
管財契約課	課長
総務課	課長
住民協働課	課長
危機管理課	課長
健康支援課	課長
環境課	課長
都市施設整備課	課長

課名	職名
建築課	課長
産業振興課	課長
市街地整備推進室	室長
上下水道課	課長
議会事務局	局長
教育総務課	課長
学校教育課	課長
社会教育課	課長

7 杉戸町環境計画策定作業部会

課名	職名
総合政策課	主幹
管財契約課	主幹
総務課	主幹
住民協働課	主幹
危機管理課	主幹
健康支援課	主幹
環境課	主幹
都市施設整備課	主幹

課名	職名
建築課	主幹
産業振興課	主幹
市街地整備推進室	主幹
上下水道課	主幹
議会事務局	次長
教育総務課	主幹
学校教育課	主幹
社会教育課	主幹

8 アンケート調査結果

■調査目的

「杉戸町環境基本計画」を改定し、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、町民・事業者の環境に対する意識を把握し、本町の総合環境像や施策に反映することを目的としました

■調査概要

町 民 1,000 人

事業者 100 社

【抽出方法】

町 民：各年代及び地域ごとの人口割合により、極端な偏りが出ないように按分し、町民 1,000 人を選定しました。

事業者：産業分類ごとの企業数割合により、極端な偏りが出ないように按分し、町内事業者 100 事業所を選定しました。

調査概要

	町民			事業者		
調査対象	町内に在住する 満 18 歳以上の男女（1,000 人）			町内の事業者（100 社）		
実施方法	郵送配布・郵送回収による 郵送調査法及び Web 調査					
調査期間	2021 年 10 月 1 日（金） ～ 10 月 22 日（金）					
回 収 率	郵送	Web	合計	郵送	Web	合計
	44.8%	10.4%	55.9%	44.0%	6.0%	50.0%
	455 人	104 人	559 人	44 社	6 社	50 社

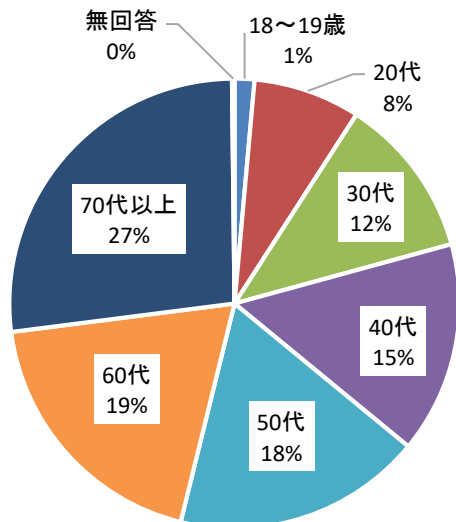
■調査票の設計

- ・平成 11（1999）年度に実施されたアンケート調査結果と比較し、町民・事業者における環境に関する意識・意向、取組実態等の変化を把握しました。
- ・杉戸町に関連する気候変動などの新たな動向について設問に盛り込みました。
- ・杉戸町における気候変動影響評価を行うため、現在及び将来における気候変動についての内容を盛り込みました。

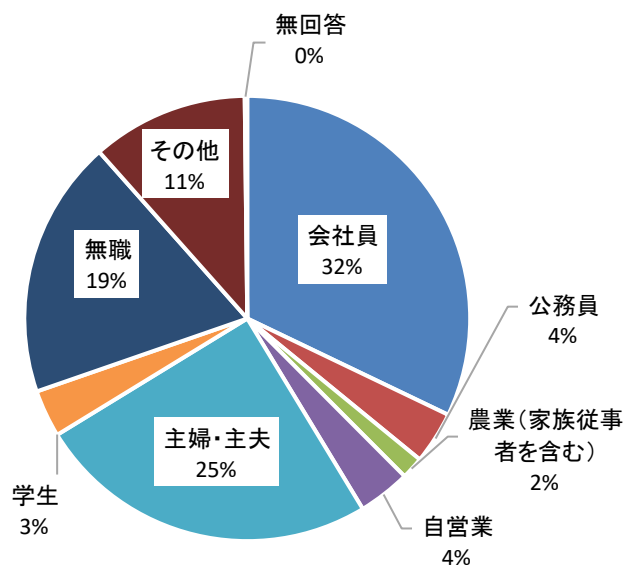
■調査結果（町民編）

問1 あなたご自身のことについてお伺いします。

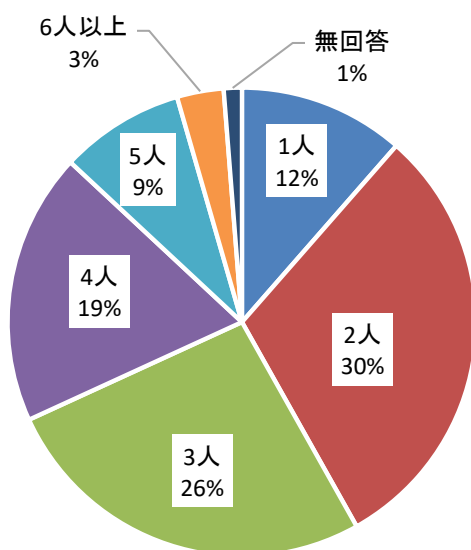
【年齢】



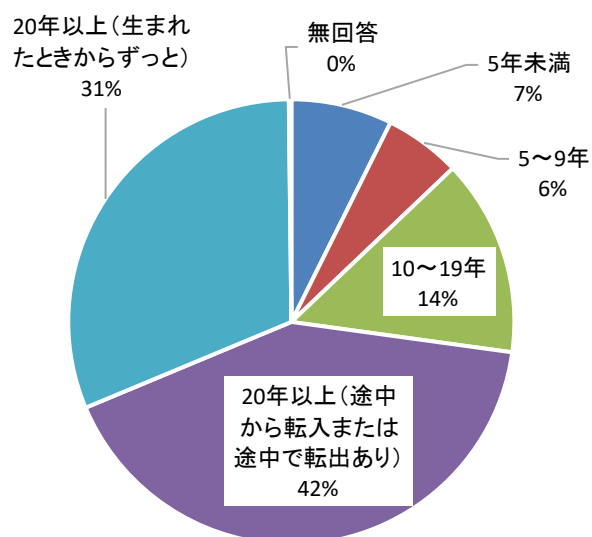
【職業】



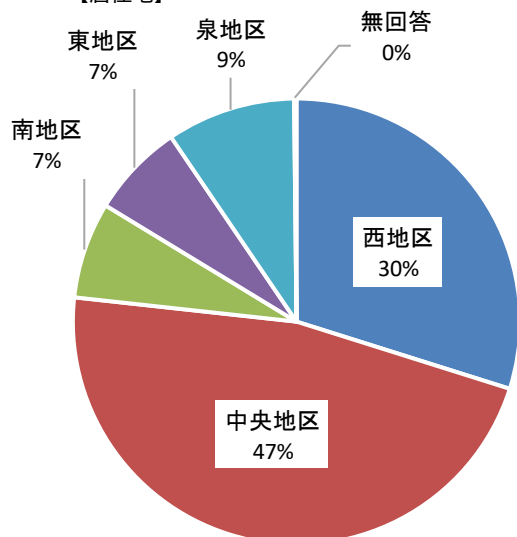
【世帯人数】



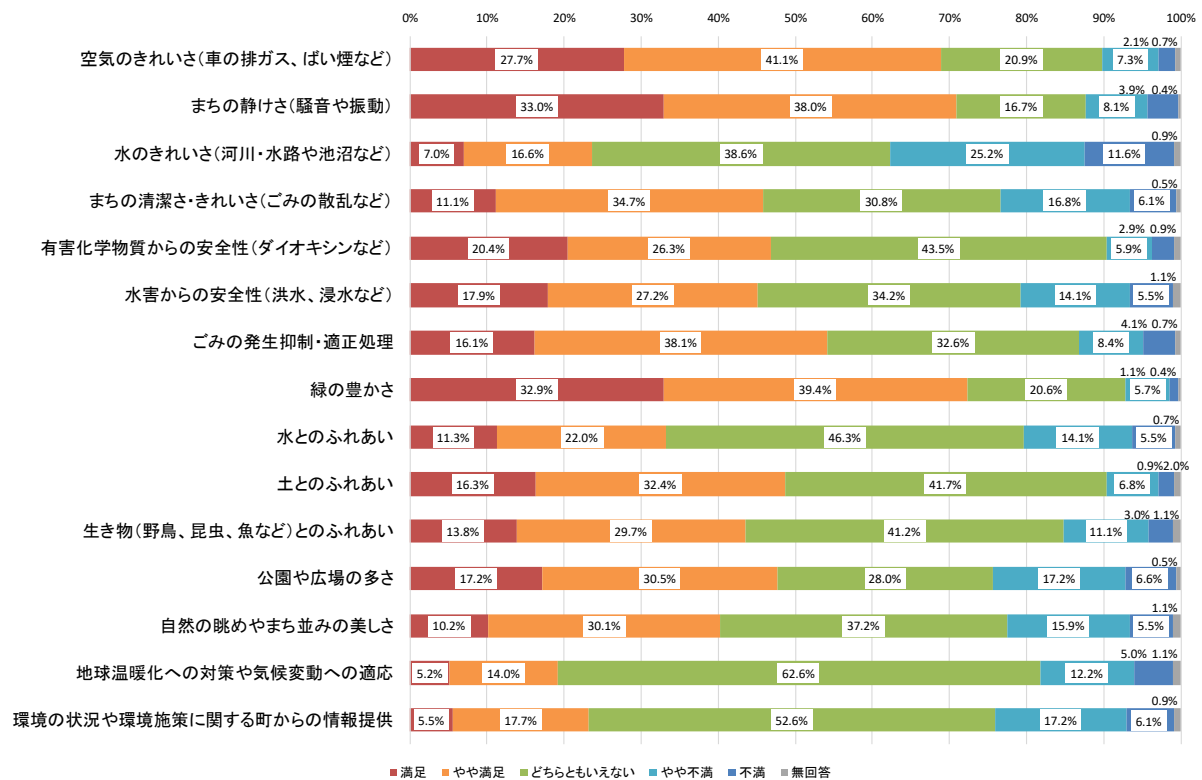
【居住年数】



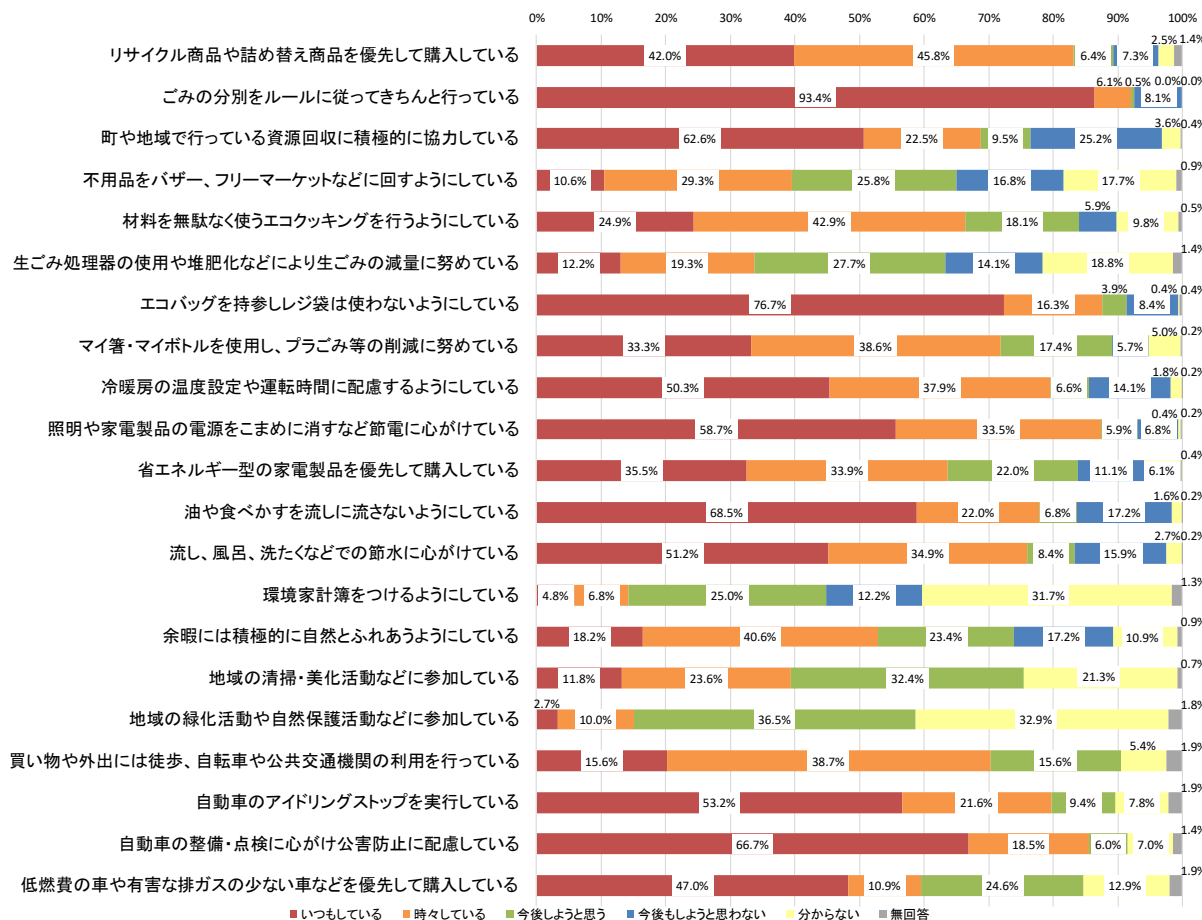
【居住地】



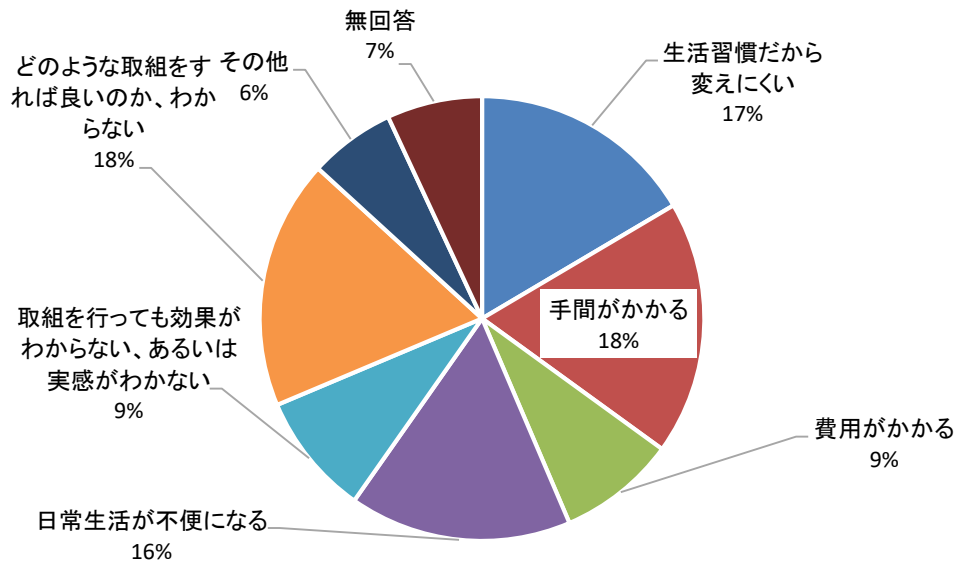
問2 あなたのお住まいの周辺の環境に対する満足度についてお伺いします。



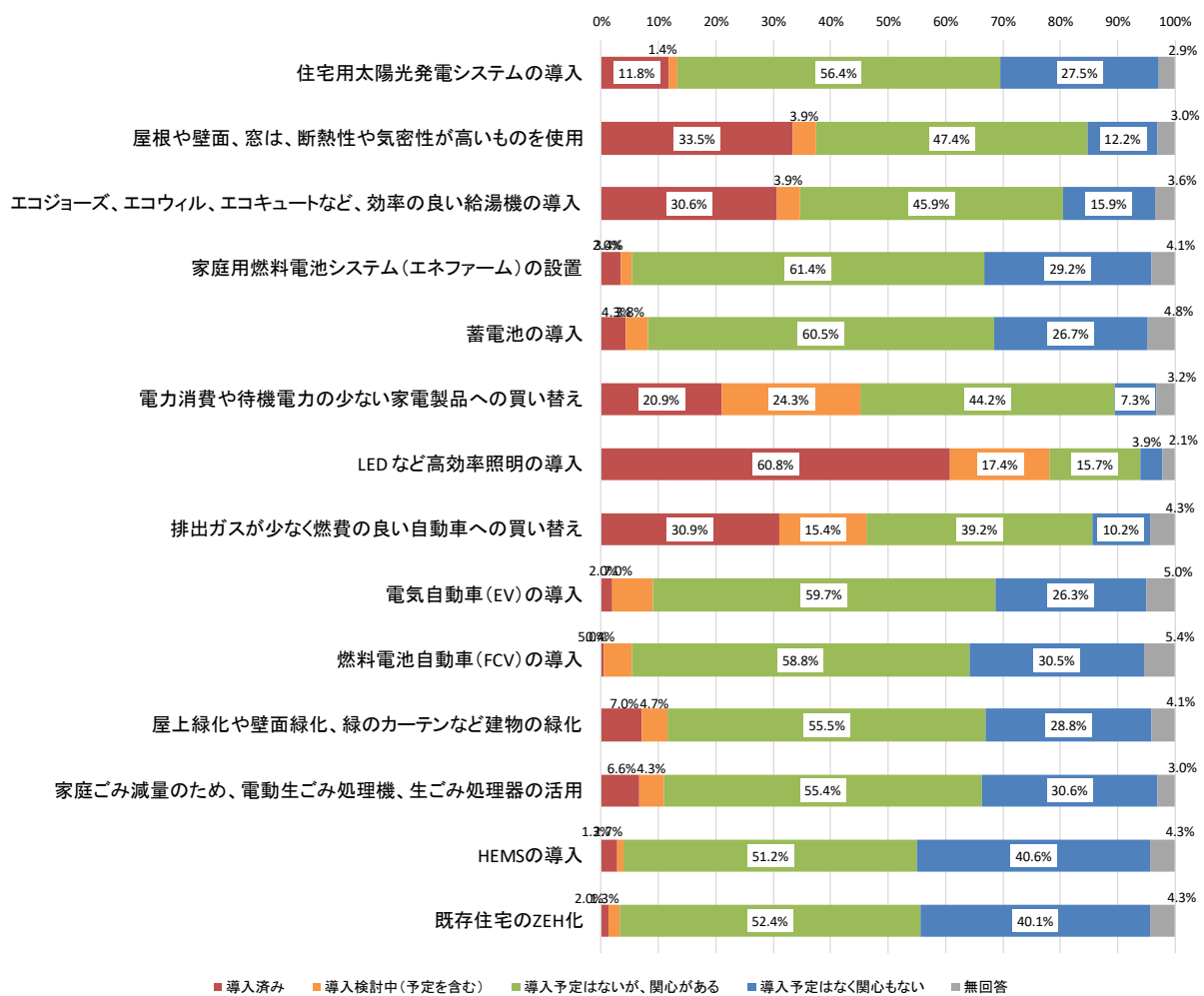
問3 日ごろ以下のようなことにどの程度気をつけていますか。



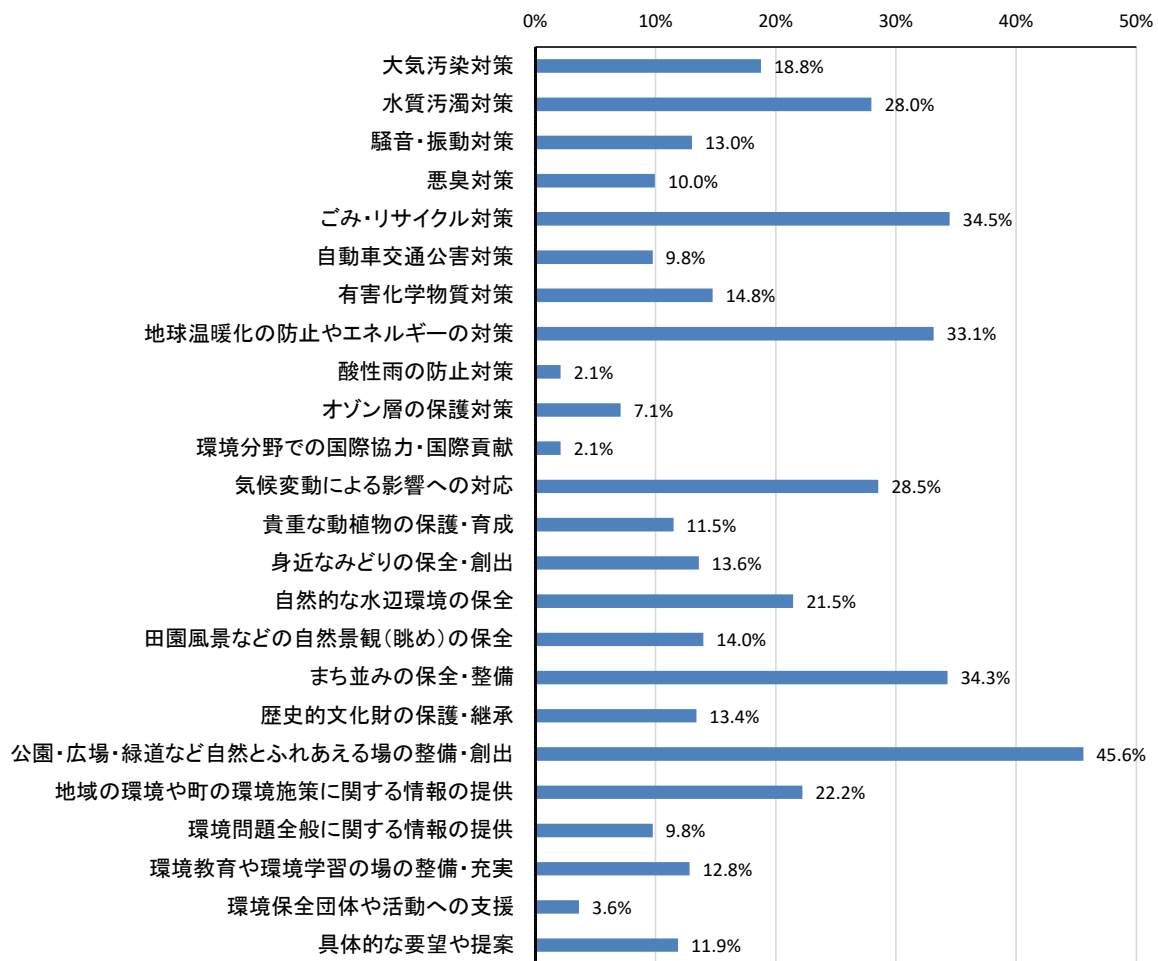
問4 問3で「今後もしようと思わない」と回答した項目について取り組めていない理由をお伺いします。



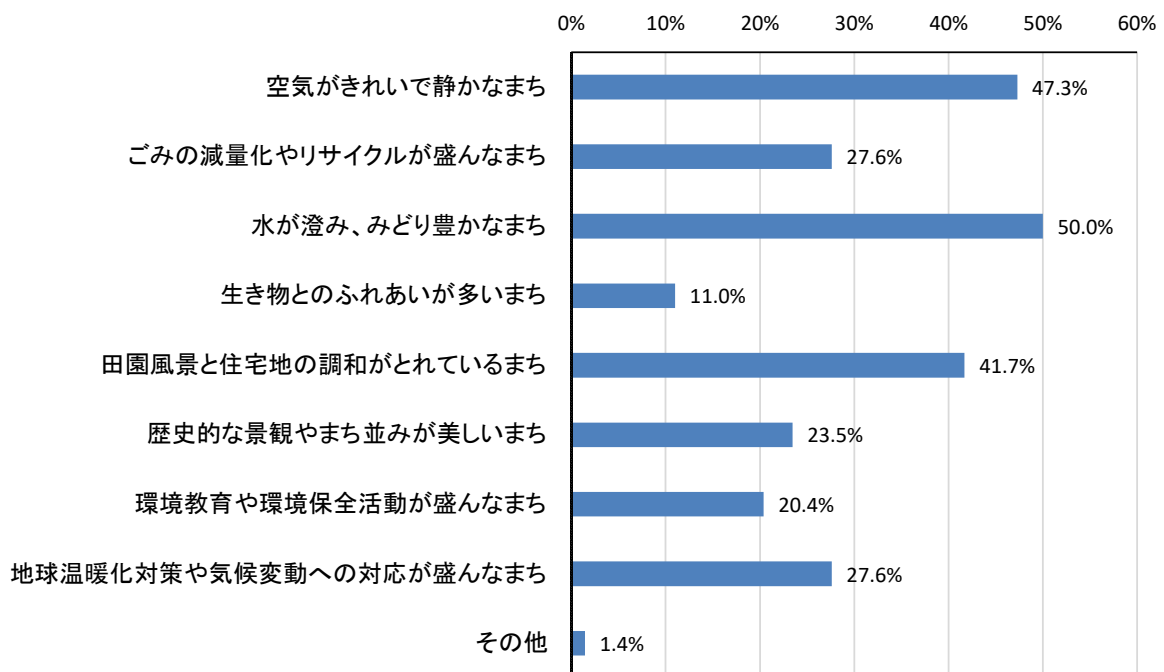
問5 省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況についてお尋ねします。



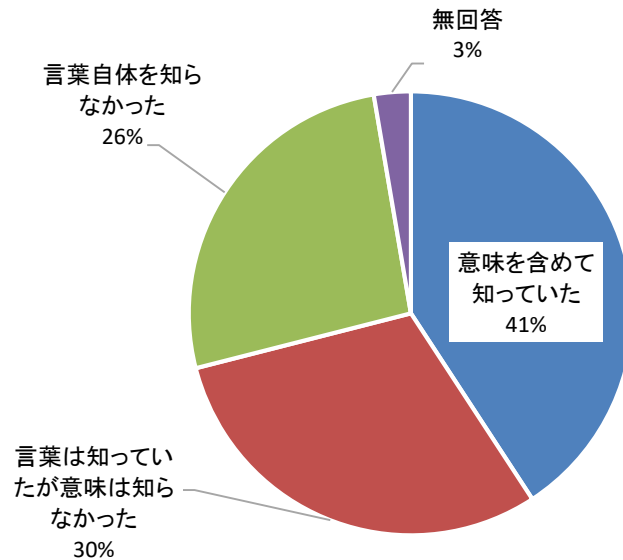
問6 今後、町で特に重点的に進めて欲しい環境施策の分野についてお伺いします。



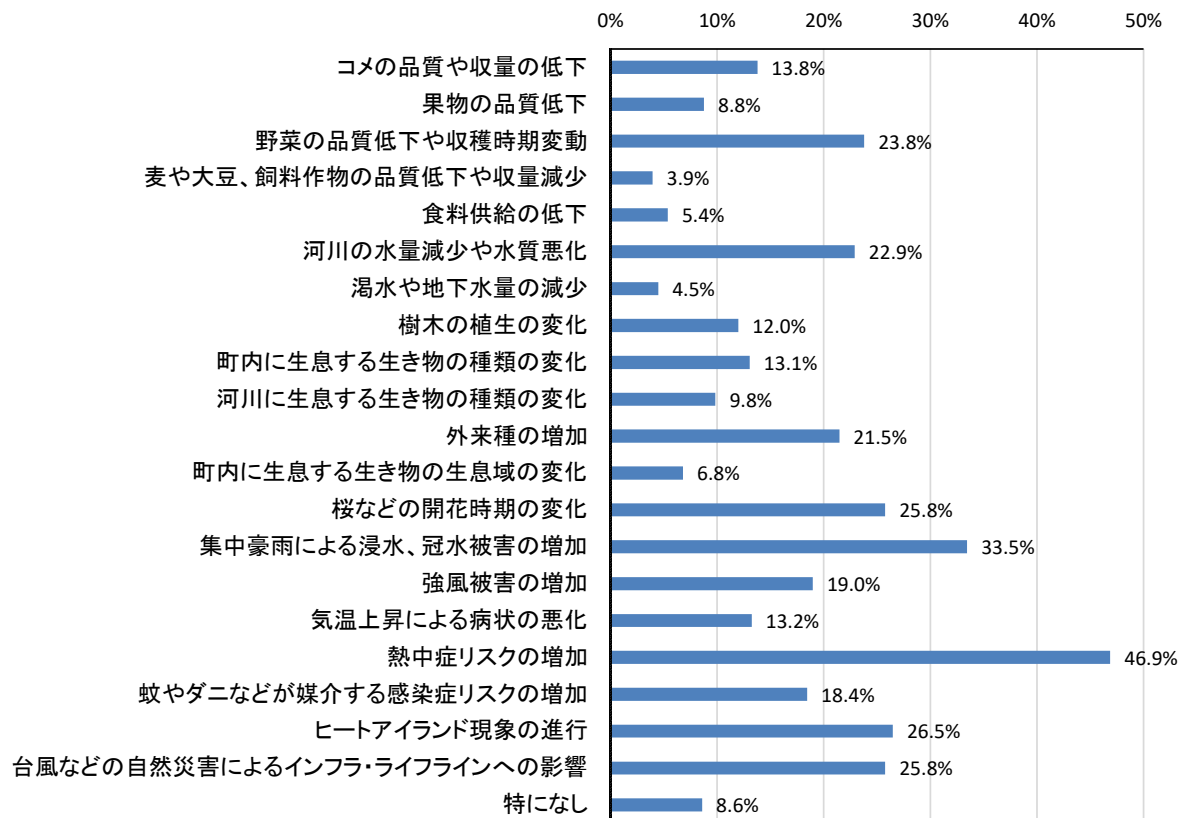
問7 「杉戸町の将来の望ましい環境像」としてイメージされる言葉についてお伺いします。



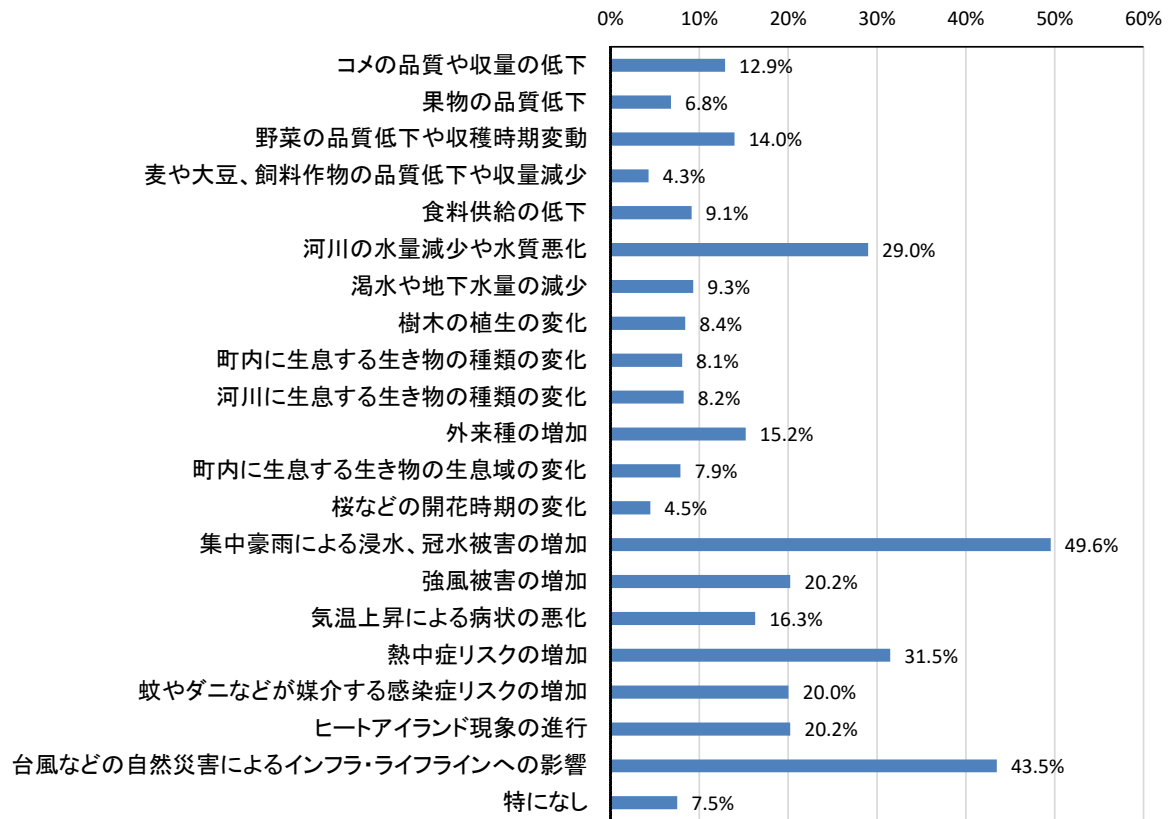
問 8 あなたは「気候変動の影響への適応」という言葉を知っていましたか。



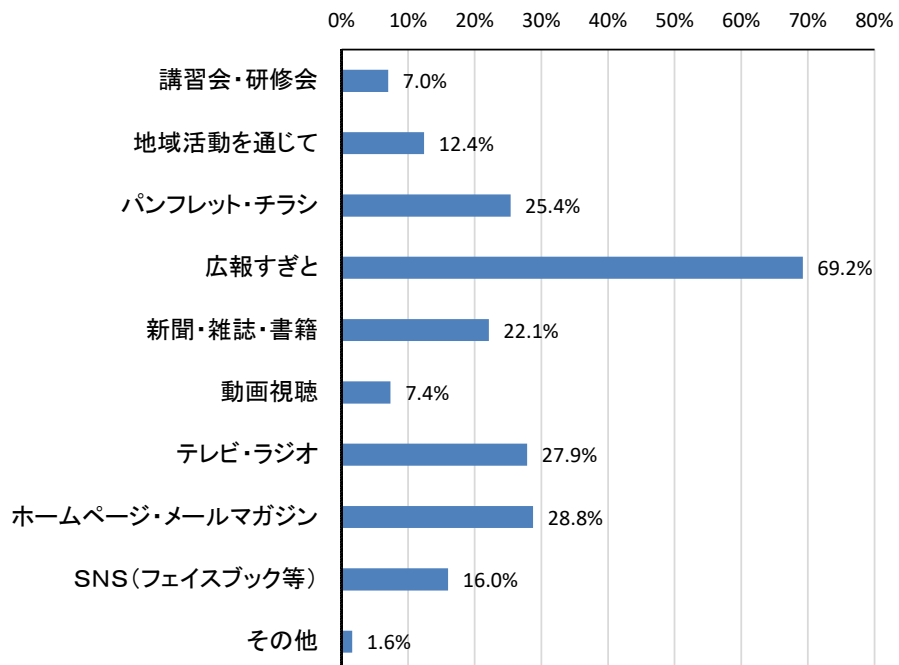
問 9 杉戸町において既に気候変動の影響を受けていると感じるものについてお伺いします。



問 10 杉戸町で今後、重点的に対策していくべき事項についてお伺いします。



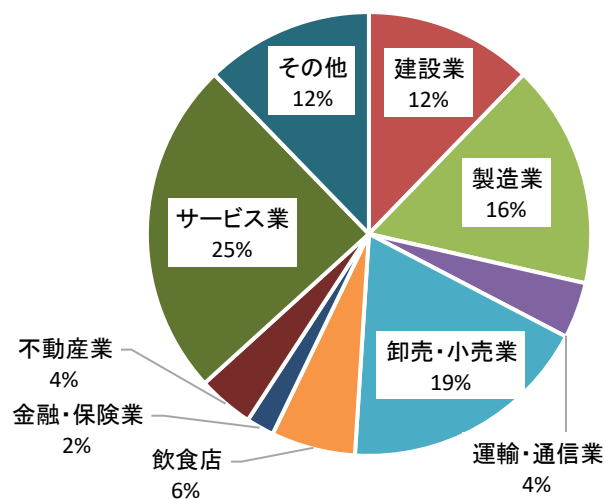
問 11 環境情報の入手方法についてお伺いします。



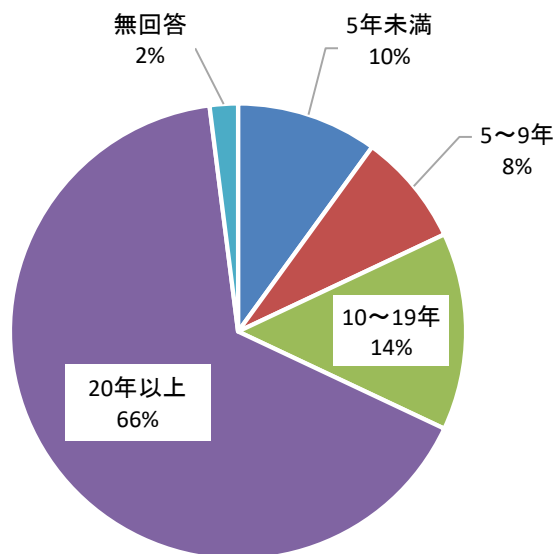
■調査結果（事業者編）

問1 貴事業所についてお伺いします。

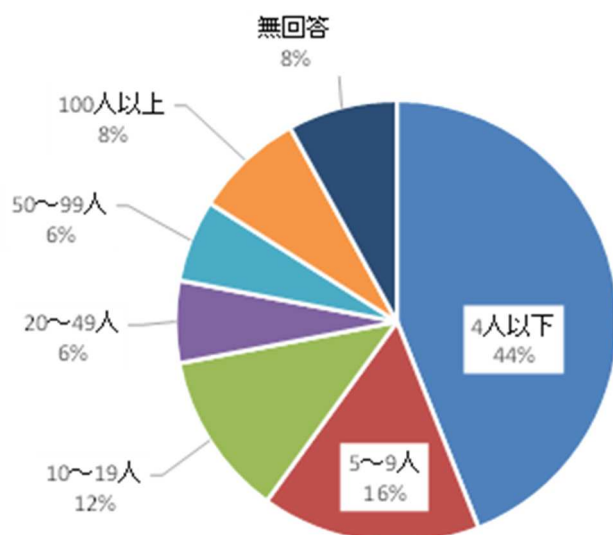
【業種】



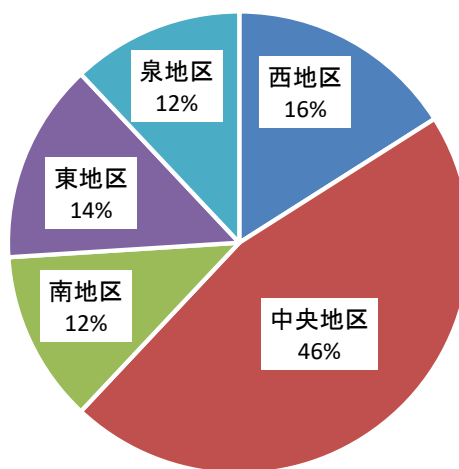
【営業年数】



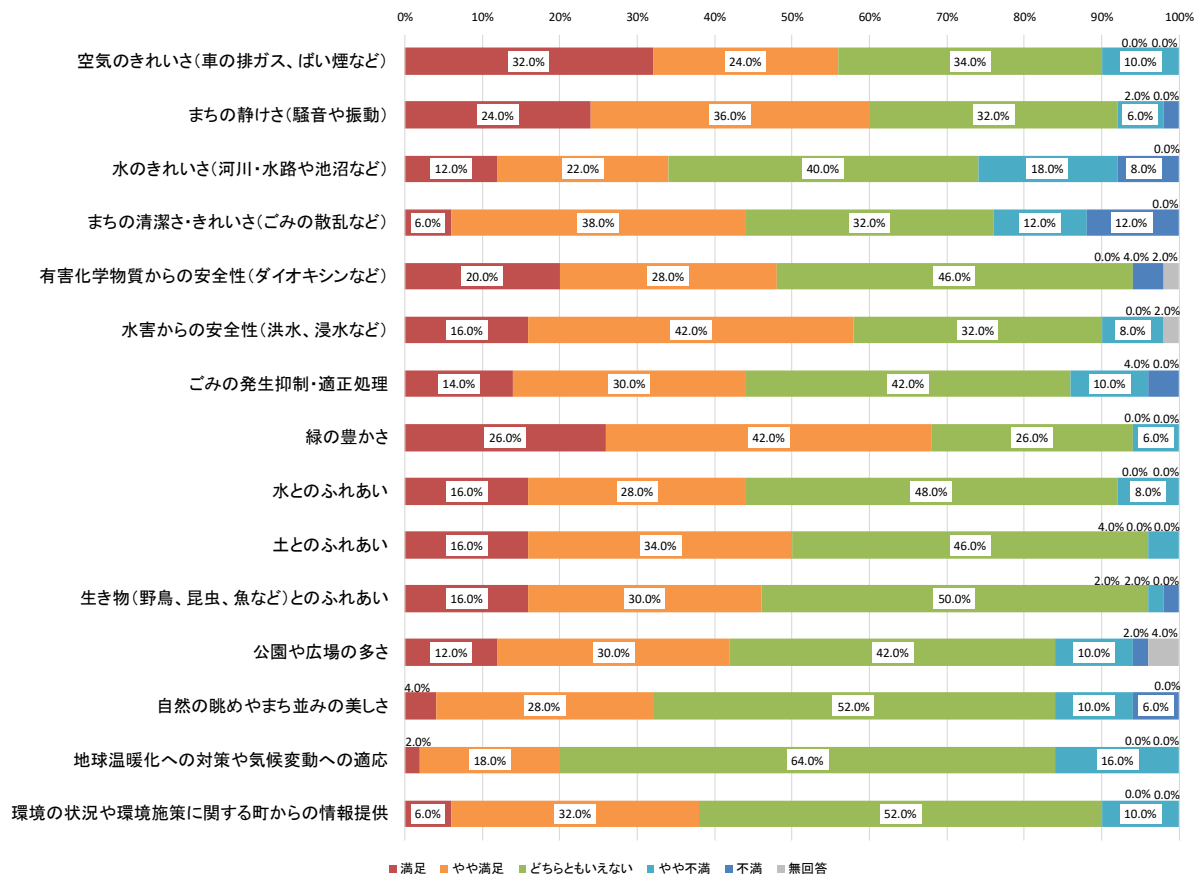
【従業員規模】



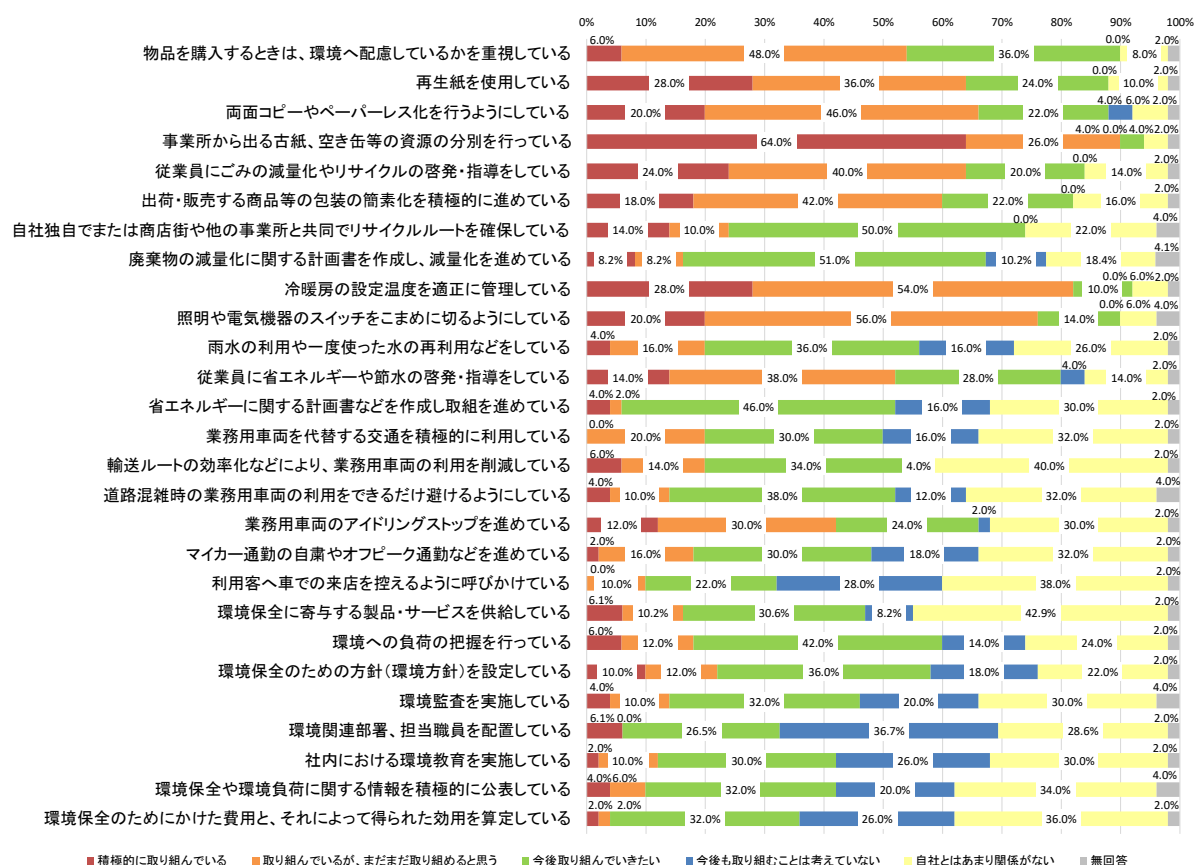
【所在地】



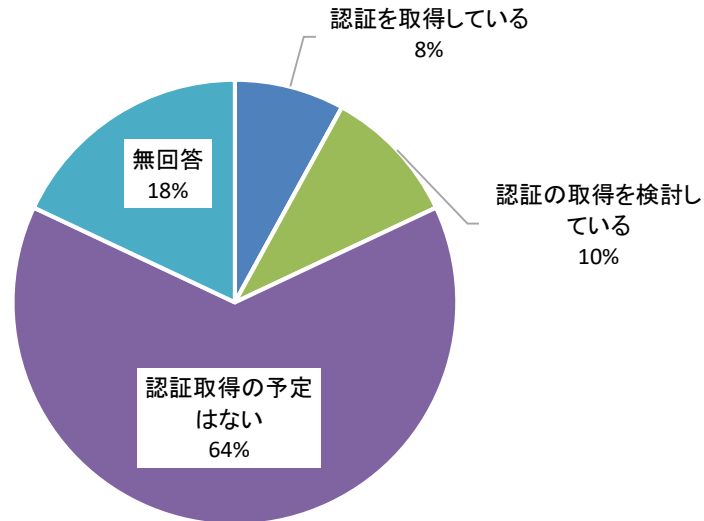
問2 貴事業所の周辺の環境に対する満足度についてお伺いします。



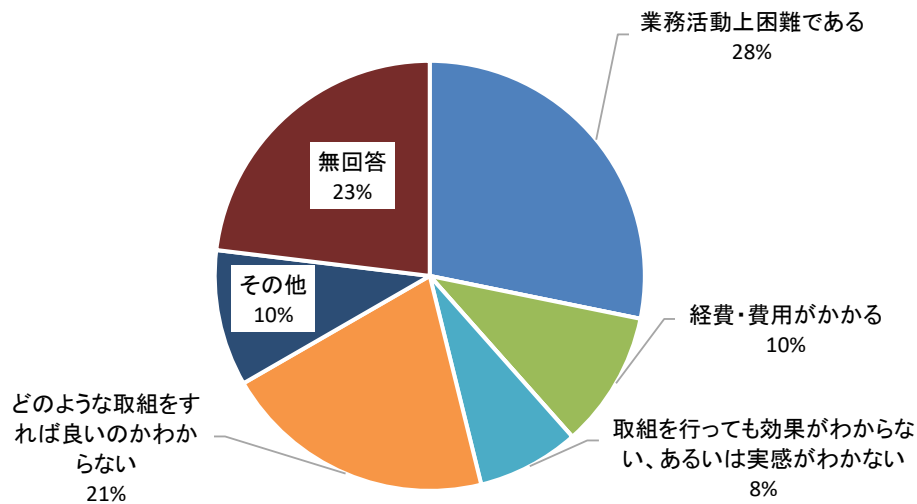
問3 省エネ行動や環境保全活動に関する取組についてお伺いします。



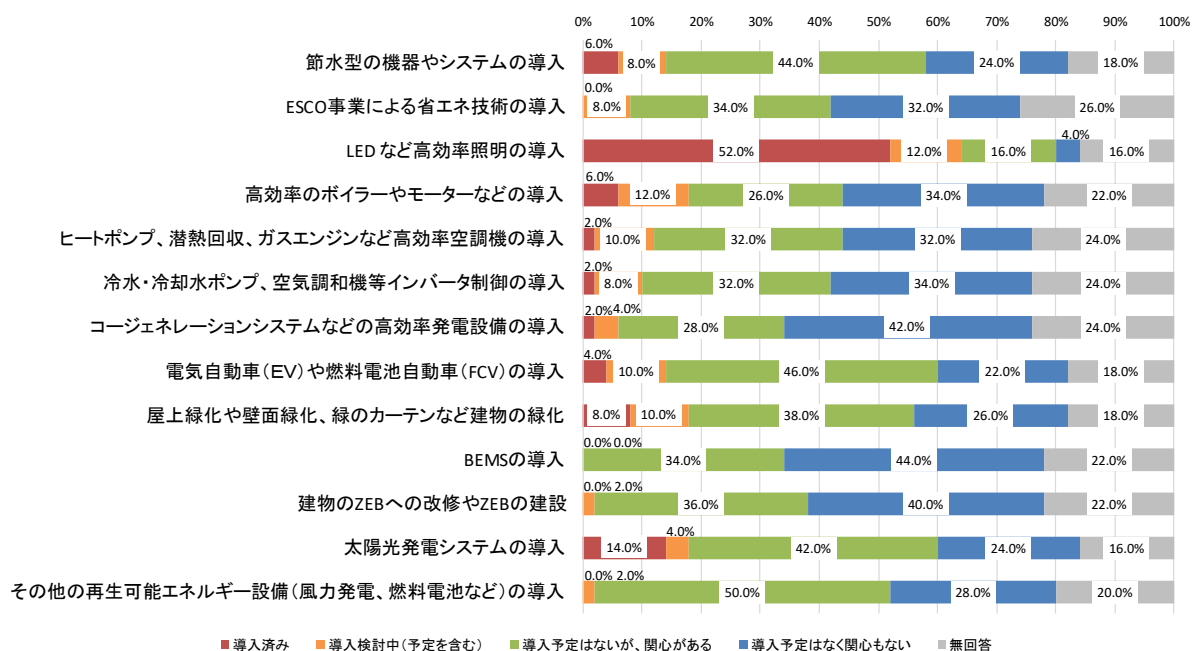
問4 貴事業所における「ISO14001」や「エコアクション21」などの認証取得状況についてお伺いします。



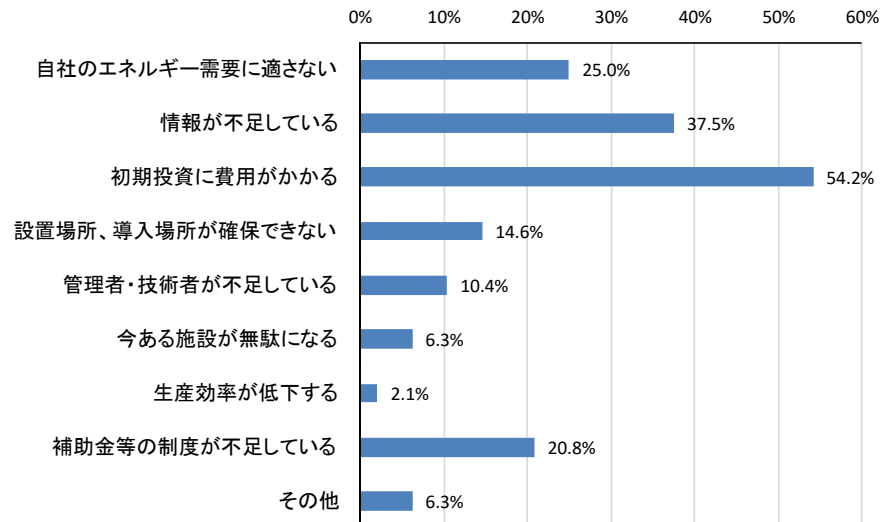
問5 問3で「今後も取り組むことは考えていない」、問4で「認証取得の予定はない」と回答した取り組みていない理由についてお伺いします。



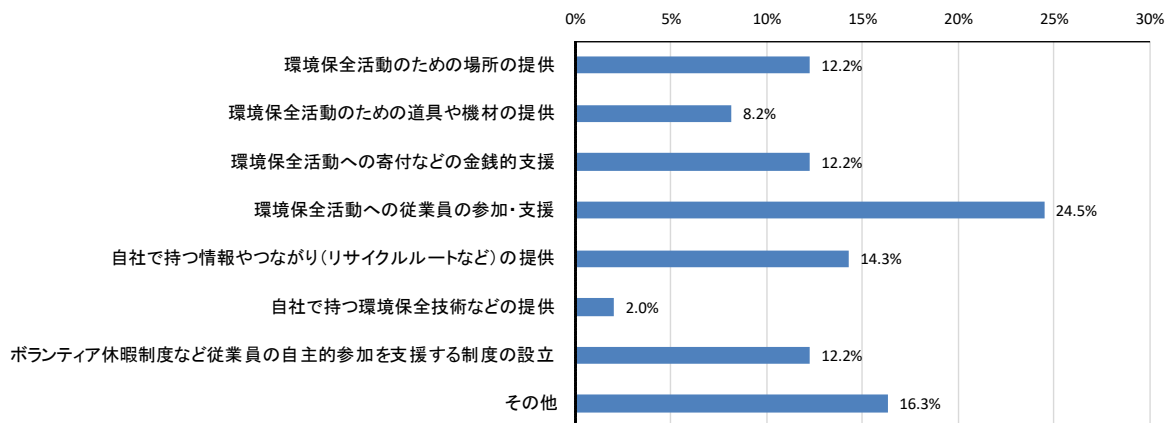
問6 環境負荷の少ない設備等の導入状況についてお伺いします。



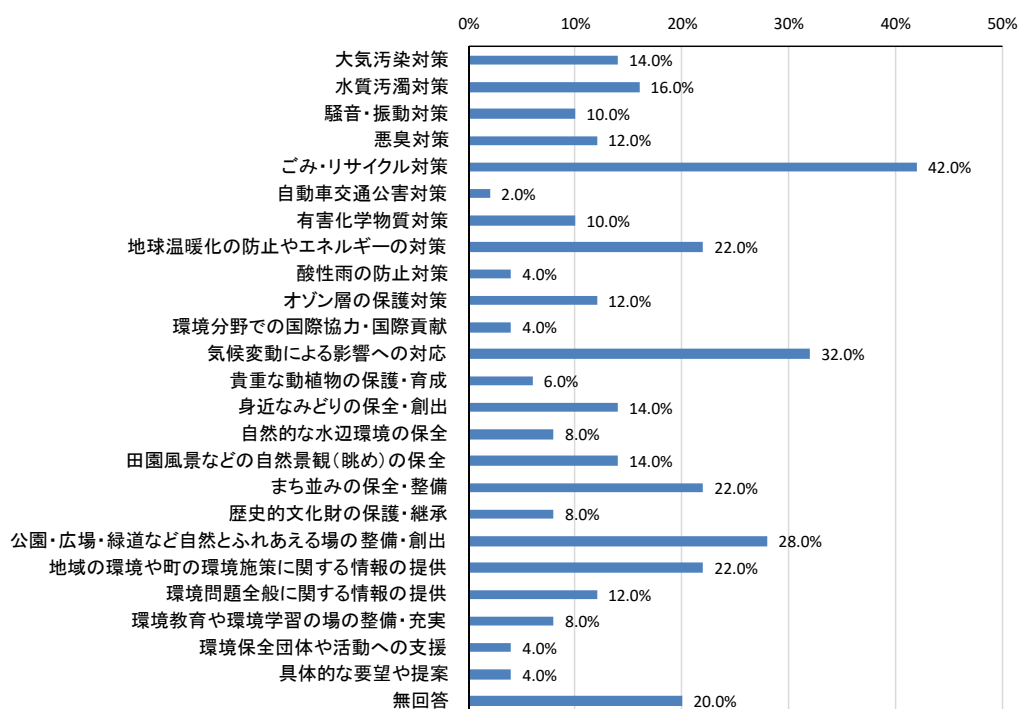
問 7 環境負荷の少ない設備等の導入の際の課題についてお伺いします。



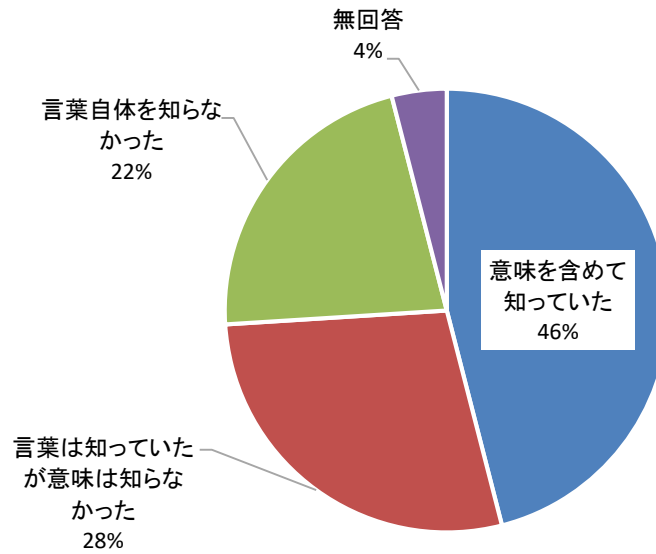
問 8 地域などでの環境保全活動への貢献についてお伺いします。



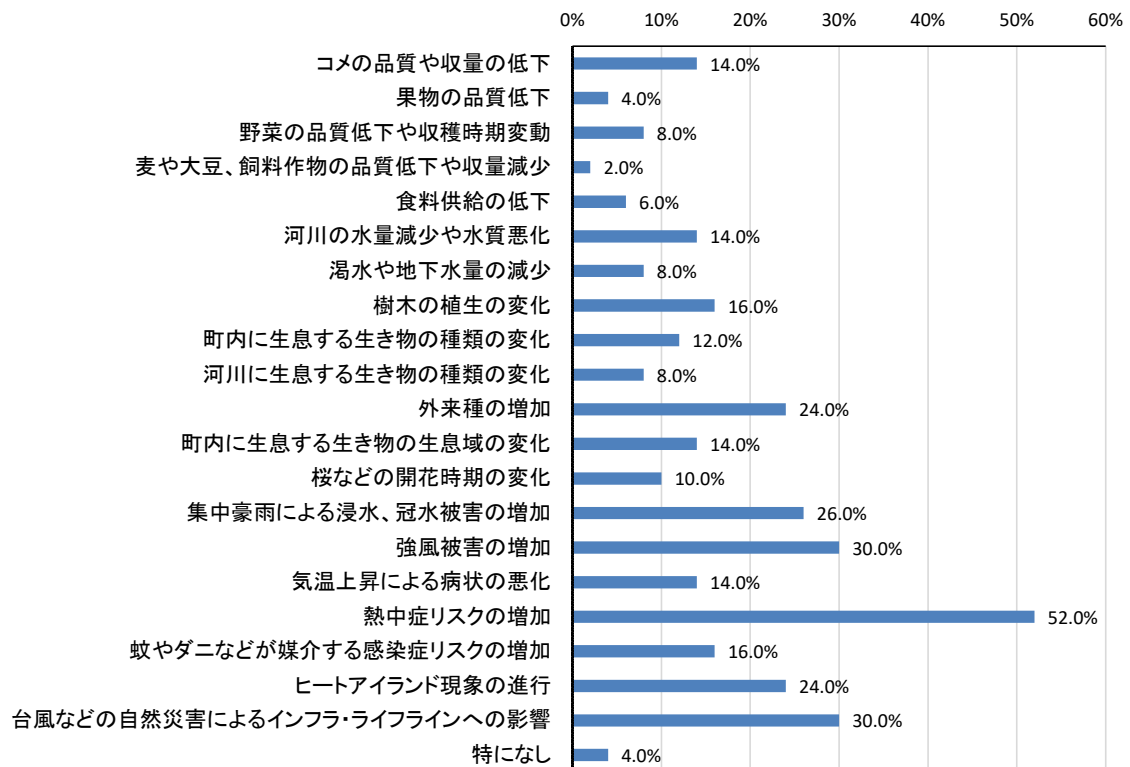
問 9 今後、町として特に重点的に進めていくべき環境施策の分野についてお伺いします。



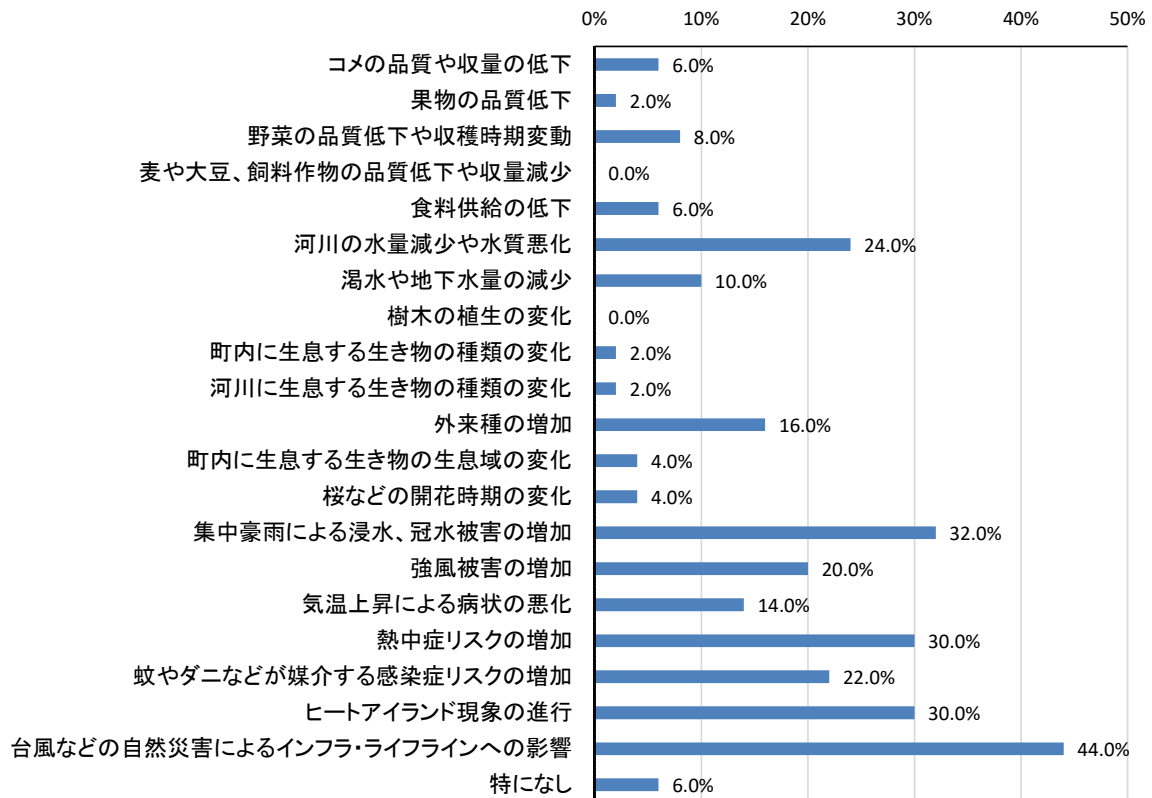
問 10 「気候変動の影響への適応」という言葉を知っていましたか。



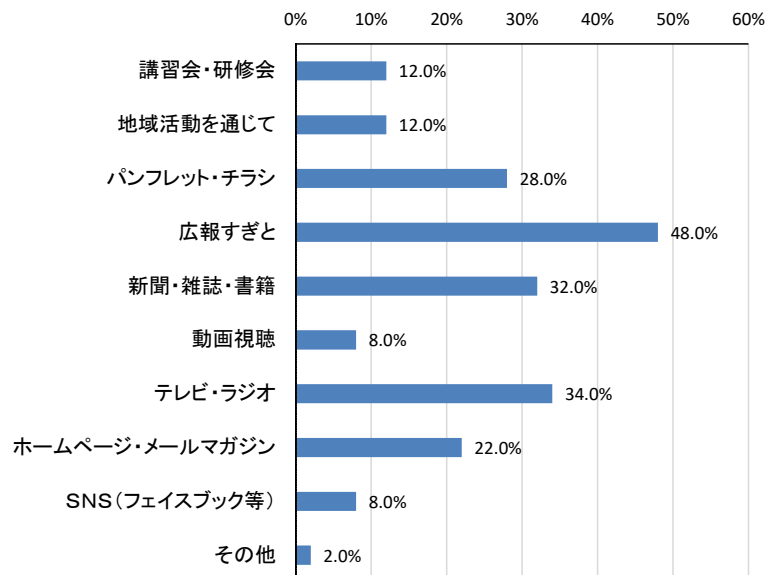
問 11 杉戸町において、既に気候変動の影響を受けていると感じるものについてお伺いします。



問 12 杉戸町で今後、重点的に対策していくべき事項についてお伺いします。



問 13 環境情報の入手方法についてお伺いします。



9 用語集

●あ行

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（ CO_2 ）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の7種類としています。

●か行

カーシェアリング

登録を行った会員の間で車を共有して使用するサービスのことであり、自動車保有台数の減少や燃費の良い自動車をシェアすることにより、環境負荷の低減につながることが期待されます。

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることをいいます。

緩和策

温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。

気候変動適応計画

「気候変動適応法」第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定される計画であり、気候変動適応に関する施策の基本的方向や気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項などについて定めています。

気候変動適応法

地球温暖化による気候変動に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることから、気候変動適応に関する計画を策定し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供やその他必要な措置を講ずることで、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする法律です。

気候変動に関する政府間パネル

国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

共有社会経済経路シナリオ

将来の社会経済の発展傾向を仮定したシナリオで、持続可能な発展の下で気温上昇を 1.5℃以下及び 2℃未満に抑えるシナリオ、中道的な発展の下で気候政策を導入するシナリオ、地域対立的な発展の下で気候政策を導入しないシナリオ、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入しない最大排出量シナリオの 5 つが主に使用されています。

グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害に加え、農作物への影響が懸念されています。

光化学スモッグ

春から秋にかけて、風が弱く晴れた日に光化学オキシダントなどが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる状態をいいます。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカしたり、呼吸が苦しくなったりします。

国連持続可能な開発サミット

平成 27（2015）年にニューヨーク国連本部において開催された国連持続可能な開発サミットのことであり、161 の加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

●さ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。

次世代自動車

電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素の排出を抑えた設計になっています。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27（2015）年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする国際社会共通の目標です。

持続可能な開発目標（SDGs）

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

循環型社会

天然資源の消費量を抑制し、環境への負荷をできる限り低減される社会のことであり、「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。

食品ロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のことです。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関して、国や地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

生態系

ある空間に生きている生物と、生物を取り巻く非生物的な環境が相互に関係しあって、生命の循環をつくりだしているシステムのことです。ある空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などのあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれています。

生物学的酸素要求量（BOD）

河川などの水質汚濁の程度を示す指標で、水の中に含まれる有機物が微生物によって二酸化炭素や水に分解されるときに消費される酸素の量です。単位は mg/L で表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを表します。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことであり、命の一つひとつが個性を有しており、全て直接的、間接的に支えあって生きています。

●た行

第五次環境基本計画

「環境基本法」に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画であり、平成 30（2018）年に「第五次環境基本計画」が閣議決定されています。「第五次環境基本計画」では、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具現化するための 6 つの重点戦略を進めることにより、持続可能な社会を実現することとしています。

第四次循環型社会形成推進基本計画

「循環型社会形成推進基本法」に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、平成 30（2018）年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されています。「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、持続可能な社会の実現を見据え、循環型社会に至る中長期的な方向性を各主体が共有した上で、相互に連携・協働しながら自らの役割を果たしていくことが必要不可欠となることから、7つの方向性を示し、国が実施すべき取組などについて記載しています。

脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。

地域気候変動適応計画

都道府県及び市町村が、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るための計画であり、「気候変動適応法」において策定するように努めることとされています。

地域気候変動適応センター

都道府県及び市町村が、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点であり、気候変動適応に関する情報基盤の強化や町民等への情報提供を通して地域の取組を推進していく上で重要とされています。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。令和 3（2021）年に閣議決定された「地球温暖化対策計画」では、「2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく」ことを目標として掲げています。

地球温暖化対策の推進に関する法律

「国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」における「京都議定書」の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めた法律です。令和 3（2021）年の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、令和 32（2050）年までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。

蓄電池

二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のことであり、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。

適応策

既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。

●は行

パリ協定

令和 2（2020）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、平成 9（1997）年に定められた「京都議定書」の後継に当たります。「京都議定書」と異なる点として、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めています。

フードドライブ

家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のことです。将来的には一般廃棄物排出量の減量化、一般廃棄物処理費用の削減に寄与することが期待されます。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は 1m の 100 万分の 1）以下のものをいいます。微小なため大気中に比較的長期間滞留し、そのほとんどが気道又は肺胞に沈着して、人の健康上有害な影響を及ぼします。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度創設により、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律です

●ら行

リサイクル

廃棄物等を再資源化し、新しい製品の材料として使用することや、エネルギー源として有効利用することを指します。

●わ行

ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチックのことであり、コンビニのスプーンやフォークなどのカトラリー、クリーニング店のハンガー、宿泊施設の歯ブラシやカミソリなどがワンウェイプラスチックに当たります。

●英数

BEMS

「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立ちます。

COOL CHOICE

脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動です。

Eco-DRR

「Ecosystem-based Disaster Risk Reduction（生態系を活用した防災・減災）」の略称であり、生態系と生態系サービスを維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える対策です。

FEMS

「Factory Energy Management System」の略称であり、工場全体のエネルギー消費を削減するため、受配電設備のエネルギー管理や生産設備のエネルギー使用・稼働状況を把握し、見える化や各種機器を制御するためのシステムのことです。

HEMS

「Home Energy Management System」の略称であり、家庭におけるエネルギー管理システムのことを指します。エネルギー消費を可視化し、家庭の省エネ化に役立つシステムです。

V2H

「Vehicle to home」の略称であり、電気自動車のバッテリーに蓄えた電気を家庭で使用する仕組みことです。

3R+Renewable

国の「プラスチック資源循環戦略」における基本原則であり、「ワンウェイの容器包装・製品を始め、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減らすこと」、「プラスチック製容器包装・製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えること」、「できる限り長期間、プラスチック製品を使用すること」、「使用後は効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で徹底的に分別回収し、循環利用を図ること」、「プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指すこと」などがあります。

第2次杉戸町環境基本計画

令和5（2023）年3月 発行

発行 杉戸町

編集 杉戸町 環境課

〒345-0001 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内 577

TEL：0480-38-0401（直通）

FAX：0480-38-0651

ホームページ：<https://www.town.sugito.lg.jp/>

